平成19年第4回(12月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示					1
応招・不応招議員					2
第 1 号	(12月	6日)			
開 会					5
開 議					5
議事日程の報告					5
諸般の報告					5
行政報告					5
会議録署名議員の	指名				9
会期の決定					9
議案第61号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	0
議案第62号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	1
議案第63号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	2
議案第64号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	3
議案第65号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	7
議案第66号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	8
議案第67号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決1	9
議案第68号の上	程、説明、	質疑、	委員会	付託1	9
議案第69号の上	程、説明、	質疑、	委員会	付託1	9
議案第70号の上	程、説明、	質疑、	委員会	付託1	9
議案第71号の上	程、説明、	質疑、	委員会	付託2	0
議案第72号の上	程、説明、	質疑、	委員会	付託2	0
議案第73号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決2	3
議案第74号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決2	4
議案第75号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決3	1
議案第76号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決3	5
議案第77号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決3	6
議案第78号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決3	7
議案第79号の上	程、説明、	質疑、	討論、	採決3	9
散 会				4	2

開	議					4	7
諸般の	報告	·				4	7
一般質	問					4	7
原	田	全	修	君		4	7
小	籔	侃一	郎	君		6	5
澤	畑	義	照	君		7	5
髙	畑	雅	_	君		8	6
鈴	木	多津	⋭枝	君		9	9
板	谷		信	君	1	1	8
議案第	6 8	号 ~	議案	ミ第72号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1	3	5
会議時	間の	延長	ŧ		1	4	5
駿遠学	園管	理組	合議	養会議員の選挙	1	4	5
発議第	4号	の採	決		1	4	6
発議第	5号	の採	決		1	4	7
川根本	町譲	会議	員派	氐遣の件	1	4	8
議会運	営委	員会	の閉	fl会中の所掌事務調査の件	1	4	8
常任委	員会	の閉	会中	□の継続調査の件	1	4	8
閉	会				1	4	9



応招・不応招議員

応招議員(14名)

	1番	Щ	本	信	之	君
	2番	佐	藤	公	敏	君
	3番	中	田	隆	幸	君
	4番	小	籔	侃一	郎	君
	5番	原	田	全	修	君
	6番	澤	畑	義	照	君
	7番	杉	本	道	生	君
	8番	髙	畑	雅	_	君
	9番	中	澤	智	義	君
1	0番	板	谷		信	君
1	1番	鈴	木	多津	技	君
1	2番	芹	澤	德	治	君
1	3番	久	野	孝	史	君
1	4番	森		照	信	君

不応招議員(なし)

平成19年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

			平成19年12月6日(木)午前9時開議
日程第	1	会議録署名議員	員の指名
日程第	2	会期の決定	
日程第	3	議案第61号	川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
			ついて
日程第	4	議案第62号	川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第	5	議案第63号	川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
日程第	6	議案第64号	川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等の一部を改正する条
			例について
日程第	7	議案第65号	川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
			部を改正する条例について
日程第	8	議案第66号	町道路線の変更について
日程第	9	議案第67号	町道路線の認定について
日程第1	0	議案第68号	島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散について
日程第1	1	議案第69号	島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分について
日程第1	2	議案第70号	川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委
			託について
日程第1	3	議案第71号	川根本町と島田市との間の消防事務の委託について
日程第1	4	議案第72号	川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について
日程第1	5	議案第73号	榛原地域土地開発公社の解散について
日程第1	6	議案第74号	平成19年度川根本町一般会計補正予算(第4号)
日程第1	7	議案第75号	平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2
			묵)
日程第1	8	議案第76号	平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第1	9	議案第77号	平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第2	0	議案第78号	平成19年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
日程第2	1	議案第79号	平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算

(第1号)

出席議員(14名)

1番 山本 信之 君 2番 佐 藤 公 敏 君 3番 中 \blacksquare 隆 幸 君 4番 小 籔 侃一郎 君 全 5 番 修 君 畑 義 照 君 原 田 6番 澤 7番 本 道 生 君 8番 畑 雅 君 杉 髙 9番 中 澤 智 義 君 10番 板 谷 君 信 治 11番 鈴 木 多津枝 君 12番 芹 澤 德 君 13番 久 野 孝史 君 14番 森 照 信 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

툱 杉 Ш 嘉 英 君 副 町 長 澤本 廣 君 迪 男 君 総務課長 地 君 教 育 長 澤 村 筑 秀 昭 総合支所長兼管理課長 田 至 君 企画環境課長 羽根田 泰 君 藤 男 企画観光課長 田 俊 君 税 務 課 長 柴 田 光 君 Щ 章 保健福祉課長 健康増進課長 羽 倉 範 行 君 鈴 木 男 君 町民課長 太一 君 住民課長 場 西 村 徹 君 的 産業課長 岩 田 利 文 君 建設課長 Ш 本 眞 君 事業課長 裕 君 中 村 小 坂 進 君 教育総務課長 小 坂 泰夫 君 生涯学習課長 下 睦 夫 君 森 行財政改革推 進 室 長 紀代志 森 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長(森 照信君) ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成19年第4回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

開 議

議長(森 照信君) これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長(森 照信君) なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、副町長、教育長及び各課長、行財政改革推進室長、会計 管理者兼出納室長が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長(森 照信君) なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月30日、町長から第4回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり議案19件が町長から提出されております。

次に、監査委員から平成19年10月、11月分の例月出納検査及び財政援助団体監査の結果に ついて報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長(森 照信君) 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして、ごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 改めまして、おはようございます。

本日は、平成19年川根本町議会第4回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては何かと御多用中の中、全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

本議会において、条例改正、一部事務組合関係、補正予算関係等について御審議をいただくことになっております。冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

去る11月20日、東京において天皇皇后両陛下御臨席のもと、地方自治法施行60周年記念式 典が開催され、川根本町が地方自治功労者表彰の団体表彰を受けました。これは、みずから の創意工夫により、すぐれた施策を実施し、地方自治の充実、発展に寄与した市町村を総務 大臣が表彰するものであります。全国で112自治体が受賞いたしました。この受賞を契機と し、また励みとし、今後も地域一体となってまちづくりに取り組みたいと考えております。

一方、大変残念なことではありますが、今年の3月まで川根本町小長井の大石医院の院長として、住民の医療と健康増進、学校医や町の検診業務、企業嘱託医など55年にわたり、地域医療に貢献されました大石吉彦氏が亡くなられ、11月22日に清水市内で葬儀がとり行われました。私も葬儀に参列し、川根本町長として感謝の意味を込め、弔辞を申し上げてきました。

先生や御家族の皆様の長年の御苦労に、改めて感謝を申し上げますとともに、御冥福をお 祈りいたします。

現在、川根本町は平成20年度予算を編成中であります。近年の地方分権改革、三位一体改革により、地方公共団体を取り巻く財政状況は厳しい状況にあります。国と地方公共団体の役割の明確化、地域の自主性及び自立性を重視した予算配分へ移行している中で、地方行政を運営する者の力量や責任が試される時代となってきております。

平成17年9月に合併した本町において、実質単年度収支は平成13年度決算から5年間赤字が継続し、平成17年度には3億5,000万円余にも達し、基金残高についても財源不足を基金の取り崩しに頼らざるを得ない財政状況を反映し、平成13年度末の34億1,470万円が平成17年度末には23億1,745万円にまで落ち込みました。

平成18年度決算では、実質単年度収支は2,383万円の黒字となりましたが、経常収支比率は96.1%、地方債残高73億9,000万円余と依然厳しい状況にあります。

平成19年度予算においても、財政調整基金など基金の取り崩しによる財源確保に頼らざるを得ない状況であります。来年度、長島ダム交付金の交付率アップにより約1億円の増額となりますが、一方で1億円の75%が普通交付税算定の基準財政収入額に算入されることによる交付税減額など国の支援策が期待はされますが、依然として財源確保が厳しい状況は変わりません。

これらのことを踏まえ、平成20年度予算編成においても引き続き当町の歳入規模、身の丈 に応じた予算を確立していかなければなりません。 平成21年3月の静岡空港開港など、大井川流域が注目される時代を迎えようとしておりますが、そうした新たな時代に住民とともに対応していくためにも、合併後3回目となる年間予算編成を通じて、今後の本町の持続的な行財政基盤を確立していくための20年度予算編成としていきたいと考えております。11月5日には職員に20年度予算編成方針を示し、今後、要求に伴うヒアリングを実施しながら、2月上旬には予算案の編成を完了させたいと考えております。

基本的な方針として、歳入規模に応じた中で総合計画に基づいた予算を編成し、シーリング制度の導入で、地域振興センター建設など特殊要因を除き、平成19年度当初予算額から各目一般財源5%を削減した額以内で編成し、総額を抑えた予算を考えております。もちろん、総額を抑えるのみでなく、効率性・経済性も加味した行財政改革の流れに沿った予算としてまいります。

次に、行政改革についてですが、昨年度に策定した、いわゆる川根本町集中改革プランは、 67項目を75項目に追加修正しまして、実施、検討、調整を行っております。職員提案も集計、 審査し、必要なものから順次行政運営に反映しております。

現在までに、行政改革推進本部会を8回、町民の方などによる行政改革推進委員会を4回開催しております。また、私及び副町長、行革関係幹部職員で構成する執行委員会を随時開催し、進行管理をするとともに、公用車の効率的な運用方法、時間外手当、通勤手当の適切な運用、職員数の減少に伴う役場組織の効率的運用、再編など効率的な行政運営にかかわるさまざまな案件を指示、検討しております。

現在、国では平成20年度予算に向け、地域間格差是正や地方交付税制度の中での地方再生枠による過疎地への財政支援策等のさまざまな議論がなされております。

11月下旬には、全国町村長大会や、地方自治体が加盟するさまざまな組織、連盟の総会等が開催され、国政に対する要望等が決議されました。町村長大会では、地方交付税の持つ財源調整、財源保障機能の堅持、算定方法の見直し、偏在性の少ない地方税体系の構築、道路特定財源の現行税率の堅持と、地方への配分増加等が決議され、要望活動も行いました。

全国過疎地域自立促進連盟総会では、現行の全国過疎地域自立促進特別措置法が平成22年 3月末をもって失効することにかんがみ、引き続き総合的な過疎対策を充実、強化し、過疎 地域の振興が図られるよう、さまざまな活動や調査をしていくことが決議されました。

当町においても、住民の暮らしを守るため、山村地域が持つ我が国特有の豊かな自然環境、 歴史、文化、景観を守り、森林資源や水資源の供給など多面的な機能を担っていくためにも、 全国組織、県組織と連携しながら行動してまいります。

次に、後期高齢者医療関係ですが、既に御承知のとおり平成20年4月から現行の老人保健 法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、新たに75歳以上の後期高齢者を対象とす る後期高齢者医療制度が開始されます。

この後期高齢者医療制度は、都道府県内すべての市町村が加入する広域連合を都道府県ご

とに設立し、その広域連合が保険料及び賦課額の決定、医療給付等の事務を行い、この制度 運営に当たることになっております。

静岡県におきましても、平成19年2月1日には県内全市町加入のもと、静岡県後期高齢者 医療広域連合が設立されております。先月11月23日には、静岡県後期高齢者医療広域連合臨 時議会が開催され、保険料率を含む静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の制定についての議案が可決されたところであります。可決された条例の主な内容には、 平成20年4月から被保険者の皆様にそれぞれ御負担いただくことになる保険料の率と賦課額 があります。

ちなみに、静岡県の保険料は、所得割6.84%、均等割額3万6,000円、賦課限度額50万円と決定されました。

また、この保険料率つきましては、岡部町と川根本町の2町が、平成15年度から17年度までの3年間の1人当たり老人医療給付費が県平均から20%以上低く乖離していた市町として、6年間の保険料の賦課の特例として、均一保険料率よりも低い不均一保険料率が設定されました。

ちなみに川根本町の平成20年、21年度における所得割率は6.16%となり、均等割額は3万2,370円となります。

平成20年4月には、この新たな後期高齢者医療制度がスムーズにスタートでき、制度が順調に運営できるよう川根本町も広域連合とともに担当事務に取り組んでまいりますので、よるしくお願い申し上げます。

次に、島田市・北榛原地区衛生消防組合についてでありますが、島田市・北榛原地区衛生 消防組合は、昭和51年、島田市・金谷町衛生消防組合として発足後、平成9年、川根町、中 川根町、本川根町が加入しまして、島田市・北榛原地区衛生消防組合となりました。

このことにより、一般廃棄物の処理及び消防に関する事務を共同処理することによって、 事務の効率的処理に一定の役割を果たしてまいりました。

しかし、皆様御承知のとおり、平成17年5月の島田市と金谷町、同年9月には中川根町と本川根町の合併、また、平成20年4月には島田市と川根町との合併が行われようとしております。構成団体が1市1町となり、構成団体間や業務の一体化が達成されつつあります。

このような中、組合の管理業務や経営負担の大きさから、一部事務組合による共同処理方式が必ずしも効率的とは言えない状況下にあります。

また、県下では消防業務の向上や効率化を目的とし、市町村消防における広域化が推進されており、当該組合でも消防通信指令業務を組合構成団体以外であります近隣の焼津市と共同することにより、より一層の消防サービスの向上や効率化が図られるものと思われます。

したがいまして、これらの状況から組合を解散し、現在の共同処理事務につきましては、 今までどおりの業務内容を変えないで経費の削減を図りつつ、事務の委託方式により対応を していきたいと思うものであります。今回、関連議案を提案しておりますので、御審議をお 願いいたします。

次に、現在、国の新たな事業として取り組んでおります農地・水・環境保全向上対策事業でありますが、一昨年より区長会等で各地区に情報提供し加入を促してまいりましたが、一層の推進を図るため旧町単位で説明会を開催しました。現在のところ、本年度より実施中が地名、久野脇の2地区、今後実施予定が3地区、検討中が4地区となっており、いずれも旧中川根地区であります。この事業は、地域の環境を地域内の多様な担い手の協働により守ろうとするもので、地域保全のみならず、地域づくり全般にも大きく寄与するものと考えておりますので、今後も全町的な展開になるよう期待しております。

12月1日には、恒例の市町村対抗駅伝が開催され、川根本町チームは選手の頑張りにより、たすきをつなぎ、昨年より約1分間時間を短縮し、14位の成績でゴールいたしました。7月より練習に汗を流した駅伝チームのメンバーや役員、実行委員会の皆様の御苦労に改めて感謝申し上げます。

翌日の2日には、地域防災訓練が町内3,879人の参加を得て実施されました。今回は、陸上自衛隊にも参加協力していただき、孤立予想地区からのヘリコプターによる救出訓練や、ヘリを利用する場合の課題等の検討を行いました。当日午後には、川根本町の消防団の全分団参加による出動、部隊運用訓練が島田消防署川根北分遣所の協力を得て行われました。

今後も自主防災会、消防団、島田消防署、行政が連携しながら訓練、検証を重ね、地域の 安全の確保、災害対応能力の向上に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

今回、提案いたしますものは、条例規約関係等8件、島田市・北榛原地区衛生消防組合関係5件、補正予算6件の計19件であります。

よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長(森 照信君) 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(森 照信君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、山本信之君、 2番、佐藤公敏君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(森 照信君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。 御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの7日間に決定しました。

日程第3 議案第61号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の 一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第3、議案第61号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第61号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページから3ページ、新旧対照表1ページから5ページをごらんください。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日から施行されたことにより、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定等の改正を行うものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第4、議案第62号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第62号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について、提案理由の説明をいたします。

議案4ページから10ページ、新旧対照表6ページから14ページをごらんください。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与について、去る8月8日に人事院勧告が行われ、静岡県人事委員会においては10月9日、静岡県職員の給与等について、報告と勧告が行われました。

改正の概要は、民間給与との格差を埋めるため、初任給を中心に若年層に限定した給料月額の引き上げ、子等に係る扶養手当の引き上げ500円、期末、勤勉手当の引き上げ0.05カ月分となりました。

川根本町における給与改定に関する取り扱いについては、国における取り扱いを基本とし、 静岡県人事委員会の報告、勧告を参考に川根本町職員の給料月額、扶養手当及び勤勉手当の 額の改正を行う改正案を提出するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 今朝ほど通告を一応しましたので、議長のところにいっていないかもしれませんけれども、1点お聞きいたします。

今の提案理由の説明でも述べられたんですけれども、国家公務員の人事院勧告が行われて 給与の勧告が行われて、それに基づいて方針を基本として当町も改正案を提出するというこ とだったんですけれども、その内容が給与は若年層の初任給を中心に引き上げるということ でありました。

それから、扶養手当については、6,000円を6,500円に、期末手当、勤勉手当については、100分の5を2期に分けて引き上げるという説明があったんですけれども、この内容が国の人事院勧告の国家公務員に対する勧告の内容を、そのまま踏襲したものかどうか確認をいた

します。

議長(森 照信君) 総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) ただいま11番の鈴木多津枝議員の質問にお答えいたします。

今、国の給料表に準じたものかどうかということがございますが、これは鈴木議員の御指摘のとおり、国の給料表に準じて改正をさせたものでございます。

以上です。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを 採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改 正する条例について

議長(森 照信君) 日程第5、議案第63号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第63号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

占用料の減免対象として、日本郵政公社が郵便業務等の用に供する占用物件がありますが、 日本郵政公社が平成19年10月1日から民営化されたことに伴い削除するものです。

なお、当町には該当する物件がありません。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを採 決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第63号、川根本町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等 の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第6、議案第64号、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第64号、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正条例は、ウッドハウスおろくぼの管理を指定管理者が行うことができるとする もので、利用料制度による営業を営む場合、あらかじめ町長の承認を得て現行の使用料の額 の1.5倍の額の範囲内で定めることができるようにする改正をするものであります。

このことにより、光熱水費の変動に対応できる料金設定、指定管理者の裁量により各種サービスの提供が可能となるものであります。

なお、緑の伝習館条例、南赤石テニスコート条例、なかかわね三ツ星天文台条例の3条例につきましても、共通の動機に基づくものであり、一括して改正するものであります。

御審議のほどよろしくお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

ただいまの提案理由の説明で、指定管理者が行うことができるように定めるということで、その理由としてサービスの、ちょっと聞こえなかったんですけれども、各種サービスと言われたかどうか、提供が可能となるものですというふうに言われたんですけれども、通告を出しましたのは、その指定管理者にするメリットですね、できるようにするということで、今後、指定管理者を目指していくんだと思うんですけれども、その指定管理者に管理をさせることのメリットについて、1点目は施設の維持管理費、器具類とか機材類とか保守・点検料などいろいろあると思うんですけれども、そういうものをだれが持つようになるのか。

それから、修繕費、改修費についてはどうなのか。利益が出た場合の協定はどういうふう に考えているのか。

それから、赤字の場合はどういうふうに考えておられるのか、この4点を伺います。

それから、もう一つ、公募するということですけれども、公募して、応募者が一団体以上 あった場合は、どのような基準あるいは観点で選定をされるのか、その点をお聞きします。

また、最後に契約期間です。更新、契約期間を定めるんだと思うんですけれども、それを 例えば、契約期間が定められますと運営に支障が出るようなこともあるんじゃないかと思う んですれども、その点、期間の定めとか更新、また再募集についてどのように考えておられるのか、3点お聞きいたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 詳細は担当からお答えしますので、概略、大まかな考え方について私 の方から述べさせていただきます。

この指定管理者制度というのは、今後、役場業務の職員等が削減される中で、本来役場が 受け持たなければならない業務に専念していかなければ、限られた人数で専念していかなけ ればならないということで、こうした指定管理者制度をすることによって集中的にそういっ た業務に職員を配置できるというのが基本的な考えにあります。

また、これはできる規定でありますので、今後詳細についてはその都度十分検討しながら 進めてまいりたいと考えております。現在、もりのくにの例もありますので、そうした面で 大まかな方向等はありますけれども、詳細は今後詰めていきたいと考えております。私の方 から概略を説明させていただき、担当の方から詳しく説明させます。

議長(森 照信君) 山田企画観光課長。

企画観光課長(山田俊男君) それでは、鈴木議員の質問に対してお答え申し上げたいと思います。

今、町長がおっしゃったとおり、これから詰めていく部分がございますけれども、まず第

1点目でございますが、施設の維持管理費についてでございますが、これも今後詰めていく協定書の中で明確なものを定めたいというふうに考えております。ただし、委託料等については、もりのくにの施設の条例にもございますように、協定書の中で検討を重ねていきたいというふうに考えております。

それから、修繕費、改善費についても、やはりこの協定書の中で協議した上で決定をさせていただきますが、管理運営に必要な施設及び設備の修繕等に必要な経費は町が負担すると。 大きなものについてはそのようになると思いますが、先ほど申しましたように協定書の中で小額的、通常的に起こり得る修繕費等については協定の中で制限を加えて、指定管理者に対応していただくようにしたいと考えております。

それから、利益が出た場合についてでございますが、これは指定管理者の収入となっていくわけでございます。ただし、先ほど申しましたように、大きな修繕等が出た場合の対応として、積立金等も検討していく必要があるのではないかと、これもやはり協定の中で対応、協議させていただきたいというふうに思っております。

それから、赤字の場合でございますが、赤字補てんは指定管理者の独立採算制ということ から、町からの赤字補てんはございません。

それから、1団体以上の応募があった場合の基準等がございましたけれども、これも川根本町の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、あるいは自治法に基づく基準に応じて選定をしていくということになると思います。

それから、契約の期間等でございますが、これも地方自治法で指定管理者は期間を定めなければならないということになってございますので、それも期間を定めた形で指定管理者を指定していくということになろうかと思います。

更新、再募集でございますが、これは契約期間が切れれば、やはり同じように先ほど申し上げました手続等に関する条例に基づいて募集、更新、そして議会の議決を求める、そして告示をするという手順を踏むことになろうかと思います。

以上であります。

議長(森 照信君) 利益が出たときの協定は。

企画観光課長(山田俊男君) 先ほど申しましたように、利益が出たときは指定管理者の収入となります。ただし、この協定書の中で、大きく利益が出た場合等についてはその後の修繕等に対応すべき積立金等の協定も必要かと考えております。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 赤字の場合、町からの赤字補てんはしないというふうに答えられましたけれども、委託料を協定でもりのくにに準じて定めるというふうに最初答弁されましたね。そうすると、その委託料というのは最初協定を結ぶときに大体足りなくなるだろうというものを考えて委託料にするのではないかなと思うんですけれども、それは赤字補てんを最初から考えているというふうには言えないんでしょうか。

議長(森 照信君) 山田企画観光課長。

企画観光課長(山田俊男君) そのようなことではなくて、施設を町が持っているわけでございますので、それらの施設に係るもろもろの管理費、点検料等を、公の施設でございますので町で委託料として検討していく必要があるというふうに考えております。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) もりのくにのときもちょっと疑問に思ったんですけれども、普通、民間の人が商売をする場合は、施設も含めて経営を考えるわけですよね。施設にあるものすべての更新から何からすべて含めて経営を考えて、それが利益から差し引いてマイナスになる場合は赤字というふうに言うわけですけれども、行政はそういうふうには考えていない。要するに施設の維持管理費に関しては委託をするということであれば、赤字というのは厳密に売り上げからその指定管理者が人件費あるいは材料費、光熱費、そういうものがあるんでしょうけれども、運営していくのにかかった費用だけを考えておられるんですか。

議長(森 照信君) 山田企画観光課長。

企画観光課長(山田俊男君) 今言いましたように、施設管理、現在ある施設に対して維持管理をしていくための費用については、町が負担すべきだと私も考えておりますし、それから、ウッドハウスの現在の状況を見ますと、もう少し内容的に詰めることがあろうかと思いますが、今、議員がおっしゃったようなもりのくにの協定書、協定内容に準じて同じような協定内容にしていく必要があるというふうに考えます。御存じのとおり、今の現状、非常に厳しいものがございますので、これを公募していくわけですが、そのときの相手先等の理解を得るためにも、ある程度の施設管理を町の方で見ていくべきだろうと考えます。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、川根本町中川根ウッドハウスおろくぼ条例等の一部を改正する 条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第7、議案第65号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第65号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正は、消防団員の条例定数の適正化を図るため、実人員に合わせた条例定数を制定するための改正であります。

川根本町消防団は、市町村合併により平成17年9月に川根本町誕生を機に川根本町中川根消防団、川根本町本川根消防団を統合し、平成18年4月に発足しました。

平成17年9月現在の団員実人員は448人、平成18年4月には433人、平成19年度には434人と減少傾向にあり、地域の現状から増員は見込めない。また、不用な財政負担の整理に努めるため、合併から3年目となる平成20年4月に現行460人の条例定数を440人に改正し、条例定数の適正化を図るものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 町道路線の変更について

議長(森 照信君) 日程第8、議案第66号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第66号、町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この道路につきましては、徳山地内の主要地方道川根寸又峡線改良工事に伴い、従来の県道が廃止となることにより、町道中之段線の起点、延長について、道路法第10条第3項の規定により変更したく、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 町道路線の認定について

議長(森 照信君) 日程第9、議案第67号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第67号、町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

徳山地内の道路につきましては、さきの議案と同様、県道の改良工事に伴うものです。

町道中之段線から大泉院前の主要地方道川根寸又峡線に接続する道路は、地元住民の生活 道路であるとともに、県道からの迂回路としても重要性を持つものであること、また、水川 地内の道路につきましては、国道362号水川バイパスの部分供用により旧道が廃止となりま すが、住宅と密接した道路であるため、道路法第8条第2項の規定により、町道路線として 路線名、起終点、延長、幅員について、認定の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第67号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散 について

日程第11 議案第69号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散 に伴う財産処分について

日程第12 議案第70号 川根本町と島田市との間の一般廃棄物の

処分等に関する事務の委託について

日程第13 議案第71号 川根本町と島田市との消防事務の委託に ついて

日程第14 議案第72号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令 事務の委託について

議長(森 照信君) 日程第10、議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散についてから日程第14、議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託についてまでを一括議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散についてから議 案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託についてまでの5件につきま して、一括御説明を申し上げます。

島田市・北榛原地区衛生消防組合は、一般廃棄物の処分及び消防に関する事務を共同処理することでその効率化を図ってまいりましたが、関係市町の合併が進み、平成20年4月には構成団体が1市1町となり、組合の継続が効率的でない状況となります。このため、組合を解散し関係事務を委託により処理しようとするものであります。

初めに、議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散につきまして御説明申し上げます。

本議案は、平成20年3月31日をもって島田市・北榛原地区衛生消防組合を解散することに関し、地方自治法第288条の規定により、関係市町で協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分につきまして 御説明いたします。

議案の22ページ以降をごらんください。

本議案は、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴い、財産を処分することに関し、 地方自治法第289条の規定により、関係市町で協議することについて、同法第290条の規定に より議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号、川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託に つきまして御説明いたします。

議案の29ページ以降をごらんください。

本議案は、島田市・北榛原地区衛生消防組合解散後の川根本町の一般廃棄物の処分等に関する事務を島田市が受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、川根本町と協議の上、規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第71号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託につきまして御説明いたし

ます。

議案の32ページ以降をごらんください。

本議案は、島田市・北榛原地区衛生消防組合解散後の川根本町の消防事務を島田市が受託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、川根本町と協議の上、規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託につきまして御説明いたします。

議案の35ページ以降をごらんください。

本議案は、島田市・北榛原地区衛生消防組合解散後の島田市の消防通信指令事務を焼津市に委託するため、地方自治法第252条の14第1項の規定により、焼津市と協議の上、規約を定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第68号から議案第72号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。

総括的なということで質疑をさせていただきます。当然、この議案は、議会の発言権、住民の発言権も伴うものですけれども、放棄することになるし、財産については白羽山と北分遣所以外はすべて島田市の財産になる。そして、建物を建てた建設費の借金については、合併前の2町分を一括して債務を当町が引き受けるという大変重大な内容になっています。

これは、当然これから委員会に付託されて慎重に審議をしていくということになるわけですけれども、その委員会審査の中で、もし委員から組合職員の直接説明が必要だとか、また、さらに審議を尽くしても尽し切れない場合、継続審査にというふうな要求が出た場合に、行政としてどういう対応を考えているか、お聞きいたします。

議長(森 照信君) 西村町民課長。

町民課長(西村太一君) 組合の事務局側の日程調整等もあると思われます。

したがいまして、担当課としましては最大限の努力をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。よろしくお願いします。

議長(森 照信君) 継続審議と出た場合の対応はどのようにするのか。

西村町民課長。

町民課長(西村太一君) 継続審議と言いますと、その内容によって違ってきますので、一部事務組合の事務局側の日程等も、先ほど申しましたようにありますので、その辺で対応させていただきたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 今後、委員会付託されていくだろうと考えておりますけれども、その中で十分説明をし、また本来の一般廃棄物を処理する、あるいは火災、あるいは災害に対応できる体制を堅持するために、御理解いただけるよう最大限の努力をしていきたいと考えております。

また、発足当時との状況の変化、そして基本的な事項が変わらないということを議員の皆様、そして議員の皆様を通じて町民の皆様に理解していただき、こうした事務手続がスムーズに進むよう、行政としては最大限の努力を図ってまいりたいと思っております。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第68号から議案第72号については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から議案第72号については、第1常任委員会に付託することに決 定しました。

ただいま第1常任委員会に付託しました議案第68号から議案第72号までは、会議規則第46条第1項の規定によって、12月10日までに委員会を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号から議案第72号は、12月10日までに委員会を終了するよう期限をつけることに決定しました。

(「議長」の声あり)

議長(森 照信君) 10番。

10番(板谷 信君) ちょっと、休憩をお願いします。

議長(森 照信君) 休憩の動議が出ましたので、それでは10分間、10時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時10分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開します。 暫時、休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前11時31分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第15 議案第73号 榛原地域土地開発公社の解散について 議長(森 照信君) 日程第15、議案第73号、榛原地域土地開発公社の解散についてを議題 とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第73号、榛原地域土地開発公社の解散について、提案理由の説明 をいたします。

榛原地域土地開発公社については、平成元年4月、当時の榛原郡8町により設立されました。近年は取り扱い事務量が減少し、また、今後の公社利用要望がないことにより、公社設立当時の目的を達成したこととして、10月公社理事会において解散が承認されたところです。

このことにより、榛原地域土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、当町においては、設立当初より公社利用実績はありません。

また、設立当初支出金として50万円を支出しておりますが、解散に伴う分配金として60万1,014円が試算されております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号、榛原地域土地開発公社の解散についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第73号、榛原地域土地開発公社の解散については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第74号 平成19年度川根本町一般会計補正予算 (第4号)

議長(森 照信君) 日程第16、議案第74号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第74号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第4号)の概要 について御説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,555万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億4,126万6,000円としたいものです。

今回の補正予算は、人事院勧告に準じた給与制度の改正と人事異動等に伴う職員人件費と 県補助金の追加による歳出が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第1款第1項議会費は、37万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款総務費、第1項総務管理費は、5,131万9,000円の増額です。一般管理費では、給与 改定等による職員人件費及び給与改定と、本年度退職者に係る職員退職手当組合への負担金 の補正であります。

第2項企画費は、237万4,000円の増額です。企画総務費とダム水源地域振興費は職員人件費の補正です。まちづくり事業費は、本年9月に開催した全国まちづくりフォーラム・イン・奥大井への県からの補助金分の補正です。

第3項徴税費は、173万5,000円の減額です。

第4項戸籍住民基本台帳費は、296万6,000円の増額です。それぞれ職員人件費の補正です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、134万7,000円の増額です。職員人件費の補正と心身障害者福祉費は、乳幼児健診等に使用する障害早期発見用安全ユニットマット購入経費をお願いするものです。国民健康保険費は職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金です。介護保険費は、平成18年度介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金の精算に伴う返還金と、職員人件費に係る介護保険事業特別会計繰出金です。

第2項児童福祉費は、836万1,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、134万9,000円の増額です。職員人件費の補正と診療 所管理費は、いやしの里診療所への繰出金のうち職員人件費分の増額と、診療所改修費、医 療機器購入への県補助金採択による一般財源から県補助金への財源更正です。

簡易水道施設費では、職員人件費に係る簡易水道事業特別会計繰出金の減額です。飲料水供給施設費は、施設の修繕料の追加をお願いするものです。

第2項清掃費は、55万2,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、213万6,000円の増額です。職員人件費の補正と茶業推進対策費では、上岸共同製茶組合への設備補助が県で採択されることによる補助金の増額、農林業センター運営費は、茶業研修センターの屋根劣化に伴う雨漏り対策に係る修繕工事をお願いするものです。

第2項林業費は89万5,000円の増額です。これは職員人件費の補正です。

第7款第1項商工費は、76万円の増額です。職員人件費の補正に加え、温泉施設費は職員 人件費に係る温泉事業特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、1,260万5,000円の減額です。これは職員人件費の補正です。

第2項道路橋りょう費は、205万5,000円の増額です。県道整備事業負担金の増額と、職員 人件費を補正するものです。

第4項住宅費は、92万6,000円の増額です。これは、住宅の修繕料の増額と、職員人件費の補正です。

第10款教育費、第1項教育総務費は、140万2,000円の減額です。

第2項小学校費は、15万8,000円の減額です。

第3項中学校費は、7万3,000円の減額です。

第4項社会教育費は、89万3,000円の増額です。

第5項保健体育費は、624万2,000円の減額です。これらはそれぞれ職員人件費の補正です。 第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、2万6,000円の増額です。

第2項公共土木施設災害復旧費は、5,000円の増額です。これらは災害復旧事業費の補助 対象分に係る職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細一般7ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は、906万2,000円の増額です。全国まちづくりフォーラムに係る地域振興事業費補助金、いやしの里診療所改修のバリアフリー化に対しての人にやさしいまちづくり推進事業費補助金、いやしの里診療所医療機器購入に係る僻地医療対策事業費補助金、障害早期発見用備品購入に対しての障害福祉推進基金事業費補助金及び上岸製茶共同組合補助に係る中山間地域農業振興事業費補助金を計上するものです。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、1,600万の減額です。今回の補正による一般財源の調整として、財政調整基金繰入金を1,600万減額し、補正後の繰入額を2億7,900万円としたいものです。

第18款繰越金、第1項繰越金は、4,090万4,000円の増額です。これは、前年度繰越金で、 今回の補正で全額計上となります。

第19款諸収入、第5項雑入は、158万5,000円の増額です。これは洗沢飲料供給施設の落雷被害に係る公有建物災害共済金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。

まず最初に10ページですけれども、県から補助金分が増額になったということで、県の補助金の補正で2款2項3目まちづくり事業費、19節のまちづくりフォーラム事業補助金の165万円の増額について伺います。

当初予算では、千年の学校の特別企画として、千年の学校運営費補助金280万円とは別に 事業費補助金として100万円が計上されていたわけですけれども、今回この事業に県の補助 が165万円ついたとのことで、増額が上がってきているんですけれども、このお金はどこに 支出されるんでしょうか。

それから、2点目ですけれども、今、町長の提案理由の説明を聞いていて、通告したのはちょっと勘違いの部分があったなと思って、少し直しますけれども、12ページの3款1項2目の心身障害者福祉費、18節の備品購入費の30万4,000円ですけれども、これは乳児健診のときに用いる安全ユニットの購入費でというふうに思っていたものですから、説明をそこまでしか頭に入れていなくて、障害を早期に発見するマットだということですけれども、ここに出すのはおかしいのではないかなと思って通告したんですけれども、そうではなくて、今提案理由の説明で障害があるかどうかを早期に発見するためのマットを購入するんだということで、この心身障害者福祉費のところの備品購入に出てきたんだなということは理解できました。

でも、これは1m四方のマットをつなぎ合わせて使えるようにするもので、どうやって、 電気のセンサーか何かついているのかと聞きましたら、何もないということでしたので、ど うやってこのマットを使えば障害を早期に発見できるのか、その点をお聞きいたします。 このマット、1 m掛ける1 mで30万4,000円ですね。そうすると、1 枚 3 万5,000円ぐらいのマット、定価で3 万5,700円ということで、かなり8 枚か9 枚ぐらい定価でも買える、もちろん定価では買わないと思いますので、何枚ぐらい購入する予定なのか、それをつなぎ合わせるだけでもかなり広い面積になるわけですけれども、どのように活用するのか、その活用方法をお聞きいたします。

次に、13ページの3款1項8目の介護保険費の23節の国・県支出金等返還金293万2,000円のところなんですけれども、18年度の低所得者の利用者の負担金の返還ということで、これは住民税が非課税の人に対してですかね。社会福祉法人が行う施設の利用の軽減に対して法人が2分の1に負担を減額する場合について、国と県があわせて4分の3、国が4分の2、県が4分の1ですか。正確なところはわかりませんけれども、ちょっとはっきりしませんけれども、補助をするという、負担して出してあげるというようなものだと思うんですけれども、その負担軽減分が18年度にもらい過ぎていたから返還するということになると思うんですけれども、どうしてこのようなもらい過ぎということが起きたのか、その理由と、それから、18年度の歳入の一般会計、介護保険特別会計、どちらで負担金を受けていたのか、入っていたのか、その点についてどちらのどういう項目で、幾ら入っていたのか、その点をお聞きいたします。

最後の4点目ですけれども、17ページの6款1項5目の茶業推進対策費19節の県単の中山間地域農業振興事業費補助金413万円の増額ですけれども、これは全協のとき私もメモをしながらだから十分に、早い説明をちゃんと確認することができないわけですけれども、県から入ってくる補助金をトンネルでそのまま団体に渡すというふうに聞いたような気がするんですけれども、それで事業費の増ではないというふうな説明だったんじゃないかなと思うんですけれども、本会議の事前に課長に聞くことができませんでしたので提出しましたけれども、何にどのように使われるお金なのか、説明をお願いいたします。

以上4点です。

議長(森 照信君) 羽根田企画環境課長。

企画環境課長(羽根田泰一君) 2款2項3目のまちづくり事業費の165万の県の補助についてということで、増額というのはどこに支出されるものかということなんですけれども、議員が言われるとおり、当初予算ではまちづくりフォーラムに100万とってあります。当初はとってあったんですけれども、県の方の地域支援推進事業というのがありまして、これについては、地域資源を生かし住民の地域づくり活動を促進することによって、特色ある地域づくりを行い、もって地域の抱える課題を解決するための事業を行えば補助対象になるということで、担当が話を一生懸命、検討、交渉してくれまして、これは2分の1の事業です。そうすると、165万いただけるとなるとその前の330万が総事業費になりまして、このトータル330万の中の支出、どうしたかと言いますと、事前の広報、それとか会場設営、資料作成、フォーラムの開催費ということで、主に報償費、講師等々、相当いわゆる著名な有名な方に

来ていただきましたので、その方に払ったということで、以上のようになっております。 以上です。

議長(森 照信君) 羽倉健康増進課長。

健康増進課長(羽倉範行君) 御質問の12ページですか、3款1項2目18節の備品購入費ですが、このマットの購入ですが、これは乳幼児健診時に、このマットの上で遊びを通じまして発達の状態を観察するということに使いたいと思っております。また、購入の枚数は10枚を予定しております。それから、13ページの3款1項8目23節国・県支出金返還金、どうしてこのような大きな返還が出たかというような御質問ですが、実は、これは精算によっての返還ということになりますが、平成17年度の税制改正により、この見込み額がちょっと読めなかったという点と、また、この補助金が性格上、当初申請した額を限度として超えた分はもらえない状態の補助金の性格もありますので、多少多目にいただいておくという措置をとったものでございます。

以上です。

議長(森 照信君) 中村事業課長。

事業課長(中村 裕君) それでは、17ページの茶業推進対策事業費の19の負担金について お答えいたします。これは先ほど町長より詳しく説明があったと思いますけれども、上岸共 同製茶組合の生葉コンテナ施設の関係の補助金です。事業費の3分の1となっています。県 よりいただいた間接補助ということでございます。

以上です。

議長(森 照信君) 羽倉健康増進課長。

健康増進課長(羽倉範行君) 先ほどの御質問に一つ漏れましたので、追加させていただきますが、13ページの国・県支出金返還金の中で、歳入の方、一般会計の14款2項2目の1節社会福祉費補助金のところに歳入となっております。

以上です。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 記憶が新しいところから、最後の一つ前の17ページの茶業推進対策費ですけれども、上岸の生葉製茶工場へ機械の設置ですか、トンネルみたいな形でそのまま渡すということですけれども、これは、これからの事業なんでしょうか。それから、もしこれからでなければ、もうやったことだとそれを予測して450万円ですか、最初に補助費を上げたんだけれども、それとは全く別ということですね。防霜ファンかなと思っていたものですから、ちょっと勘違いですけれども、新規の事業かどうかを確認いたします。

それから、障害者福祉費のところの安全ユニットのマットですけれども、遊びを通じて観察するということで、どういうふうに、そのマットがあるから障害を早期発見できるということではなくて、多分いつも子供たちは畳のお部屋とかで乳幼児健診をやっているんじゃないかと思うんですけれども、こういう安全マットと言いますけれども、多分ウレタンみたい

な材質じゃないかと思うんです。それを使うことが安全なのかどうか、例えば畳の上ではだめなのかどうか、その点をお聞きいたします。

それから、今の質問の理由は、写真をいただいたんですけれども、滑り台などを置いて、 そこにマットを敷くという写真をいただきました。そういうことでしたら、滑りおりたとこ ろが板の間だったりすると、子供たちがかわいそうだ、危険だということもあるかもしれな いんですけれども、どういう活用法をするのかということをお聞きいたします。

それから、一番最初の質問ですけれども、165万円について、増額したことについて330万円の事業費の2分の1がついたんだということですけれども、もう事業は既に終了しているわけですよね。それにかかった費用に充てるのであれば、補助金を増額する今回の補正予算ではなくて、むしろ財源の方を変えなければならないんじゃないかと思うんです。一般財源で見ることにしていた部分を減らすとか、そうするのが妥当ではないかと思うんですけれども、その点についてお聞きいたします。そして、それが千年の事業補助金の方でやるのか、フォーラム事業費の方でやるのか、その点についてもお伺いいたします。

議長(森 照信君) 中村事業課長。

事業課長(中村 裕君) 先ほどの17ページの県単中山間地域農業振興事業費補助金の413 万円ですけれども、これは追加で採択されるということで、これからの事業でございます。 当初の450万は青部地区の防霜ファンの関係でございます。

よろしくお願いします。

議長(森 照信君) 羽根田企画環境課長。

企画環境課長(羽根田泰一君) この補正がちょっと時期外れというか、9月に実際行ったものですけれども、ただ、これを補助金は直接実行委員会の方に来るものと思っていましたんですけれども、きょうの一般会計を通すということで、今回、遅まきながら補助金を12月補正に出したわけなんですけれども、これについては実行委員会に入る補助金ですので、よろしくお願いします。

議長(森 照信君) 羽倉健康増進課長。

健康増進課長(羽倉範行君) 安全ユニットマットの購入の件ですが、現在も早期発見ということでやっているわけですが、床がかたいということで、現在ござとか毛布等を使って実施している状況です。この安全ユニットマット購入によってそこら辺の危険性を回避できるということで、購入を計画しましたところでございます。

よろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 羽根田課長にもう一度お聞きしますけれども、実行委員会に入る補助金をそのまま渡すということですよね。実行委員会には、165万円については、当初予算が組まれていなかったんでしょうか。事業費補助金として100万円組まれていたんですけれども、それにさらに165万円プラスして、実行委員会の予算が、予算がというか、もう使

ってしまったんだから、かかったお金は265万円だということなんでしょうか。

それから、そこに対して165万円はどこかで一般財源を流用して使っていたか、払わずに 実行委員会で立てかえで、だれかが立てかえにしていたのか、ちょっとわかりませんけれど も、県の予算がついたから100万円にプラス165万円、実行委員会への補助金をふやすという ことなのかどうか、その点についてお聞きいたします。

それから、障害者福祉費の方は、状況はよくわかりました。本当に毛布を使っているということでしたら、きちんとしたマットが必要だと思いますけれども、これはもう買ってしまったんですか。買ってしまって、今予算に上げているのであれば、ちょっとおかしいのではないかなと思いました。

議長(森 照信君) 羽根田企画環境課長。

企画環境課長(羽根田泰一君) 先ほど申しましたように、県の補助金が165万です。そして、当初、町は予算したのが100万です。そうすると、これだと言われている265万ですけれども、あと千年の学校の参加というか、千年の学校にもこのフォーラムは大分プッシュしてもらいましたので、そちらの方が千年の学校の自主財源として66万を出してもらったと、それで330万の事業をやったということです。

以上です。

議長(森 照信君) 羽倉健康増進課長。

健康増進課長(羽倉範行君) ユニットマットですが、この予算が通り次第、手続を始めたいと思っております。

以上です。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第74号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第75号 平成19年度川根本町国民健康保険事業 特別会計補正予算(第2号)

議長(森 照信君) 日程第17、議案第75号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第75号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,458万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,352万1,000円としたい ものです。

今回の補正は、平成19年度医療費の見込みによる補正及び人事院勧告に準じた給与制度の 改正と、人事異動等に伴う職員人件費の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、91万9,000円の減額です。職員人件費の補正です。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は、4,713万5,000円の増額と、第2項高額医療費は836万4,000円の増額であります。これらは19年度医療費の見込みによる不足分の補正をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細、国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、325万4,000円の増額。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は、4,542万1,000円の増額。

第5款県支出金、第2項県交付金は60万4,000円の増額です。これらは療養費等の増額に伴うものです。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は、91万9,000円の減額です。職員人件費に係る一般会計からの繰入金の減額です。

第2項基金繰入金は、622万円の増額です。これは療養の給付・療養費増額補正に伴う財源不足を基金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。

質疑の回数は3回になっていますので、理解できるように答弁をお願いいたします。先ほどは理解できなくて賛成できませんでした。

まず、第1に7ページの2款1項1目の一般療養給付費、いわゆる療養費というんですか、ですけれども、19節で766万4,000円増になっていますけれども、その内訳をお聞きします。

それから、2点目、8ページの2款1項3目の一般被保険者療養費、現物支給の方です。 これは一般の現物支給、補装具なんかに対して19節で241万4,000円の増額になっていますけれども、その内訳をお聞きします。

3点目は、歳入の方で、歳入の8款2項1目の支払準備基金の繰入金622万円の増額ですけれども、これを取り崩して、先ほど述べました一般の方の療給費、あるいは療養費766万4,000円と241万4,000円に充てるということになっているんですけれども、ほかに計上できる財源はなかったのかどうか伺います。

それから、4点目ですけれども、退職者の医療費なんですけれども、療養費の方で約3,700万円増額、高額でも836万4,000円増額を見込んだ補正予算が出てきたわけですけれども、退職者の方で非常に医療費がかかる状況があって、それを見込んだ補正予算をしなければならないというふうなことで驚いているわけですけれども、これは国保税の算定には直接かかわらないにしても、医療費がふえていっているということで、その原因は、やはり町の保健福祉課、国保連携してきちんと見きわめていって、それに対する予防事業対策を立てなければならないことではないかと思います。

私が心配するのは、医療費の自己負担が重くてお医者さんにかかるのを抑制したり、重症 化の傾向が出たことでのこういう医療費高騰ではないかなと心配しているわけですけれども、 担当としてはどのように考えているのかお聞きいたします。

議長(森 照信君) 西村町民課長。

町民課長(西村太一君) ただいま御質疑のありました4点につきまして、御説明をさせて いただきます。

まず1点目でございますが、事前に資料を配付してありますけれども、前年度の伸び率が今年度の実績額にかけて9月の診療分から2月の診療分までを見込んだところ、1カ月見込み平均額が3,042万7,000円ほどと、当初予算の1カ月平均額2,853万円を超えております。 医療費に不足が生じることが予想されたために、今回増額補正といたしました。

また、一般退職保険者とも前年度と比較しまして1人当たりの負担額、1件当たりの負担額は増加しているため、要因を調査しました結果、高額な医療費のかかる新生物、特にがん等でございますけれども、それとか循環器系の疾患、これにつきましては脳梗塞とかクモ膜下などの疾病でございますが、それらの病類について非常に件数、また金額ともに増加していることがわかりました。したがいまして、高度医療化に伴う診療費の増加傾向も考えると

いうことで、補正ということになりました。

次に、2点目でございますが、2点目につきましては一般被保険者療養費の内訳はということでございます。先ほどの一般被保険者の療養給付費と同じような形でございますけれども、前年度と前年度の伸び率を4月から10月診療分の実績にかけまして後期を見込んだところ89万8,768円の不足が生じてまいりました。また、既に議員の御承知のとおり、藤枝市立総合病院指定の取り消しに伴いまして、10月の診療分の緊急やむを得ない診療については療養費での支出となりまして、それらが151万5,000円ほどとなることから、合わせまして241万4,000円の増額補正となったわけでございます。

次に、3点目でございます。3点目につきましては、基金繰入金をただいま申し上げました、それ以外に上げられる財源はなかったのかということでございます。その件につきましては、本来でありますと、必要な医療費に対し国・県支出金で賄えない分については、国保税で対応するのが原則でございますが、しかし、不足が予想される医療費分を税率改正をして、被保険者に負担がふえてしまうことを避けるために、医療費に不足を生じたときは、基金を取り崩しまして充当することが妥当であるのではないかということで考えてこのような対応策をさせていただきました。

次に、4点目でございます。4点目でございますが、4点目につきましては退職被保険者につきましては、1人当たり、1件当たりの医療費も伸びておりますが、被保険者数も同じように伸びております。今まで会社に勤めていた方が退職し国保に加入すると、大半が退職被保険者になります。団塊の世代が国保に加入しまして医療にかかったり、高度医療を利用したりと原因はさまざまでございますが、現在は70歳未満の方も入院時に窓口負担が自己負担限度額までに変更されました。

この件につきましても、具体的に申し上げますと、平成19年4月から70歳未満の入院にかかる高度医療費が、限度額適用認定書を病院の窓口に提示していただくことによりまして、 医療費の支払いが自己負担限度額までということに改正されております。

以上のことから、このような制度があるということで、私どもの方も広報等においてPRをしている段階でございます。また、病院側においてもそういう等が出た場合には窓口でもPRをしている状況でございます。

以上でございます。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) それで、1番、2番、医療費の増加、退職も含めてですけれども、原因は非常に医療が高度化しているということももちろん前提にありますし、1人当たり、1件当たりがそれでふえている。それから新生物、がんとか循環器などの医療費が高くなるような病気があるということで多くなっているということなんですけれども、それに対して、私はやはり町の、御本人というか退職者などは特にそうですけれども、働いて働いて一生懸命生活を支えてきて、体が本当に弱った状態というか、だれでもそうではないでしょうけれ

ども、無理をして定年退職になったという人たちが多いと思うんです。それで、そこに加齢もあって病気になりやすくなるということで、やはり町が一番そこに保健福祉、指導というんですか、活動を強めなければならない部分ではないかと思うんですけれども、それに対して町長、今の体制で十分とは決して思っていないと思うんですけれども、どういうふうに医療費を、重症化しないようにしていくための対策を考えていられるか、町長にお聞きいたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) やはり、現在、健診等状態を把握しているさまざまな事業を行っておりますけれども、その結果を受けて住民の健康を住民とともに地域全体で管理していく、あるいは行政も含めて管理していくと、そういうことが必要だろうと思っている。それを支える保険税制度というのが、今いろいろな改革が行われておりますけれども、そうしたものと同時にそうした現場に出て、ともに健康について考えていく、あるいはそういった場を多く設けていく、そして、健診結果が出たら、それを受けてそれを本人にデータとしてあるいはさまざまな機会を提供して健康管理をしていただく、そういう仕組みを限られた人材ではありますけれども、地域の方々あるいは区の方々と連携しながらあるいは保健委員の方の協力もいただきながら、そういう仕組みをつくっていきたいと考えております。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第75号、平成19年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第76号 平成19年度川根本町介護保険事業特別 会計補正予算(第2号)

議長(森 照信君) 日程第18、議案第76号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補 正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第76号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,025万5,000円としたいものです。これは、人事院勧告に準じた給与制度の改正と、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、11万7,000円の増額です。

第5款地域支援事業費、第3項その他事業費は、25万6,000円の減額です。これらは、それぞれ職員人件費の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第8款繰入金、第2項一般会計繰入金は13万9,000円の減額です。職員給与費繰入金として、一般会計からの繰入金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第76号、平成19年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第77号 平成19年度川根本町簡易水道事業特別 会計補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第19、議案第77号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補 正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第77号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181 万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億121万4,000円としたいも のです。これは、水道維持管理費の修繕費の追加と、人事院勧告に準じた給与制度の改正と、 人事異動等に伴う職員人件費の補正が主な内容です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の簡水7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、38万6,000円の減額です。中川根区域一般管理費は 191万6,000円の減額です。これは職員人件費と積立金の補正です。本川根区域一般管理費は 153万円の増額です。職員人件費と車両燃料費及び積立金の補正です。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、220万円の増額です。中川根区域水道維持管理費については、基金繰入金の減額による財源更正です。本川根区域水道維持管理費は、施設修繕費の追加をお願いするものです。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、財源更正です。基金繰入金の増額によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の簡水5ページをごらんください。

第5款第1項財産運用収入は、50万円の増額です。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は、47万8,000円の減額です。職員人件費の補正に 係る一般会計からの繰入金の補正です。

第2項基金繰入金は、124万4,000円の増額です。今回の補正財源の調整として、中川根区域分については基金繰入金を120万円減額し、本川根区域分については、244万4,000円増額するものです。

第7款第1項繰越金は、54万8,000円の増額です。中川根区域分、本川根区域分の前年度 繰越金です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採 決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第77号、平成19年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第78号 平成19年度川根本町温泉事業特別会計 補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第20、議案第78号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第78号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,297万5,000円としたいものです。これは、人事院勧告に準じた給与制度の改正と、人事異動等に伴う職員人件費の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の温泉6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、57万5,000円の増額です。職員人件費の補正です。 続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の温泉5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、57万5,000円の増額です。職員人件費の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。

これは金額、数字とか条例、法令に関係するものを質疑しようとは思っていませんので、通告していませんけれども、全協でも指摘したことなんですけれども、1人の職員の時間外手当が最後の7ページ、123万2,000円ということで、本当に驚くような金額が補正されているわけですけれども、これを本会議で何も言わないで通るわけにはいかないと思って、再度、町長に確認の質問をいたします。

このように時間外手当が大きいわけですけれども、私の勝手な計算なんですけれども、具体的な事実はわかりませんので、時間外単価が幾らかというのがわかりませんので、給与346万6,000円ですね、補正されて。それで、12カ月で割り、月20日の勤務時間で割り、1日8時間という時間数で割ると、1時間の単価1,823円ということになるわけですけれども、仮にこれに2割5分の時間外増しの手当をつけたとしても、1時間当たり2,278円となるわけで、これで123万2,000円を割ると、月平均、全協では56時間とか言いましたけれども、54時間となるわけです。54時間というのは1カ月毎月平均ですから、たまたまあるということではなくて、平均で54時間ということは、やはり計算してみて異常ではないかと思います。この職員に何かあれば雇用者の働かせ方が問われる問題ですので、町長に再度、このことに関して意見を求めます。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 鈴木議員の御質問でありますけれども、先ほどの冒頭のあいさつの中でも、行政改革の一環として、時間外手当あるいは通勤手当の適切な運用というようなことを申し上げましたけれども、やはり、大きな問題点が2つあろうかと思います。議員御指摘のように職員の健康管理も含めてそうした時間外手当の、過重な労働になっていないか、そうした仕事をしっかり課として、あるいは係として分担しているかどうか、そのチェックをしていかなければならないと思っております。

もう一つ、行政改革の観点から、時間外手当というのは経費の増大を招きますので、そこら辺で時間内あるいは職務の分担の割り振りが適正であるか、その両面から今検討を加えているところであります。

職員の健康管理につきましては、担当課長とともに注意深く見ておりますので、そのこと 自体は現在大きな課題があるとは思っておりませんけれども、こうした事態を、今後とも放 置するということはできないと考えておりますので、職員の配置、業務の分担、あるいは時 間外そのものの考え方について適正な管理、あるいは指導、そして調整をしていきたいと考 えております。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に替成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第78号、平成19年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第1号)は、 原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第79号 平成19年度川根本町いやしの里診療所 事業特別会計補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第21、議案第79号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第79号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正 予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 174万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,054万5,000円としたいも のです。これは、人事院勧告に準じた給与制度の改正と、人事異動等に伴う職員人件費の補 正です。 それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細、診療所6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、174万5,000円の増額です。職員人件費及び臨時職員の社会保険料の補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所5ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、174万5,000円の増額です。職員人件費の補正に対し、一般会計からの繰入金で対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

給与明細書が一番最後の7ページにあるんですけれども、そこを見ますと職員手当が118万5,000円増額になっていて、これが1人分ですね。かなり大きな増額だということで追って見ていきますと、通勤手当のところで、ほかでも出ているわけですけれども、通勤手当のところが7万1,000円から38万円に増額ということで、看護師さんお1人勤務月数と言いますと、この予算で対応する月数は多分7カ月、9月からですから3月までで7カ月ではないかと思うんですけれども、それで割りますと月5万4,285円になるわけですけれども、平均で、非常に大きな通勤手当だなと異常に思いました。事前に担当の課長にも聞いてありますけれども、もう一度、この本会議できちんとお聞きしたいと思います。どこからの看護師さんで、そういう交通費が非常にかかるということを採用時の条件として考慮されなかったのかどうか、その点についてお聞きいたします。

議長(森 照信君) 筑地総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) ただいま、諸手当に118万5,000円の補正ということで、その中の一部特別通勤手当が大きいのではなかろうかという御質問でございますが、御承知のようにその方につきましては、この9月から診療所開設に当たっての看護師ということで、現在、藤枝市の方から電車により通勤していただいているということで、その月額の伸びが大きいということで御理解いただきたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 採用のときの審査員を私も兼ねておりますので、総括的にお答えさせていただきます。

今回の看護師の募集というのは、御承知のとおり大石医院の閉院に伴う緊急的、時間的な制約がある中で、新たないやしの里診療所、公設の診療所を開設し、スタッフを募集し、なるべく早い時期に開設をしたいという中で行われたものであります。その中で、現実問題として、現在、大変看護師の方の採用が非常に難しい中で、結果として2名の方の採用がござ

いました。その中でやはり医療の質、あるいは今までの経歴等をかんがみて、もちろんその 採用のときに、例えば役場の一般事務職の新規採用という場合には、そうした距離的な問題 とかも当然考慮の大きなポイントになろうかと思いますけれども、今回の場合には、医療ス タッフということであります。また、経歴等も勘案して、それよりも医療の質あるいは職場 の連携関係、そういったものを重要視して、現在の看護師さんを採用した経緯があります。 もちろん経費も大事でありますけれども、診療所の果たす役割を考えれば、そうしたことも 大変重要な要素であろうということで判断いたしました。

議長(森 照信君) ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 個人が特定されることに対する答弁ですので、雲をつかむような町長の今の説明だったんだと思いますけれども、私としては非常に、その今の答弁だけを聞いているとおかしいではないかと、行政改革で時間外手当とか通勤費とか見直すと言っているそのもとで、ほかになかったら仕方がないですね。だけれども、応募したら2人いらっしゃって、もう1人の方は遠くから来られたんだけれども、この町に住んで一緒に看護師職をやりたいということで来られたわけですけれども、それが町長の説明ですと、そのもう1人の方は医療の技術、質ですか、現在の看護師さんは今の方がはるかにまさるので採用、もう1人の方は町に子供を連れて来るという決意にもかかわらず採用しなかったと、そういうふうに理解していいんでしょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) そのときにどういうスタッフで診療所を運営するのか、そして応募があった2人を審査ですか、比較いたしまして、その結果診療所の運営にふさわしい方を選んでおります。もちろん、議員御指摘のように、例えば人口増の問題とかそうした要素もありますけれども、今回のスタッフの募集に関しては、そういったこともありますけれども、診療所としていかに住民の期待にこたえる、あるいは内容的にもスタッフが充実したものをつくるか、その点で採用を決定しております。

議長(森 照信君) ほかに質問ありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) もう採用してしまった後ですので、本当に言いにくいという点もあるんですけれども、この町に住んでくださる人というのは、非常に町民にとって安心ではないんでしょうか。遠くから通って来られると、本当に時間的な制約もありますし、当然、急患の方が地元の診療所だと、看護師さんが、お医者さんももちろんいなくなる日も結構あるわけですから、そういうときに地元に看護師さんがいらっしゃれば相談するとかいうこともできるわけですから、そういう点でも、なぜこういうふうな採用になったのかということが非常に疑問なわけですけれども、これからやはりもう少し基準を明確化していただきたいなと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) やはり基本的には、診療所の勤務の中でどうした対応をしていただく

か、そういった能力を持った看護師さんというのが第一の要件になろうかと思っております。ここに住む住まないかという、もちろん当然それもありますけれども、基本的には、診療所の中での業務に関して適した人を選ぶというのが大事な要素ではないか。そして、審査委員会も、もちろん私1人ではございませんし、それぞれの立場の方に出ていただいてやっておりますので、公正に、そしてより多くの方の評価の中で選定しておりますので、その手順については適正であったというふうに思っております。

また、当然、この方についても、条件が許すなら地域に住んでいただくということも、これは今後の課題として、強制はできませんけれども、そうしたことに対しても、例えばそういう希望があれば住居をともに考えるとか、あるいはそういったことも当然していくことも必要かと思っております。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第79号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算 (第1号)は、原案のとおり可決されました。

散 会

議長(森 照信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

常任委員会開催等の都合によって、12月11日までの5日間、休会したいと思います。御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、12月11日までの5日間、休会することに決定しました。 本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時41分

平成19年第4回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年12月12日(水)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第68号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散について
- 日程第 3 議案第69号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第 4 議案第70号 川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託について
- 日程第 5 議案第71号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託について
- 日程第 6 議案第72号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について
- 日程第 7 駿遠学園管理組合議会議員の選挙
- 日程第 8 発議第 4号 乳幼児医療費助成制度への国庫補助を求める意見書の提出につい

て

- 日程第 9 発議第 5号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出について
- 日程第10 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員(14名)

1番 山本 信之 君 2番 佐 藤 公 敏 君 3番 中 \blacksquare 隆 幸 君 4番 小 籔 侃一郎 君 全 5 番 修 君 6番 畑 義 照 君 原 田 澤 7番 本 道 生 君 8番 畑 雅 君 杉 髙 9番 中 澤 智 義 君 10番 板 谷 君 信 治 11番 鈴 木 多津枝 君 12番 芹 澤 德 君 13番 久 野 孝史 君 14番 森 照 信 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

툱 杉 Ш 嘉 英 君 副 町 長 澤本 廣 君 迪 男 君 総務課長 地 君 教 育 長 澤 村 筑 秀 昭 総合支所長兼管理課長 田 至 君 企画環境課長 羽根田 泰 君 藤 男 企画観光課長 田 俊 君 税 務 課 長 柴 田 光 君 Щ 章 保健福祉課長 健康増進課長 羽 倉 範 行 君 鈴 木 男 君 町民課長 太一 君 住民課長 場 西 村 徹 君 的 産業課長 岩 田 利 文 君 建設課長 Ш 本 眞 君 事業課長 裕 君 中 村 小 坂 進 君 教育総務課長 坂 泰夫 君 生涯学習課長 下 睦 夫 君 小 森 行財政改革推 進 室 長 紀代志 森 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長(森 照信君) ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、説明員は12月6日の日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長(森 照信君) 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月10日には、第1常任委員会を開催し、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に関する議案5件について協議していただき、終日熱心に御審議をいただきました。まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長(森 照信君) 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、原田全修君、小籔侃一郎君、澤畑義照君、髙畑雅一君、鈴木多津枝君、板谷信君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより、一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようお願いします。

5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番(原田全修君) おはようございます。

私は、平成20年度予算編成方針と、地域振興策への予算反映についてということでお伺いをしていきたいと思いますが、合併後の新町の体制固めに意を注いだ2年間が過ぎました。 いよいよ満を持しての地域振興に力が入ってくるものと住民の行政に対する期待は大きいも のがあると思います。

折しも、1年余りに迫りました静岡空港の開港に伴う観光を主流とする新たな交流人口の 波を当地にうまく誘導ができれば、当地の観光産業の振興にとどまらず、茶業・商工業にも 相当な波及効果があるものと思われます。 平成20年度予算編成の時期を迎えて、このような背景のもとで地域振興策への予算の反映 について町長の所信をお伺いしたいと思います。

まず初めに、川根本町総合計画・実施計画、3年間の実施計画なるものの平成20年度の展開についてをお伺いしたいと思います。

次に、静岡空港の開港に伴う、当地の新たな観光時代への対応について、その準備状況と 平成20年度予算化の考え方についてお伺いしたいと思います。

この中から、特にお茶に焦点を当て、茶業を融合させた新たな観光開発と茶業の振興について、これについてのお伺いをいたしたいと思います。

最後に、平成20年度予算編成方針についてのお伺いをしたいと思います。

まず一番初めの総合計画・実施計画の20年度の展開につきましては、我が町の地域振興については、平成19年3月、ことし3月に策定いたしました第一次川根本町総合計画及び同時期に見直しがされております川根本町過疎地域自立促進計画に示されております、大きく言いますと6つの分野で、この中から「お茶と温泉、人が行き交い賑わいのあるふるさとづくり」これは産業・経済分野になります。この分野と、それから「緑と清流、自然に癒されるふるさとづくり」これは自然・環境分野と称されます。それから「伝統と未来、心豊かな人を育む千年のふるさとづくり」教育・歴史・文化分野ということで分類がされておりますが、主にはこの3つの分野でこの地域振興策にこたえていくものと思われます。

これらの分野の中で、この実施計画、3年間のローリングをして来年はその2年目になりますが、この重点施策としてとらえている地域振興策にはどのようなものがあるのか。これがまた20年度の展開をどのように考えているのかというところで、基本的なところをまず先にお伺いをしていきたいと思います。

それから、静岡空港の開港に伴います、当地の観光新時代への対応ということなんですが、これにつきましては、やはり川根本町総合計画・基本計画の観光に関する主要施策としまして、観光、商業、自然環境、林業、歴史文化、こういったところに散らばって表現がされております。

まず、観光では、観光の魅力化の推進として寸又峡、接岨峡、千頭駅周辺の観光関連施設の整備、交流拠点である茶茗舘や音戯の郷などについての効果的な運営を図る。国際観光の推進といたしましては、静岡空港開港に向けて外国語パンフレットの作成や案内標識の設置、ホームページの更新、通訳ができる観光ガイドの育成、こういったようなものが挙げられております。観光サービスの向上といたしましては、観光客誘致のための旅行代理店等へのツアーの提案。

また、商業分野では、魅力ある商業づくりとしまして、広域から集客できるさまざまな商品を販売できるテナント機能を備えた大型店づくりの検討、こういったようなものが挙げられております。

自然環境では、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想に基づくエコツーリズムの推進、

新たなハイキングルートの整備、インタープリターの養成といったようなものが挙げられております。

林業では、観光のための林道の景観伐採の促進。

歴史・文化関係では、資料館やまびこ、茶茗舘、音戯の郷などを活用した町の歴史・文化の継承、PRを行い、観光資源だけではなく、文化施設としての有効活用などというようなところが観光に関係するような事象としてうたわれております。

これらの準備状況と平成20年度の予算化の考え方をお伺いしたいと思います。

茶業を融合させた観光開発なんですが、全国品評会等での実力が果たして茶産地の経済的振興に結びついているだろうかと、こういったところで何か一つ今後工夫が必要だろうと思います。川根茶の観光資源としての活用の可能性につきましては、川根本町総合計画・基本計画の中で、お茶文化の創造、川根茶を活用した観光の確立、また自然や茶園などと調和した景観形成を図る、自然や農業体験観光に対応できる観光ガイドやインストラクターの育成といったようなことがうたわれております。

商業関係では、お茶などの地元資源を使った新商品や郷土料理の開発及び個性的な店づく りを支援していきます。

農業では、川根茶ブランドの強化策として、国内外でのニーズの把握と販売・販路の拡大、川根茶に適したさまざまなお茶の製法等に関する研究、農林業センターを活用した交流人口の増加、生産から加工販売業者までが一体となった効果的なPRというようなことが主要策になっております。

これらの取り組みについての現状と今後の展開についてをお伺いしたいと思います。

2つ目としまして、この川根茶ブランドの強化に当たっては、品評会での上位入賞を目指す一方で、個性のあるお茶づくりや販売戦略の強化が必要であると思われます。おくひかりや山の息吹といった品種物も含めて、こだわりの川根茶づくりに挑戦している有志のグループが現在町内にもありますが、こういった機運の向上を図るためにも、やる気のあるこのようなグループへの小型製茶機械の導入だとか、小型製茶機械の装置が設置されております地名にあります農林業センターの工場の使用の許可等、こういったようなものを考えていく必要があるんではなかろうかと思います。

この辺につきましての町長のお考えをお伺いしたいと思います。

こういったことを踏まえて、平成20年度予算編成方針についてお伺いしていきたいわけなんですが、平成20年度の予算編成に当たりましては、平成19年度当初予算額をさらに減額するという考え方があるというように聞いております。

少なくとも、静岡空港開港を平成21年3月に控えて、最もポテンシャルを高めるというよりも、今までのおくれを挽回する必要があるだろうと思われます平成20年度の対応にぬかりがあってはなりません。そのためには、どのような予算投下が必要かという議論が先行されるべきではないかと思います。平成20年度予算編成方針について、改めて町長の所信をお伺

いしたいと思います。

広範囲、多岐にわたることと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) それでは、原田議員の質問に対してお答えいたします。

大きく4つに分かれておりますので、順を追って説明させていただきます。

まず1点目の川根本町総合計画・実施計画の平成20年度の展開についてであります。

御承知のとおり、第一次川根本町総合計画は平成19年3月に策定されておりますが、平成20年度の事業もこの総合計画をもとに各種事業が進められていくことになります。

このため、先般10月、この総合計画の推進を念頭に置いた事業のうち、平成20年の予算編成を含めた主要な事業についてヒアリングを実施したところであります。

このヒアリングの内容は、各課において原則として100万円以上の事業につきまして、おおむね3カ年の事業計画を提出していただき、総合計画の推進のために必要な事業を選択していくというものであります。

もちろん、歳入と歳出のバランスがありますので、すべての事業を採択するということで はなく、町民の皆様にとって効果が大きいもの、危険等を伴い早急に実施しなければならな いものなど、優先順位を決めながら事業を実施してまいります。

また、このヒアリングを受け、11月には私・副町長を交えた2回目のヒアリングも実施いたしました。

基本的には、総合計画の基本構想の中のシンボルプロジェクト、分野別のまちづくりを効率的に推進していくための事業を、予算の範囲内でバランスも考えながら実施していくための計画づくりということなります。

総合計画におけるこの3年間の実施計画は、このようにして毎年ローリングし、3年先を 具体的に見通すことができる計画として活用されることとなりますが、基本的にはまず基本 構想の考え方、基本計画の内容と方向性を見据えながら実施計画を策定してまいります。

さらに、来年度以降には、この総合計画に示された考え方や方向性について誤りがあったり、不足していると思われている分野等について検証を進めていく作業が必要となりますので、そのための町民の方々を交えた組織づくりも現在検討を進めている段階であります。

この実施計画は、最終的には予算編成と並行してまとめていくことになりますが、特に2年目3年目の事業につきましては、再度次年度で精査されることとなり、前年度までの事業の進捗や時代の変化等により、事業内容や金額の変更・修正あるいは追加・削除などが行われることとなります。

御質問の内容については、総合計画の基本構想・基本計画の実現に向けて各分野ごとさまざまな特徴ある事業が予定されていますが、それぞれの担当課を中心に、必要があれば関係 各所と連携を図りながら効果的な展開を実施してまいります。 御質問の総合計画の内容に沿った地域振興策という意味で、多くの事業が該当することになりますが、その中でも本町の特徴ある事業や、頑張る地方応援プログラムなどにより推進していく事業は、主に次のとおりであります。

あくまでも二、三の事例ということでありますが、健康、福祉分野では、外出支援サービスの充実、あるいは町内の診療所等への最新医療機器の導入などであります。

生活環境、基盤整備分野では、町営若者定住促進住宅の建設、県道、国道など主要幹線道路の早期改良の要望活動と、生活利便性向上のための町道等の計画的な改良、開設、また町内の水道施設、水道管理体制の整備、あるいは防災対策の体制整備などであります。

産業、経済、労働分野では、農林業センター事業の充実と効果的な交流促進施設の活用、 観光案内標識等の統一整備、お茶街道推進協議会などを中心とした、今まで以上に全国にア ピールできる川根茶ブランドの確立など、あるいは自然や農林業、商工業、健康づくりと連 携した観光、いわゆるエコツーリズム、グリーンツーリズムのモデルツアーの実施、広域的 な観光ルートの連携あるいは開発。

自然、環境分野では、環境基本計画の策定の準備あるいは取り組み、奥大井・南アルプス マウンテンパーク構想の推進と南アルプス世界遺産登録推進協議会への参画。

そして、教育、歴史、文化分野では、町内小・中学校の国内、国外の研修事業の実施、平成21年度の第24回国民文化祭開催に向けた積極的な取り組み、あるいはそれを通じての伝統芸能などの保護・継承活動、あるいは従来から行われております各地区での生涯学習活動、あるいは地域づくりへの積極的な取り組み支援などであります。

また、住民参加、行政運営分野では、行政改革の積極的な推進、これは現在も行っておりますけれども、引き続きこれを進めてまいります。新しいまちづくり事業、これは補助金の制度でありますけれども、創設、あるいは千年の学校、まちづくりリーダー養成事業等による人材の育成と新たな人材育成策などであります。

これは、あくまでも来年度事業でありますけれども、総合計画においては、今後10年間を 見据えておりますので、その中で順次実現していくものもございます。

以上、平成20年度の予算編成作業は、これから3月の議会に向けて行われますので、具体的な事業の予算額等については3月議会に上程させていただき、平成20年度の事業が進められていくことになります。よろしくお願いいたします。

それから、2番目であります。静岡空港関連の準備状況と平成20年度予算化の考えという ことであります。

静岡空港開港に関しては、これは当町の取り組みというよりも全県的な取り組みでありま すので、県の動向等も踏まえながらお答えさせていただきます。

富士山静岡空港が、平成21年3月の開港を目指して準備が進められており、今月12日には 旅客ターミナルビルの建設工事に着手する旨の報道がされております。

県では、観光コンベンション室を初め、観光協会が中心となり、観光交流事業地区別会議

等において、富士山静岡空港を活用した国内遠隔地からの誘客、特に北海道・福岡でのキャンペーンの実施や外国人観光客の受け入れ態勢に関する施設の整備、観光おもてなし推進事業、観光統計調査など開港に向けた準備に取り組んでおり、来年3月17日から19日には、仮称ではありますが、富士山静岡空港開港販売促進会議を開催し、空港開港時の旅行商品の造成・送客を促進するため、就航予定地の旅行業者の造成担当者等を招請し、地域ならではの魅力あふれる観光商品等の提案や、方面に分かれての現地視察、エクスカーションが行われる予定になっております。

また、法律が改正されて新たにできた制度により、英語、中国語、韓国語のうち受験者が1カ国語を選択することができる、静岡県地域限定通訳案内士試験が実施されております。

一方、県産業部では、富士山静岡空港周辺地域基本計画作成研究会を設立し、地域の機関 調査や産業構造の分析が行われております。当町においても、こうした組織との連携、情報 提供共有を進めてまいりたいと思っております。

具体的な動きとしては、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の一環として、地域のすばらしい資源を生かし、エコツーリズムの考え方を軸としたエコツアー、体験型及び観光の取り組みによる魅力ある観光地域を形成し、地域の活性化、自立的展開に資することを目的としたエコツーリズムの推進事業、また人と自然が織りなす魅力ある流域圏の形成を図ることを目的とするエコツーリズムワークショップを開催しております。

これは、町内でエコツーリズムに関係するさまざまな活動をされている方々にお集まりいただき、これからの川根本町においてエコツーリズムを推進していくための方策について意見交換をさせていただいております。

今後、このワークショップをきっかけに、活動者によるネットワークが構築され、エコツーリズムの核組織となっていくことが期待されております。

また、県企画部においては、富士山静岡空港アクセスネットワークの整備に取りかかり、空港近接駅である島田駅の整備、大井川鉄道そのものを観光資源として、潜在的な観光需要の掘り起こし、誘客促進に取り組んでおります。当町でもこれらの事業に参画し施策をともに推進してまいります。

既に、大井川鉄道ともさまざまなチャンネルを通じているいるな協議を行っております。 今月8日から9日には、財団法人都市農山村漁村交流活性化機構が、都市と農村の交流を活性化させるためのビジネスモデルを構築させることを目的として、大井川鉄道株式会社、社団法人日本民営鉄道協会との三者で企画した「SLとグリーンツーリズムの旅」が島田市三軒茶屋を出発地として寸又峡に宿泊の1泊2日のコースで実施されております。

町内においては、田野口駅で茶飲み仲間体験として田野口の有志との会話が、フォーレなかかわね茶茗館ではお茶のおいしい入れ方の体験、また長島ダム散策後、井川線に乗車し長島ダム駅より奥泉駅間のアプト式の説明を受け、宿泊先の寸又峡温泉では神楽体験を行うワークショップに31組65名の応募がありましたが、宿泊施設の手配の関係上15組33人が参加し、

スタッフと総勢41名のモデルツアーが行われました。この事業は、広域連携共生・対流等推 進交付金事業として、本年度を初年度として平成21年度までの3年間行われる事業でありま す。当町としても積極的にこうした取り組みにかかわっていきたいと考えております。

本町観光協会においては、富士山静岡空港周辺地域観光協会連絡協議会、静岡空港in奥 大井戦略地域会議に参加しており、来年1月には外国4カ国語による静岡空港観光ガイドブックを発行する予定となっております。

今年10月には、JTB協定旅館ホテル連盟の観光地魅力づくり支援事業に採択され、寸又 峡温泉や奥大井の資源の再確認、有効利用や魅力の創造等を図り、官民、農林業との連携を 深め、宿泊滞在型の商品化を推進し、魅力ある商品とサービスづくり、強力なマーケティン グ活動を展開し、宿泊増加につなげる目的で実行委員会を設立し、マスタープランの作成、 通年宿泊滞在型ツアーの商品化、ガイドの育成、効果的な情報発信、日本一清楚な温泉保養 地づくりなどの推進を行うこととなっております。

先月6日に新聞報道がありました、空港周辺の5市5町の商工会議所、商工会で構成する 富士山静岡空港周辺地域経済団体懇話会では、講師より空港が開港したとき、雇用の創設、 税収拡大の効果があった事例が紹介され、県内の人に来てもらえる魅力づくりと地域イメー ジの確立の重要性と、地域ブランドの創出を挙げられたようであります。

いずれにしろ、総合計画・基本計画での施策の中で優先的に対応すべきものから、順次商工会、観光協会、各種協議会等や大井川鉄道、中部電力などの民間企業、他地区観光業界とも連携を密にしながら、農林水産省関東農政局による広域農村総合整備基本調査、静岡県観光交流の動向調査や奥大井・南アルプス地域のエコツーリズム導入に伴う資源策定調査、また県内大学の外国人留学生を対象にしたエコツアー・モニタリング事業のアンケート等の結果も十分分析し、検討して、空港を控えこれまで以上に国内外からの観光客を迎えるに当たり、おもてなし満足度を高める観光地となるよう、今後とも検討、実行してまいります。

次に、茶業を融合させて新たな観光地開発と茶業の振興についてであります。

議員も御承知のとおり、11月1日から4日にかけて静岡市のグランシップを会場に開催された、世界お茶まつり2007を記念して行われたグリーンティー・ツーリズム創造フォーラムにおいては、「お茶は観光の軸になれるか」と題した基調講演を行った岩崎静岡県立大学准教授は、講演の中で最新のインターネットアンケートによる静岡県をイメージするものの1位はお茶、2位が富士山であることや、お茶摘み等のお茶体験型ツアーの希望も京都との比較では42.8%が、鹿児島との比較では76.3%の方が静岡でのお茶摘みツアーを希望しているなどの事例を挙げ、観光資源としてお茶が静岡を代表するものとなり得ると結論づけており、お茶を生かした静岡型グリーンティー・ツーリズムの構築を強く望まれていました。

このことからも、観光面では、関係機関とより連携を深めると同時に、住民の御理解も得て茶摘み体験、手もみ体験等を通して消費者との交流をすることにより、入り込み客の増加と消費拡大を図る企画が必要と考えております。お茶・観光大使などによるPR方法も今後

検討課題としていく必要もあるかと考えております。

先ほどの12月8日、9日に行われたモデルツアーでも、手もみ体験等も行っておりますが、 残念ながら地元の方のボランティアによって支えられた体験でありましたので、今後そうし たものをいかに地元の収益に結びつけていくのか、あるいはそうした料金体系を構築しても お客様に来ていただけるようなそういう仕組みをつくっていくのか、地域の中で各団体と連 携しながら考えていかなければならないと考えております。

現在、お茶街道推進協議会では、静岡空港の開港を川根茶PRと販売拡大の絶好の機会ととらえ、今後の展開について議論を重ねており、その中の一つとして、既に実施した事業では川根お茶街道の看板設置があります。

この看板については、既に御承知のことと思いますが、大井川の両岸に、川根町の渡島地区と家山地区、川根本町の地名地区と崎平地区の合計4カ所に設置し、海外から訪れる方に も案内できるよう、日本語に加え、英語、中国語、韓国語で表示されております。

また、現在は検討段階でありますけれども、今後川根茶の消費拡大やPRを目的として関連ホテル、あるいは航空会社、旅行会社等へ川根茶の売り込み等を図っていきたいと考えております。

また、受け入れ側である川根地域内での食堂などで、品質を落とさないおいしい川根茶でのおもてなしがいつでも変わらないよう対応するかという議論もなされております。

これらのことにつきましては、今月中にも静岡県中小企業団体中央会が中心となり、空港 開港に向けたお茶のPRや販路拡大の推進のための検討会議を実施予定であり、具体的な事 業実施に向けた動きが進んでおります。

今後も、お茶街道推進協議会等において、こうした事業を現実的に実施していくための協議や勉強会を開催するなど、地域の生産者・流通業者・JA・行政などが一体となった取り組みを検討していくこととしております。

また、本町での良質なお茶の製造に向けて製茶機械の導入について助成は行っております し、農林業センターに設置してあります小型製茶機械、あるいは釜炒り茶等は研究目的とい うことで設置しておりますので、そうした趣旨に合った方に対する貸し出しは積極的に行っ ていきたいと思っております。

最後に、平成20年度の予算編成方針であります。

平成20年度予算編成方針については、11月19日の議会全員協議会において、概要を説明させていただきましたが、現在、国においても平成20年度予算に向け、地域間格差是正や地方交付税制度の中での地方再生枠による過疎地域への財政支援策等の議論がなされております。本町においても長島ダム交付金の交付率アップによる増額がありますが、交付税算定の収入額への算入により交付税の減額も予想されます。今後、国の動きによる支援策も期待されますが、依然として財源確保が厳しい状況は変わりません。

平成21年3月の静岡空港開港など大井川流域が注目される時代を迎えようとしております

が、合併後3回目となる年間予算を編成する上で、本町が将来継続した行政運営ができる基盤づくりの確立の時期である大変重要な時期であると考えております。

基盤づくりとしては、今後、総合計画に基づく施策を進めていく上での財源の確保はもとより、町民と行政の協働によるまちづくりのための地域コミュニティ組織等への支援による活動組織の強化であると考えております。

先ほどの、総合計画に係る答弁の中でも申し上げましたが、平成20年度の予算編成を含めた主要事業ヒアリングでは、住民の生活環境整備を第一に総合計画の推進に向け事業の優先順位を付け、事業を選択し平成20年度予算に反映していきたいと考えております。

例えば、町道や林道を含めた集落道の整備、飲料供給施設や簡易水道、環境に配慮した合併処理浄化槽などの事業や町営住宅及び家族向けの若者定住促進住宅の建設も大井川流域の 道路整備にあわせ、定住人口確保のために引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、地域コミュニティの活動によるまちづくりを目指し、自治会などの活動組織を対象とした、仮称ではありますが、川根本町癒しの里づくり事業等をスタートさせたいと考え、現在さまざまな検討をしているところであります。

議員が言われた静岡空港開港は、先ほど申し上げましたようにこの大井川地域への活性化、 誘客のチャンスでもあります。

一例ではございますが、県内の主要道路、観光地の看板、駅などの案内標識の国際化やユニバーサルデザインなどに対応するため、県内ではしずおか公共サイン整備ガイドラインの行動計画を年度内に策定する予定であります。この中で、静岡空港の開港を見据え、この大井川地域をモデル地域として道路標識等の整備を進めていく方針であります。本町としましても、この好機を県及びその他関係機関と連携し、地域振興の起爆剤として今後の施策展開をしていきたいと考えております。

また、一般財源の5%減額は、今後継続した行政運営の基盤である財源、特に基金等の財源の確保を目指したものであります。

以上、本町と取り巻く環境が変化していく中ではありますが、限られた財源の中でできるだけ基金等の取り崩しに頼らず、補助金等の特定財源を活用し、状況に即した事業の選択を行い効果的な予算編成をしてまいりたいと考えております。

この予算の圧縮に関しては、通年予算の始まりである平成18年度、19年度、20年度、こうした基金に頼らない歳入にあった歳出を考えていくという、そういう予算のシステムを確立し、今後の総合計画の実現、あるいは地域づくりに向けた財政基盤を確立する大事な時期と考えておりますので、それをなし遂げた上で次の展開を考えていきたいと考えております。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) いろいろ御丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございました。 4つの大きな御質問をさせていただいたわけなんですが、その中で静岡空港の開港に伴う 諸施策といいますか、現状の対応状況、これにつきましては、初めて耳にするような事業の内容もありましたし、私個人としましても、事あるごとにこういった一般質問の機会をとらえましても、ずっと提案をしたりお聞きしたりした内容、そういったようなものも答弁の中にかなりありましたものですから、かなり期待が持てるという気持ちはありますけれども、ぜひこういったものについての紹介を、議会のみならず住民の方々に広く早くPRをするといいますか、御紹介をしていただきたいなと、そこのところをよろしくお願いしたいと思います。

そして、その中でさらに質問させてもらいたいのは、こういった事業を展開するに当たって、やはり平成21年3月開港というワンチャンスといいますか、これをとらえた重点施策というものが必要になるはずであります。

そうしますと、今、町長の答弁の中にありました、どちらかといいますと、ソフト的な対応、それとあわせてハード的な対応、これにつきましては、先ほど私が触れました川根本町過疎地域自立促進計画、この中にも、あるいは川根本町の総合計画・実施計画の3年間の計画書の中にも相当なものが含まれております。

一例を言いますと、例えば千頭駅周辺の整備だとか、あるいは寸又峡の方面の整備だとか、こういったようなことがうたわれておりますが、例えば過疎地域自立促進計画でいきますと、 寸又峡観光施設の整備事業だとか、あるいは千頭駅周辺観光整備事業だとか、こういったようなものをする中で、観光対策をしていきたいというようなことがうたわれております。

この辺について、先ほどの答弁の中にはありませんでしたので、これについてのお伺いを していきたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) まず1点、全般的な考え方というか、過疎自立促進計画を一つの事例 として議員御質問でありますけれども、過疎自立促進計画に関しては、御承知のとおり、過 疎債というのを一つ目的として、その中に計画を、それがなければ過疎債の適用ができない ということで、非常に網羅的な計画になっております。それぞれの一つの事業に対して最終的な詰めを行って計画までいったというよりも、大まかとして、この地域にとってはこういうことが必要だろうということをのせてあり、その中から具体的な事例としてさまざまな実施計画をつくり、そのときに財源として過疎債を適用するときにこの自立促進計画に乗っていなければ過疎債が適用されませんというような計画でありますので、網羅的なものであるということを御承知おきいただきたいと思います。

その中で、御指摘のあったように、千頭駅周辺あるいは寸又峡の整備というのは、議員おっしゃるように、静岡空港の開港を言うまでもなく、この地域の交流人口の増大、あるいは 観光分野での活性化のためには必要な施策だというふうに思っております。

しかしながら、財源等、あるいは千頭駅にしても大井川鉄道という一つの企業との連携、 そして寸又峡に関しては、観光面の協同組合や町全体の観光協会との連携がありますので、 そういったものと連携しながら、あるいはさまざまな国・県等のそうした調査、あるいは補助事業をしながら進めてまいりたいと考えております。

今後、寸又峡の活性化、千頭駅周辺の整備等は重要な課題であるということは認識しております。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 今の町長の御答弁なんですが、私どもこの地域に住む者、そして町の方から上ってこちらへ楽しみに来てくれる方々ひとしくですね、実は千頭駅をおりたお客様、それから寸又峡へ足を入れたお客様、もうちょっと何とかならないのかと、静岡空港がもう少しで開港されるというのに、もうちょっと観光地らしい景観だとか、あるいは町並みだとか、そういったようなものができないのか、いろいろな声を聞くわけであります。そのためにこういった計画がされておりますし、また総合計画の3年間の計画の中にも、寸又峡温泉街整備事業あるいは千頭駅周辺観光整備事業とこういうはっきり事業名がのっているわけなんですね。

きょう、この金額については、概算事業費につきましては、これはちょっと申し上げられないと思いますので、公表はできないと思いますので差し控えますが、かなりの意識がそこにあるだろうと思っております。ところが、町長のお話の中にはそれがありませんでした。ここで、なぜかといいますと、やはり予算、財源の問題になっていくんだろうというふうに思っております。

ですので、こういった大きな事業をするに当たっては、どうしても平成20年度、来年度以降にも予算投下が必要だと思うんですが、先ほどの町長の答弁で、18、19、20年度は基金に頼らない体質にしていきたいというようなお話がありましたけれども、今、18、19、20でそういう体質をつくっていくということよりも、まずやるべきことに投資をしておいて、そしてやや時期をずらして、それからやはり健全財政に持っていかなきゃなりませんので、そういった政策に入っていくと、平成20年度の予算編成に当たりましては、そういった配慮が必要じゃないかと思いますので、その辺のところをもう一度お聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) やるべきことがあったので、やらなければならないと考えてきたので、 平成13年度以降、最終的には赤字体質の中で事業をやってきた。もちろん、これもむだなこ とをしたわけではなく、必要に応じて事業を展開した結果、基金を取り崩す、そうしたやり 方できたわけですけれども、もちろんそういったことも必要でありますけれども、今ここで そうしたものを断ち切って、収入に合った支出、あるいは基金に頼らないものをつくらなけ れば、いつまでたってもできないと思い、私としても自分もいろいろな思いもありますし、 町民の方から要望も受けておりますし、またそうした新たな時代の流れに対応しなければな らない施策があるということはわかっておりますけれども、今ここでやらなければいつまで たってもできない、あるいは1年先に延ばせば延ばすほど、その体質は悪化し、また回復が 難しくなるという状況の中で、18、19、20という期間、それでもその3年間という期間を設けながら、この体質の改善あるいは行財政改革をやっております。

その上で、収入と支出のバランスがとれた上で、今度は次の段階、何に重点的に投資をするので、ここの部分はさらに経費を削減していく、あるいは効率を図っていく、そういう作業に入っていく、そういうふうに考えております。

いずれにしろ、厳しい状況ではありますけれども、そういう中でも財政的な予算の確保等シミュレーションをしておりますので、その中で先ほど言われたように、優先順位を決めて必要な施策を打っていく、あるいは住民の協力を得ながらまちづくりをしていく、そういうことをやっていく、この18、19、20の予算編成、あるいはまちづくりの考え方というのは、とても私は大事だというふうに考えてやっております。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) まさに実はその辺に焦点を当てていきたいと思ったものですから、その辺についてもう少し詳しくお聞きをしていきたいと思うんですが、今、町長の御答弁、これは観念的には非常に理解はできるものであります。ただ、最も重要な平成20年度ではないかという、そういったところでもって20年度の予算編成をどうするのかということになろうかと思います。

実は、町長の御答弁の中にありましたシミュレーションという、これは重要なものであると思いますが、平成19年9月に新しいシミュレーションが私どものところに提供されましたけれども、実は平成18年度の決算というのがその直前にあったわけでして、その決算状況を見てまいりますと、当初予想しておりました、非常に危機的な財政状況みたいなものから少し抜け出たかなと。これはいろいろな環境変化があろうかと思いますが、大きく言うと日本全体の中での経済成長といいますか、経済状況といいますか、そういったようなものからの交付税措置だとか、交付金だとか、こういったようなもので当町の予算財政にも余裕ができたと思うんですが、シミュレーションからは、やはり相当な余裕が出てきているんじゃなかろうか。

平成19年、20年、21年、この辺のところを見ていきますと、基金の取り崩しといいますか、基金を投入しようとするこの数値そのものも緩やかな傾向が出ております。やはり交付税の措置が比較的よかったということに、そういう予想だということになる思うんですが、こういったところを見ていきますと、財政シミュレーションの中にあるような形の財政計画をこれからもしていけば、当然、町長が言われるような形になっていくんだろうというのがありますので、先ほど一般財源の5%削減という話がありましたけれども、こういったことをやりますと確実にこれは2億円程度の削減ということになってまいりますので、かなり厳しくなってまいります。平成18年度対比で平成19年度は13%くらいの予算の削減がされたわけなんですが、さらに今のような2億円以上のまた削減を平成20年度もということになりますと、私としてはまだ余裕があるのに、なぜ今平成20年度にやらなきゃならないのか。これを21年

とか22年に繰り延べすることができないのか、いろいろな事業の絡みを見て、その各事業を少し調整をしてシフトできないのか、いろいろな工夫がされてもいいんじゃなかろうかと、こんなふうに思います。

ですから、シミュレーションの結果、あるいは現在の国を取り巻く財政状況の好転している背景とか、そういったようなものを見ながら、もう一度お考えになっていただくことはできないか、その辺のところについてもう一度お伺いしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議員の質問の中に18年度決算の部分が出ておりましたので、詳しい数字は今ここに持っておりませんけれども、18年度決算、最終的には数字上は黒字を打ちましたけれども、内容的にはそれでも2億6,000万円ほどの基金の取り崩しをやった上での黒字であります。最終的には基金をつぶしているという実態がある。

それからもう一つ、18年度は合併等市町村の再編等の特殊要因で基金等が解散して、そのお金が数千万円入っておりますが、それがなければ結果的には赤字になっていたと、そういった特殊要因も中に含まれております。

ただし、そういった特殊要因があったにもかかわらず、黒字になったというのは、先ほど言いましたように、18年度予算から歳出削減の取り組みを始めていたから、そういった特殊要因を受けて黒字になったというふうにも受けとめておりますので、ただ、状況としては厳しいというか、状況は変わらない。

それから、18年度の交付税に関しても、これは交付税がふえたと、もちろんそうは言っておりませんけれども、交付税がふえたということじゃなくて、我々の予想どおりの範囲におさまったということで、平成13年、平成14年、平成15年というのは我々の予想以上に削減された時期があったわけですけれども、現在は予想の中におさまっているという、そういう状況で、ああした決算になった。19年度決算においても、そうした状況が、余裕があるという状況ではないというふうに思っております。

また、現在大きな事業で通信とか、あるいは消防防災とか、大きな事業を先送りしております。いずれ制度的にも、あるいは地域の実態としてもそういったお金のかかる事業にも着手していかなければなりません。それはもちろんシミュレーションには織り込んでありますけれども、そういうことを考えれば、議員はそう言っていないと思いますけれども、楽な状態ではないというふうな状況、やはりしっかり予算を管理し、削減をしながら効率的な運用をしていかなきゃならん状況は変わらないと思っております。

また、やはりここで体力をつけて、そしてさまざまな事業を始めながらどこかを縮小していく、そういうことをしながら住民の要望にこたえていきたい、そういう時期であるというふうに思っておりますので、どうか御理解をしていただきたいと思います。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 実は、観念的なところというのは、今の町長の御答弁の中にありまし

たような、そこのところにもう少し工夫が必要ではないかということを申し上げているわけなんです。

私ども議会の方としましても、一番財政的なところでの指標になるものは財政シミュレーションだけしかないわけでして、15年後ぐらいまでのシミュレーションもつくってもらっているわけなんですが、そういったようなものを見たときに、その途中に相当大きな投資を必要とするようなプロジェクトも入っているわけなんですね。

これからもまだいろいろな工夫が必要かと思いますが、そういったようなものを含めていっても、15年後ぐらいの財政シミュレーションで見ます財政運営というものは、そんなに悪くはなっていない。こういったところに私はよりどころを持ってこういった質問をさせてもらっているわけなんですが、そうなりますと、変な言い方なんですが、まだまだ町はもつんだということを基本にして、平成20年度はどうなのかと。

再度申し上げますけれども、平成21年3月には、静岡空港が開港される、そしてそこへ来 たお客さんはどこへ行くのといいますと、ここの地域にしっかりしたお客さんを迎える体制 ができていなければ、お客さんは伊豆の方へ行ってしまう、あるいは浜名湖の方へ行ってし まう、そんなような心配がされるわけです。

ですから、今、もうあと1年しかないわけなんですけれども、このときに精いっぱいやるだけのことはやっておいて、そして平成21年3月を迎える。しかし、まだまだやり足りないといいますか、しなければならないことはいっぱいあるわけですが、寸又峡へ行く道路の問題だとか、362の青部バイパスの渋滞の問題だとかいっぱいあるわけなんですけれども、それはそれで工夫をして乗り越えるということにしておきながらも、先ほど言いましたような、寸又峡の町だとか、あるいは千頭駅前の市街化環境の整備だとか、あるいは先般もお話が議員からありましたような音戯の郷のもうちょっと集客ができる工夫ができないかというようなところにつきましては、平成20年度でできる可能性があるんではなかろうかというふうに具体的に提案をしてみたいと思うんです。

ですので、観念的にはわかります。平成20年度に何をするか。ですから、20年度にあるものをどうしても削減をしなければならないということになったときには、少し20年度当初予定があったものをシフトして21年、22年へ持っていって、そして平成20年度でやるべきことはやると。観光立町というところでしっかりした意識を持った、そして茶業の振興は当然ですから、観光立町の上に茶業を乗せるというような展開も必要じゃなかろうかということでるる申し上げているわけなんですが、そういったことで、もう一度平成20年度予算を展開するに当たっての観光と茶業、これへの重点的投資ということでやるべきじゃないかと思っております。その点についての御答弁をお願いしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) ですから、先ほど2の方でお答えしたようなことをさまざまな形で受け皿づくり、あるいは体制づくりをやっているということ。もちろん、具体的な直接投資的

なものはそれぞれ計画に従ってやっていくと。ただ、千頭駅周辺の大幅な改築となると、それは単年度で済む事業でもありませんし、また相手方の大井川鉄道、あるいは今やっておりますツーリストがどのように考えるのか、どういう要望があるのか、あるいはお客さんのニーズは何か、そういったことを総合的に考えながら中期的に考えていかなければ、20年度単年度予算とかというものではない、それに向けてのさまざまな研究会、あるいは取り組みとか計画づくりは、現在、先ほど言ったように、いろいろなことが動いております。それを踏まえながら、しっかりとした着実な歩みを進めていきたいと考えております。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) それでは、もう一度お聞きしたいんですが、観光というところで見たときに、町として対応が可能だというものにつきましては、これは平成20年度だけですべて完了するというわけには多分いかないと思います。どのくらいのスパンでこういった観光対策といいますか、お客さんの受け入れ体制を整えていくかという、その辺のところはいつごろまでに完了といいますか、描いている構想をお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議員は静岡空港ということも先ほどポイントにお話しされておりますけれども、もちろん静岡空港も大きなここのチャンスであり、特に東アジアからの方というのは、こうした奥大井の自然というのは大変魅力があるだろうというふうに考えております。 静岡空港の現在の想定が110万人余であります。その中で観光目的の約半数とかいう試算

も出ておりますけれども、そのすべてが奥大井を目指して来るわけではございません。ただ、60という1つのパイがあるということであります。

また、現在100万人はいきませんけれども、大井川鉄道を利用した観光客等が70万人、あるいはそういったものがこちらに入っております。そうした通常の観光客、あるいは国内の観光客というのも大きな需要でありますので、そうしたことをすべて総合的に考えていかないとこの地域の活性化はないと思いますので、常に見直しながらその新しい需要に対応していくという形をとっていかないと、いつまでに何をやるとかというよりも、常に見直しながらしていく。

今、川根本町として取り入れているのは、これからは宿泊型、あるいは体験型のツアー、あるいはツーリズムが大変需要が高まっている。お茶をただ買うだけではなく、手もみをしたり、あるいは実際にこの景色の中でお茶を味わい、お茶を体験していく、そういうツアー、あるいは需要が伸びている中でそういった受け皿づくりを、これは町だけはできませんので、各方々と連携しながら、そのツアーの受け皿づくりを進めていかなきゃならない、これも一朝一夕ではできませんので、しっかりとした時間をかけながら、あるいは連携をとりながら、少しずつ整備をしていきたいと考えております。そういう受け皿づくりを今つくっているところであります。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 平成20年度の予算を一般財源の5%削減、これは約2億円ということになるわけなんですが、こういった削減をするということになりますと、平成18年度対比で19年度は13%減であったわけなんですが、さらに15%、17%というところへいってしまうということが住民にとっては、あるいはこういった観光、あるいは商工観光に従事されている方々としましては、相当な危惧感を持っているわけであります。

大事な時期にどうしてそんなことになってしまうのかと、少し何とかならないのかと、ですから、優先順位をつけ、あるいは軽重をつけて、予算の20年度の投下というものを考えていかなきゃならない。

ですから、私は先ほどの5%減という根拠が非常にはっきりしないなというところも一つあるわけなんです、状況としまして。そういったことも踏まえていきますと、少なくとも平成19年度並みくらいの予算でやっていかないと、私は対応におくれが生じてしまう、そんなふうに思っております。

その辺について対応のおくれをとらないという何か工夫がそこにあるのか。役所の人的な 投入をしていくだとか、いろいろなアイデアがあるだろうと思うんですが、その辺も入れて 予算削減ということをやっていかないと、基金に頼らない体質にするというだけもって、こ れは当たり前の話です。それは望ましい話であるわけですから。何か工夫がないと、やはり 所定の計画には相当なおくれが出てしまうんじゃないかという感じがいたします。そういっ たところで財源以外に何かの工夫がもしあるとするならば、どんなことを考えておられるの かお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 決して5%というのが根拠のない数字ではなくて、5%程度の削減を しなければ歳入と歳出のバランスのとれた予算編成ができないということで、もう1年5% でいきましょうということで、5%が達成されれば、そうしたある程度の均衡のとれた予算 編成ができるというふうな数字であります。

ただ、程度と言っているのは、やはりどうしても要望が削れないというような、昨年もそうでありましたけれども、そういった厳しい中での予算編成ですので、程度という表現を使っておりますけれども、均衡のとれた予算編成をして、その上で次の体力をつけた上で対応を考えていく。

そしてもう一つは、それは数字上で5%でありますが、今後は内容的には、今行財政改革の中で効率的な運用とか、あるいは職員の人件費のあり方、手当のあり方、さまざまな面で検討しながら余力を投資的な経費に向けていきたい。仮に今まで500万円経費にかかったものを何とか努力しながら400万円でやっていけるような体制、あるいは仕組みをつくりながら、その余力をさらに新しい投資的な経費に向けていく、そういう努力をしております。人件費に対してもさまざまな取り組みをしながら、削減をしながら、そういったものを投資的な経費に回していきたいと考えております。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 私の質問がうまくないところがあって、御答弁いただけなかったんですが、何か工夫があるのかということをお聞きをしたかったわけです。要するに、シミュレーションでいきますと、15年間ぐらいの展開の中でごく至近年の平成20年、21年、22年くらいを見ていきましても、平成18年度当初予算値くらいからのやや漸増といいますか、フラットですけれども、そんな状況の中で平成19年はかなり削減をしたわけですね。平成20年もさらにまた削減をしていきたいと。シミュレーションとしては、そこまでやる必要は、必要といいますか、そういう数字じゃないんですね。数字でいいますと、シミュレーションでいいますと、平成20年度のシミュレーションの歳出は、平成19年度のシミュレーションの歳出予算を5.4%アップさせております。この数字何%というのはどうでもいいんですが、5%ぐらいアップさせております。

平成19年度当初予算ですね、町長はこれからさらに削りたいと言っているんですが、シミュレーションの方は当初予算値よりも約9%アップしている、この数字が平成20年度の歳出予想ということで、一応オーソライズされているといいますか、私どもが認識をしているんです。このギャップがあり過ぎる。どうしてそういうシミュレーションをしておきながら、来年度はそんなに思い切った削減をしなきゃならないのか。必要なまちづくりに必要な投資はすべきではないのかというところで矛盾を感じるわけです。

このシミュレーションとの開きはどういうふうに説明されますか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) シミュレーションは15年先程度を見据えていますので、常に決算が出た段階で修正しながら、将来の財政状況の一つの指標にするということで常に見直しをしております。

予算に関しては、昨年度の決算状況あるいは19年度の収入状況を見据えながら編成しておりますが、現時点では昨年の2億5,000万円余の基金に頼った部分というのを極力ゼロに近づけたいということで、短期的な目標の中で予算編成をしております。そういったことの積み重ねが最終的にはシミュレーションに反映されます。

シミュレーションはいろいろ難しいところがありますけれども、確かに議員がおっしゃるように、乖離がある場合には極力乖離をなくして、実態に合わせて将来を考えるようにしてまいります。現時点では、先ほど言ったように、財調が限られておりますので、財調の残高を見据えて2億円余の基金に頼る分というのは極力ゼロにしなきゃならんということで、20年度編成というのをしております。その乖離については今後わかりやすいシミュレーションにするよう研究をしておりますけれども、そういう長期的なものと実態があって、どうしなきゃならんというものの乖離があったということに関しては、そういう意味で御理解をいただきたいと思います。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 今、町長は財政調整基金のことを触れられたものですから、申し上げ てみたいと思います。

まさにこの前の全協のときには、一般財源の5%程度の削減というこの2億円というものは、財政調整基金の取り崩しを極力抑えたいというお話がありました。結果的に平成18年度決算はそれが全くされずに、むしろ積み立てられるようないい形になったわけなんですが、実は平成19年度の推移を見ておりましても、うまくいったら平成18年度並みになるのかなと、こんな感じがいたします。

ですから、2年くらい前、私は財政調整基金がこんなにどんどん減っていっちゃっていいのかなという私なりの心配が、わからない部分があるにしても、心配していたんですが、実は昨年、平成18年度の決算で見ますと、財政調整基金というのはかなり回復をしているといいますか、平成16年度に近いようなレベルまで回復しているわけなんですね。要するに、それだけ余力が出てきているんだということですので、平成20年度は、そんなにまた平成19年度を上乗せするような削減をしなくてもいいじゃないか。

先ほどから何度も言いますように、観光、茶業、こういったようなものの振興に平成20年度は一たん投資をする。しかし、ずっとそういうことはやり続けることはできませんので、もちろんそこの部分は翌年度、翌々年度にまた減らしていく、それはせざるを得ないと思いますが、財政調整基金というところは、確かに大事な基金だと思いますので、そういう意味で余力も出てきているんじゃないのか、にもかかわらず、なぜだというふうになるわけです。財調のあり方をどんなふうにお考えになっているのかお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 基金に関しては、議員御承知のとおり、財調的な基金と特定財源的な基金が、使用目的が限定される基金とあって、要するに財調的な基金の残高というのは、これは既に平成13年度以降の状況を見れば、それが減ってきているのは数字が出ておりますので、それをより安定的な財政運営するレベルまで戻したいというのが現状であって、決して余力がある状態ではありません。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) トータルで見て余力があるなしじゃなくて、今やや挽回をしていきている。ですから、平成20年度にどういうふうにこれをうまく活用した予算編成にしていくかということで、そこに話を持っていったわけなんですが、それはたくさんあるにこしたことはありません。

しかし、平成20年度を迎えた今の時期に、やはり観光を基盤に置いてそこに茶業を乗せるというくらいの形でこの地域振興を図っていく必要がぜひあろうかと思っています。これは観念論になるかもしれませんが、私は観光を基盤にした茶業というものがもう一つのこの地域が生き残っていく上の施策ではないかと思います。この点についての町長の地域振興策についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) ずっと前から地域資源を生かすこと、あるいは守り、生かすことが大事であり、その受け皿としては行政のみならず地域のコミュニティも利用しながら各種団体と連携して、官民一体となって地域資源を生かすこと以外この地域の活性化はないということであり、地域資源といえばさまざまありますけれども、伝統・芸能・文化すべて入ってきますけれども、ここでいう観光、あるいは大井川鉄道、そして大井川、そしてさまざまな暮らしのわざすべてが入ってくると思います。それを表に出す、あるいはそれを商品化する、その作業というのは積極的に努めているところであります。

また、観光の流れというのが、従来の昭和の時代と違って、大型観光施設をつくる、そういうことよりも、先ほど言ったように、体験型、宿泊型に変わってきているということは、その流れを受けとめながら、その仕組みづくりというのは、必ずしも多額のお金を投入すればそれが成果が上がったということではなくて、やはり意識、あるいは地域資源に磨きをかけていく、そしてそれが連携していく、そういったことも同じように大事であり、もちろん施設整備も大事でありますけれども、同じように大事になってきていると思っております。そのバランスをとりながら今後とも地域資源を生かしていきたいと考えております。

議長(森 照信君) 原田全修君。

5番(原田全修君) 時間もなくなってまいりましたので、最後の質問をさせていただきたいわけなんですが、先ほどちらっと触れました、お金をかけられないならどうするんだということになりますと、知恵を出せという話になるわけなんですけれども、あってもなくても知恵を出さなきゃなりません。ぜひお願いしたいと思いますのは、こういった地域振興に関しまして、人的資源の投入というものをぜひ図っていただきたいと思います。

やはり何だかんだ言っても、役場にいらっしゃる職員の皆さん方はいろいろなノウハウを持っておられる、そういったことですので、ぜひ人的資源を活用するということで、例えば私が今申し上げておりますようなこういったテーマについて、静岡空港が開港されるんだということで、我が町はどういう形で持っていくんだという役場の中の組織、これは横断した形での検討といいますか、そういったようなものも含めて知恵を出していっていただきたい、そしてまちづくりに貢献していただきたい、地域振興に貢献していただきたい、そんなふうに思います。それをお願いいたしまして、質問を終わらせてもらいます。

議長(森 照信君) 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたしたいと思います。

これで原田全修君の一般質問を終わります。

小籔侃一郎君、発言を許します。4番、小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 4番、小籔です。通告に基づき質問いたします。

ことしも残りわずかとなり、厳しさが寒さとともに身に感じられる社会情勢であります。 今回は、町民からなぜと思われていること、私も不可解に思っております足元の問題、役場 職員の町外移住について質問させていただきます。

この庁舎内は、議場の音声が放送されておりますので、職員の皆様にもお耳をおかしいただき、一緒に考えていただければ幸いです。

さて、「広報かわねほんちょう」11月号には、特集で「この町とともに生きる」が掲載されております。よい企画だと思います。この中で、「まちづくりとはこの町で生きていくという強い意思のあらわれです」と書かれております。鮮烈な言葉であります。もっとわかりやすく言えば、この町で生きていくことがまちづくりだということであります。

私も、川根本町に育てられ、生活しているいわば宿命的土着民でありますが、土着民の中にも選択的土着民等いろいろな人々が集落を形成し、そして農業、林業、工業、商業等それ ぞれのなりわいを持って町を形成して頑張っているわけであります。

平成18年7月に出された、川根本町総合計画策定のための住民アンケート調査結果報告書があります。アンケートの設問に、川根本町は住みよいかという問いがあり、とても住みよい12.1%、まあ住みよい54.7%、合わせると66.8%、どちらとも言えないが22.2%で、報告書は住みよいと思う人が7割近くを占めていると報告しています。

次に、川根本町に愛着を感じるかの問いには、愛着を感じている人の割合が8割近くになりますと報告しています。

第一次川根本町総合計画基本構想の中では、数値目標を立てて平成28年の人口予測7,118人とし、定住対策を重点的に進め、毎年18人の政策的人口の上乗せを図り、平成28年の目標人口を7,300人と設定しており、人口の減少を少しでも食いとめようという行政努力の中にあって、川根本町でささやかれている役場職員の町外住居移転、いわゆる島田市等に住居し、朝早く起き、車で出勤し、勤務後は島田市等の住居に帰るという職員がたくさんいるという話であります。

もちろん、町外にお婿さんに行った、またお嫁さんに行った職員、あるいは職種によって は町内からの人材がなく、町外からお願いしている職員、家族の病などでどうしても町外に 住まわれている人を指しているわけではありません。

先ほどの、アンケート報告書のまちづくり項目、自由回答の中でも、50歳代の男性から、 過疎化が進む今日、町職員の若い人たちが結婚を機に当町を離れ、島田市より通勤していま すが、町の負担もそうですが、もっとこの町のことを考えてほしい、それを許す町も悪いと 回答しております。私も同感であります。

このような案件は、民間企業の人事管理部署では、自己都合という表現で、会社の福利厚生規範とは一線を画しているところもあるわけです。現在、184人の職員が在職しています。川根本町では、最大規模のサービス事業所であります。このような事例に関する数字的なものは表に出てきておりませんが、通告しましたそれぞれの質問要旨については後で再質問いたしますが、先ほど述べた事情があって町外に住まいの職員は除いて、採用時川根本町で現在は町外に住んでいる町外移住職員の数と、このようなことに対する町長の所見をお伺いい

たします。

以上です。

議長(森 照信君) ただいまの小籔侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) それでは、小籔議員の質問に対して、まず総括的な意味を込めて御答弁 させていただきます。

まず、数字上のことであります。11月末現在、育児休業をとられている職員も含めて、 184人の職員が在籍しております。小籔議員御指摘のとおり、川根本町最大規模の事業所で あることを認識しております。

御質問の町外からの通勤職員数でありますが、育児休業職員も含め32名ほどで、年々増加傾向が見られます。

11月末現在の数字でありますけれども、婚姻などの家庭の事情があって町外に住んでいる職員が14名、自己都合等で町外に住んでいる職員が18名ほどになろうかと思います。

これから町内居住の職員が定年退職を迎えるにつれ、このままでは町内に居住する職員の 割合が少なくなり、今後の行政運営機能に支障が出ないか危惧しているところであります。

議員御指摘のとおり、日本国民は、何人も公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有することとなっております。

しかし、地方公務員の理念として、「すべての公務員は、全体の奉仕者として公共の利益 のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならな い」とされておりますし、採用時こうしたことを宣言しながら職員、公務員となっておりま す。

私も、小規模の本町にとって、職員の町外の転出は多くの障害があるのではないかと感じ ております。

例えば、災害や有事の際の職員の動員やその時間、あるいは住民の生活安全を守る消防防災担当等、職員の配置等には既にそうした居住地を考えて対応していっているのが現状であります。

また、地域の皆さんと行事や伝統文化等を継承していく中で、地域の実情を知り、地域住民とのつながり、また学校や家庭、地域社会との連携を図ることによって、まちづくりの基本方針の一つである町民と行政による協働のまちづくりが進められる意識形成、合意形成の一端となると考えております。

特に、今行政改革を進め、町民と協働のまちづくりを進める当町にとって、職員が、あるいは職員の日常の業務を含めてさまざまな行動、対応が町民にとって理解されるものでなければ、一体となったまちづくりは難しいというふうに考えております。

もちろん、職員としても一個人でありますので、憲法が保障するそうした権利は認められるわけでありますけれども、自分の職業として選択した地方公務員というのが、そうしたさ

まざまな意味合いを持っている、そして自分たちが地域づくりを進めるための大きな核の一つである自覚を持っていただくことが大事というふうに考えております。

今後も、職員の意識改革をより一層高めるとともに、住民感情というのをしっかりとらえて、より一層職務に精励し、住民の期待に沿うよう努めていくよう役場内のさまざまな対応を考えていきたいと思っております。

とりあえず総括的なお答えをさせていただきました。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 先ほどのアンケートの50代の男性の中の意見にも含まれていましたけれども、町の負担もそうですがという言葉がありますので、気になって自分なりに、仮の数字でございますけれども、住居移転者、先ほど回答自己都合が18名という数字がありましたけれども、事前の計算上該当職員は15名、それからその平均年齢をこの種の統計では一般的に使われる平均年齢36歳、それから60歳の定年まで24年間勤めると仮定いたしまして、町の負担もそうですがという部分で、例えば島田市と川根本町の一番南の端であります地名地区とを比較してお話しさせていただき、再質問いたします。

島田市等にアパートなどを借りまして、このアパート代が7万円と仮定して計算をしてみました。そうしますと、2万7,000円の住宅手当と島田市から通うために1万6,100円の通勤費が普通かかります。この通勤費1万6,100円は、地名までですと6,500円で済むかと思います。差し引き9,600円の通勤費が余分にかかると、こういうことになります。先ほどの2万7,000円と9,600円を合わせまして3万6,600円、1年間で43万9,200円の町の負担増になります。これが先ほど申しました仮定の数字15名といたしますと、年額658万円になります。24年間分を計算いたしますと、びっくりいたします。15人で24年間それぞれこれだけの負担増を持っていきますと1億5,800万円になります。

そして、これだけではありません。町外住居移転役場職員の町民税、それから地方交付税にかかる数字がございます。地方交付税は複雑な計算式の算出となりますが、簡単にわかる範囲で見ると、1人約9万4,000円になるかと思います。15名で年間141万円であります。先ほどの式で24年間では3,300万円であります。

次に、町民税は「広報かわねほんちょう」本年4月号に掲載された町の1人当たりの税収 欄から引用して、交付税に算入されない25%分1人約3万5,000円で15名、年間52万5,000円、 24年間で1,200万円となるわけでございます。

通勤、住宅手当増と交付税、町税減収分は24年間で会計上の損失額2億円となり、実に大きな損失であります。入るものは入らず、出るものは余分に出る、その年額1人56万8,000円で、15名分だと年間850万円になります。そして、先ほどのアンケートの御意見では、結婚して出ていくとあります。人口1人減でなく2人減です。

政策的人口増を考えて働く役場職員が町外移転とは何事か。町民の疑問に行政と議会は真 剣に取り組まなければならないと思います。数字的におおよそで検証いたしましたが、町長 の見解をお伺いいたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 今、数字的な御指摘がございました。仮定の数字、あるいは平均値等を使っておりますので、若干違うかもしれませんけれども、例えば御指摘のように、地方交付税は想定される収入として1人当たり9万4,000円の減になろうかと思っております。また、町民税の対象者は、現状では11名とカウントしておりますので、年間116万円余の減額というふうに考えております。また、こうした状況というのは、先ほどさまざまな平均年齢をかけた全体の数字、あるいは年間の数字、またトータルの数字というのはさらに毎年変わっていきますので、検証は必要でありますけれども、総体としてこうした財政が厳しい折、この収入減というのは無視できない性質、あるいは金額であると考えております。

また、住宅手当について御指摘を受けました。先ほどちょっと地方自治法とも関係ありますけれども、住宅手当については、どこで住居を構えようと住宅手当については職員の負担する家賃などの高額化に対処し、生活費の圧迫を緩和することを目的として、生活補助給付的性格を持っているものでどの職員も受給の対象になるということで、これは地方自治法第204条第2項に基づき、条例で定め支給されているものであることを御理解していただきたいと思います。

また、通勤手当は、通勤のため通勤に要する経費を補助するために支給される手当で、同じく地方自治法第204条第2項に基づき、条例で定め支給されているもので、いずれにしろ、職員は職務に励んでおりますので、そういった意味も御理解をしていただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、地域一体となってまちづくりに取り組んでいるし、これから取り組んでいかねばならんときに、やはり町民の理解を得るような状況でなければならないというふうに思っております。地方自治法で、給与は当然支給されなければならないという規定でありますけれども、こうした諸手当というのは、支給することができる規定であります。そして、できる規定を受けて町の条例等で定めているものでありますので、現時点ではその条例にのっとって支給しなければなりませんけれども、今後、全廃とかそういう意味じゃなくて、やはり本来町民の方に理解される状況、あるいは実情に合わせた支給実態、そういったものは十分職員の方、あるいは執行部、そしてもちろん住民を代表する議会、そして住民のさまざまな関係者、そういったものと十分議論した中で、どういう形になるにせよ、理解が得られる状況でなければならないというふうに私は考えております。

誤解ないように言いますと、端的にカットするとかそういう意味じゃなくて、そこの状況をしっかり踏まえながら、皆さんに状況も説明しながら、あるいは財政状況も示しながら、あるいは町民の協力も得ながら、そういったことをしっかり議論しながら、納得のいく理解できる制度にしていきたいと考えております。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 今、町条例の話が出てきましたので、手当等は正当な手続によって 支払われているということで理解しますが、給料はもちろんお支払いしなければならないも のでありますけれども、自己都合における手当と川根本町条例などで対応できるというお話 のようにも今受けとめましたけれども、川根本町の町条例で、このような自己都合に対して 内規が可能かどうかもお伺いしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 先ほど言いましたように、自治法上の問題と、それを受けて町がまた新たに条例を定めているものがありますので、これは一般論として憲法あるいは自治法の中で対応は可能だろうというふうに思っております。ただし、なぜそういった自治体職員がいるいろな体制、状況というか、待遇があるかというと、それは当然職務の重要性にかんがみ、安心して職務に専念できるように、そのために、自治法あるいは町条例でそれを保障しているわけであります。

したがって、そうした保障、安心感がなければ職務に精励できないという部分も当然かん がみながら、制度的なものの見直しをしていかなきゃならんというふうに思っております。

一方、そういう安心感があるからこそ、これは一般論ですけれども、何もしなくてもいいわというような雰囲気になってしまったら、それはやはり職員管理体制上問題があるだろう。そうした職員管理体制に問題がある、その体制を改めながら町民に理解していただくような、あるいは職員が安心してその職務に精励できるような、そういう制度というのは時代の要請によって変わってくる場面があろうかと思いますので、十分検討していかなきゃならんというふうに思っております。

全国の自治体の中では、さまざまなそうした取り組みをしているところも見聞きしておりますので、そういったところの状況とかを十分参考にもしながら、町民に理解される給与体制、そして職員も安心して仕事に打ち込める体制というのを、これは難しい問題ではありますけれども、取り組んでいかなきゃならんし、そういう状況に来ているだろうと思っております。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 今、言葉の中に職員の管理体制というような言葉が出てきましたけれども、職員採用に当たっては、川根本町職員身元保証に関する規則というのが条例でございます。保証人は原則川根本町に居住する25歳以上の者2人とあります。本人は採用が決まった時点で町外住居移転を考えていたとは思われないのであります。保証人のお2人も当然この町の職員として働けることを心から喜んで期待したと考えられます。

町の実情を一番わかる、あるいは理解しなければいけない役場職員が、なぜゆえに町外に住居を移転しなければならないのか。川根本町の住民としての職員に対し、保証をいただいた2人の保証人にどのように説明されたのか。また、役場当局にどのような説明で理解されたのか。それぞれの各人の事情はあるでしょう。この町に住むそれぞれの世代にいろいろな

事情を抱えて生活しています。世間の厳しい労働環境に比べ、川根本町で最も安定したと思われる役場職員の判断に疑問を持つのは私だけでなくて、多くの町民も同じだと思います。 町当局の指導はいかがなものかお伺いいたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 基本的には、先ほど言ったように、職員としても住居の自由が認められておりますので、現状までは申し出があれば、その理由を聞き、最終的には本人の希望によって認めていくというような形をとっております。基本的には、本人が一番いい状態で、精神的にもいろいろな意味でいい状態で職務に精励できる状態をつくっていくのも一つの仕事でありますので、認めてきたというのが実例であります。

その理由としてはさまざまあります。あるいは将来の家庭のことも考えながらというさまざまな理由がある中で、本人が最適な状況で仕事をやれるような状況ということで、現状まではそれを認めてきたという状況であるし、今後もそれを全面的に拒否できるということではないと思いますけれども、ただ、私が思うのは、それぞれ職員の考え方の中に、どこに住んでも同じとか、あるいは役場の職員として地域とかかわりが大事という、そういう意識がもし薄れているんだとしたら、そこは考え方をしっかり統一していかなきゃならんだろうというふうに思っております。

特に、この近年、19年度の数もふえておりますので、そうしたことをもう一回職場でのミーティング、あるいは職員同士のミーティング、あるいは課の中での話し合い、もちろん私も含めて、もう一度状況というのを、意思あるいは考え方というのを確認することが大事なのかなというふうに思っております。

決して見過ごしてきたわけでございませんけれども、基本的にはどこに住んでも自由という大きな縛りがありますので、そういう状況できましたけれども、数字的にも相当無視できなくなってきた、御指摘のとおりでございますので、そこら辺はそうした作業をしていかなきゃならんというふうに思っております。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 今、職員の指導についてお伺いしましたけれども、まちづくりあるいは地域づくりに必要な人材が町外に流出しているのであります。先ほどは数字はおおよその金額を算出してみましたが、数字以上に町民は精神的なショックを受けているのであると思います。これからのまちづくりに大変なマイナス要因であると思います。

年限を区切って町内に戻って、町民とともに川根本町のまちづくりにいそしんでほしい、 そういうふうに思うわけであります。あしたからすぐ戻ってこいと、そういうようなことで はございません。5年以内、あるいは3年以内にこの町内に戻れないか、そんな思いが私も 強く思います。

これは、まちづくりあるいは地域づくりの観点から考えて、町民が一生懸命まちづくりを しようとしているときに大きなマイナス要因だと思います。これに関して町長の思いを、先 ほども申されておりましたけれども、一言お願いします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 数字的なことで若干補足をさせていただいた上で総括の御意見を申し上げますけれども、現状では住居手当等が約20万円弱、通勤手当が30万円弱というような数字に、これは月ですけれども、なっております。先ほど言った町民税に関しては116万円と申し上げました。そういった金額を我々としては押さえております。

その平均年齢が33.5歳と若いわけでありますけれども、今後川根本町に戻るよと言っている職員が32人中8人いるということも数字上上がってきております。

こうした流れというのを捕捉していかなければ、この数はふえていかないわけで、そういった個別の面談、あるいはグループの話し合い、あるいは職員としてどう考えるというようなことを、行政改革とはまた別な意味で庁内で議論しながら、そういう雰囲気づくりというのはしていかなければならないのかなというふうに思っております。

また逆に、例えば持ち家の関係、持ち家のある方は7人おりますけれども、もう既にそういった状況の中で、私は島田市に住むということを、一つの路線が決まっている方でも、そのかわり僕は島田に住むけれども、あるいはここへ住むけれども、その分こういうところで頑張るよとか、あるいは例えば地域外のコミュニティのあり方とか仕組みとか、そういったものに積極的に参加しながらそのよさを川根本町に伝えていくんだというような、さまざまなやり方というのは私はあろうかと思います。

すべてここでなければ公務員としての仕事が果たせないというわけではありませんけれども、どうしてもそれが家庭の事情とか、あるいは結婚ということで町外に住むなら、それはそれなりに意識を持てば、町職員として十分機能を発揮する部分があるだろうと思っておりますので、それも含めて、どこに住んでもいいや、同じだということではなく、やはり町職員としてここに住んでいることを町民が望んでいるんだということをしっかり伝えながら、その中で戻れる人は戻ってくる、あるいは定住する人はするなりに、その分、別な分で職員としての資質アップをする、そういった流れをつくっていきたいと思っております。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) ここに川根本町行政改革推進委員会議事録というものがあります。 9月1日に開かれたものでございますけれども、この中にも町職員の町外流出というような ことが載っております。

この中では、特に町職員については、何かあった場合には一番町民が頼りにする立場にあるわけですので、多くの職員が町外から通勤していることをどう考えているのかという質問でございます。それに対して総務課長が、残念ですと答えておりますけれども、行財政改革推進室長が出席ですので、室長の方からこういう問題に対しての思いをお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 行財政改革推進室長、森紀代志君。

行財政改革推進室長(森 紀代志君) お答えいたします。

町外通勤者については、各課長の意見を聞いたところでありますけれども、その中には、 職務には問題なしの回答を得ております。したがって、今は法で認められているところで対 応するものと考えます。

ですが、住民感情の問題としては、有事の際の対応の問題、そして住民税の流出等の問題 等が考えられます。しかし、それぞれを精査しますと、有事の際の対応については、そのと きどこにいるのかが問題でありまして、その場所についてもそのときの対応があります。ま た、住民税の流出については、他町に通勤している逆のケースもあるわけです。それにして もハンディがあることは否めないところですので、それには個人の意識でもってこれらをカ バーしてもらうことを考えます。

行政改革としては、職員意識の改革を促していきたいと思っています。さらには、住みたくなるまちづくりに力を入れていくべきと考えています。

以上です。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 今、住みたくなるまちづくりを推進していきたいと思いますという ことでございますけれども、そういう役所の職員が、進んでかどうかわかりませんけれども、 出て行っては困るわけでございます。

室長の正直な思いを聞けるかなと思ったんですけれども、そういうことではっきりしなかったんですけれども、行政改革としてはこういうことのないようにしていくということの今発表でよろしかったでしょうか。

議長(森 照信君) 行財政改革推進室長、森紀代志君。

行財政改革推進室長(森 紀代志君) 行革としては、意識の改革はしっかりとやっていかなければならないというのは、これはどんな場合でもありますので、それをしっかりやっていきたいと、我々の思いでございます。

以上です。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) いまいちはっきりしませんでしたけれども、そういうふうになるように、こういうことが少なくなるように期待していきたいと思います。

それで、今までは事前に計算できるために平均年齢36歳とか15人とかいうふうにありましたけれども、総務課長の方から補足的な数字的あるいは金額的説明、町長の答弁の中にも出てまいりましたけれども、ほかにございましたら、人事を担当しているという総務課にお伺いいたします。

議長(森 照信君) 総務課長、筑地秀昭君。

総務課長(筑地秀昭君) それでは、お答えいたしますが、まず、このような議会の中で一般質問で取り上げられた背景については、本当に真剣に受けとめたいと考えております。

先ほどの数字の関係でございますが、私どもの総務課で調査いたしましたところ、先ほどお答えした、移住職員と言ってはちょっと語弊が生じるかもしれませんが、一応移住職員という形で言わせてもらいますが、先ほどお話があったように、11月末で32人です。そのうち自己都合等で移住されていると思われる職員は18人かと思われます。

その中の、トータル的に32人でございますが、自己都合の内訳でございますが、大半が結婚されて配偶者が勤務地に配属されて島田、静岡に住んでおられる方が16人ほどおられます。その中には、一部子供のぜんそくだとかアレルギーとかそういう方も二、三名含まれておりますが、その方たちを入れて16人というふうに私どもは今把握しております。あとの2名につきましては、町外に実家があるというふうなことでとらえて、総勢18人の自己都合でございます。

残りの14人はということは、先ほどのやむを得ない事情ということでございますが、大半 は婚姻等による12人でございます。あとはどうしても職務によって町外で必要な職員の採用、 またいろいろ家庭の事情、子供の病気等があった方が2人ほどおるという状況でございます。 それで、18人の移住職員のお住まいでございますが、島田市が12人です。そして静岡市が 4人、藤枝市が1人、岡部町が1人、計18人になろうかと思います。

その平均年齢でございますけれども、これは平成19年4月現在でございますが、先ほど町長がおっしゃったように、33.5歳になります。うち独身の方が4人ほどおられます。その年代の内訳でございますけれども、26歳から30歳までの方が5人、31歳から35歳までが7人、36歳から40歳までが4人、41歳から45歳が1人、46歳から50歳が1人ということで、そのような年齢構成でございます。

住居手当ということでございますが、これについては支給要件等がありますので、その方たちは13人でございまして、月額16万6,500円ほど支払っております。住居手当の支給要件に該当する方が18人のうち13人ということでございます。

なお、通勤手当でございますが、通勤手当についても18人中該当される方が17人ということで、月29万3,800円を支払っております。

次の想定の町税でございますが、今この方が町へ住んでいるならばということでございますが、これも想定の町税ということで、対象は11人でございます。住所を中には移動しない方とかがおりますので、11人でございまして、その数字が年間116万円ほどと予想されております。

移住された年でございますが、18人の内訳を見ますと、平成13年に1人でございます。平成14年は1人、平成15年はゼロ人、平成16年は1人、平成17年は5人、平成18年は3人、平成19年は6人、あと実家等に住んでお生まれになった方もおりますので、その方が1人ということでございます。

なお、その中で持ち家の方が18人中7人でございます。

今後、川根本町に戻る予定の方は、調査した中では32人中8人でございます。そのうち8

人は子供が誕生してから町へ戻るとか、あと親の世話をしたいとか、また御主人の勤務地に よってこちらに帰ってくる予定だという形でおります。

ちなみに、調査の段階では、3月から5月の間においては3人ほど戻られるということが 調査の段階ではわかっております。

以上です。

議長(森 照信君) 小籔侃一郎君。

4番(小籔侃一郎君) 非常に詳しい数字をありがとうございました。本当に数字を聞けば聞くほどびっくりするわけでございまして、私は15人で計算いたしましたけれども、あの数字よりもうちょっと上回った数字が出てくるのかなという感じがして聞いておりました。町外移住職員について質問いたしましたが、該当者を責めているわけではありません。いろいろな事情でそうしていることでしょうが、もう一度考えてほしい。川根本町で生活して役場に勤めるにはどうしたらいいか。まちづくりとはこの町で生きていくという強い意思のあらわれです。この町がいただく町民税、交付税から給料をいただく川根本町職員であることを、また公僕として周りの人とともに考えてほしい。小籔の一般質問がそのきっかけになってくれれば幸いであります。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

議長(森 照信君) これで小籔侃一郎君の一般質問を終わります。

ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時06分

議長(森 照信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

澤畑義照君、発言を許します。6番、澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 6番、澤畑でございます。

私は、通告に従って3点ほど、町長そして教育長に質問させていただきます。

まず第1点目でございますが、本町におけるこれからの学校をどのようにとらえて編成を 考えていくか。

皆さん御存じのように、全国的に児童・生徒の数が激減しているという現状でございまして、特に本町のように人口の少ない町は、これからそれぞれの学校、小学校が4校あり、中学校は2校あるわけですが、どのように将来編成をしていくのか。それとも現在小規模の学校で教育の力をつけている、そういう現状も実態も把握しております。先生方も校長先生を中心にして、当然教育委員会もそうですが、一生懸命子供たちのために力をつけようと頑張っているところが現状でございまして、私は編成しなさいとか、今まででいいとかという考

えではございません。

教育委員会からいただいたデータを見ますと、5年後にはある学校は複式学級を免れないと、こういうデータ的な資料もいただいておりますが、そういう時期でありますけれども、本町にとっては学校がシンボル的な存在でありますし、文化面、それから地域の中で、うちの学区の学校だよというふうな強い思いといいますか、そういう地域の方々がほとんどだと思います。

そういう中で、児童・生徒数が減少していくという事実を、これから5年あたりから既に 重要な課題になってくると私は認識しているわけであります。

そういうところで、急務にこのことを考えないと困るわけですから、本町においては5年後には、先ほど申したように、減っていきます。そういう中で学校の編成をこれからどのように学校をとらえて、どう編成し直すのか、現状でいってみようとか、今から考えていかなきゃならない。町長の見解をお伺いしたいと思っております。

同時に、それに関連して、さゆり幼稚園、町に幼稚園が1つあるわけですが、この位置づけ、小・中のことを考えると同時に、保育園もそうですが、幼稚園をどのような位置づけにしていくのか、あわせて御質問させていただきます。

それから、2点目でございますが、御存じのように、ことし4月、全国の学力、学習状況調査、大体国で77億円かけているわけですよね。非常に重要な国の施策としてこの調査は貴重なものである。つまり、国の教育施策が各市町村にどのように定着しているか。特に特色があるのは、知識だけではなくて、応用力、活用力、Bテストですね、Bの調査、これが非常に今度の調査の特色であります。

本町でも、それに参加、実施しているわけです。小学校6年生、そして中学3年ですね。 愛知県の犬山市では拒否している。そういうところも出ている現状であります。したがって、 本教育委員会では、非常に大切な調査であるという認識のもとに参加されたと私は思ってい るわけですが、県内で知識のテスト、それから応用力、活用力の差が顕著にあらわれている という報道がなされております。

本町においてそれらがどうなっているのか。それから、知識と応用力の関係、大体20ポイントぐらいの差があると思っておりますが、本町ではそれがどうなのか。それはイコール生活習慣にもひっかかってくるわけでありまして、そこら辺の結果の分析と、それから課題ですね、それを学習指導にどのように生かし、これから生かそうとしているか。この実態について、どこの学校がどうだったかということは報道がなされないという国の考えでございますので、そこは問いません。ただ、総合的に分析してもらった結果、課題をどう指導にこれから生かしていくかについて、教育長にお願いしたいと思っております。

それから、3点目は土木事業等の関係でございますが、前々から青部駅のトイレについて は私も質問してまいりました。その町長の答弁が、青部富士川バイパスの関係で、それが24 年度以降ですか、だんだんおくれてきているわけでございまして、その関係でトイレはどう するか、こうするかということはそのときに考える。おかげさまで崎平のトイレは今着工しておりますし、2月にはでき上がると、本当にありがたく感謝するところでございます。

同じように、青部の駅のトイレも崎平の駅のトイレと同じ考えであります。子供たちが電車で学校へ行きます。もちろん観光的にもあそこにつり橋があるので、また景色もいいからハイキングする観光客の人たちも青部の駅におります。

ところが、駅にトイレがない。どうするか。電車の中にもトイレはない。その辺の茶原へ行って用を足すという苦情も出ております。これは前の質問でもお願いしたところでございまして、だから早急に青部のトイレは何とかしてもらいたいという私の考えでございます。

2点目も、再度の質問になりますが、沢間と青部の道路の狭隘の地点、これについては特に秋の紅葉シーズンのときには、向こうのバイパス、青部のところまではどんどん入ってきます。住民に聞きますと、細い手前からバスがそこへ停車した、戻ったというふうなことも聞いておりますし、特にこちらが今、国道が時間規制で通行しているので、そうなってきますと、勢い青部の方へ入って徳山へ抜けたいと、こういうお客様はいっぱいおります。

そういうときに、本当にすれ違いすることもできない。 1 台の車でも危ないような場所が 2 カ所ぐらいあります。バイパスの関係もありますけれども、この前の土木の説明会では、 今測量を開始しているという実態の報告をいただきまして、それがこれからどのように狭隘路を拡張するか、拡幅するか、これについても質問したい。

住民の中には、せめて待避所ぐらい作ってほしいと、早急に、こういう要求も聞いております。バイパスがおくれている現状の中で、現実として困っているわけですので、その対応についてこれからどうしていくのか、町長にお伺いしたいと思います。

以上3点ですけれども、よろしく御答弁いただきたいと思います。

議長(森 照信君) ただいまの澤畑義照君の質問に対し町長の答弁を求めます。 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 澤畑議員から大きく分けて3つの質問がございましたので、私の方から学校再編と青部地区の道路並びにトイレについてお答えさせていただきます。

学力調査、学力テストについては、教育長の方から後ほど答弁をしていただきます。

まず、本町における今後の学校再編についてでありますが、御指摘の学校のあり方についてでありますが、今、我が国では、教育再生への取り組みが論議されていますが、川根本町においてもこれからの教育がどうあるべきか、本質的な問題から議論するとともに、町内の出生数を見ますと、近年では30人前後で推移しており、複式学級の基準である新入生の学級を含まない続けた2つの学年を合わせた児童数の16人を、平成22年度には町内の1つの小学校で、平成25年度以降においては複数の学校で割り込むことが、現状のまま推移すると予測されます。

このように、少子化が進展する中でありますので、町の教育に関する全体的な検討も含めて対応していくことが必要かと思っております。

現在の中学校 2 校、小学校 4 校を今後も維持していくことは、施設の管理等財政面では厳しいものがあるという認識は持っておりますが、小・中学校を考える場合、最も重要視すべきものは、将来にわたってこの地域を支える生徒の教育にどのような影響を与えるか、現行学習指導要領の理念でもある生きる力をはぐくむことをいかに根づけていくかが視点ではないかと思っております。そうした視点を持ちながら、教育委員会において、また家庭、地域、学校において今後の学校教育をどのように進めていくのか御議論をいただき、行政としての方向というのを検討していきたいと考えております。

私は、この地域で頑張り抜けるような子供たちに一人でも多く育ってほしい。それには、 やはり、この地域のよさというものをしっかり認識した上で成長していってほしいというふ うに思っております。そういった思いを常に持っております。そういう意味で、現在行われ ている各学校での総合学習とか、あるいは総合学習に各地区の各年齢層の方々が参画し、学 校教育が地域に開かれた状況で行われておる。そういった流れをされに進めていく中で、地 域として生きていける、あるいは生き抜ける子供をつくっていきたいというのが私のこの地 域の教育に対する思いであり、それを実現するためには、どういう学校配置がいいのか、そ ういったことも真剣に議論していきたいと考えております。

基本的には、財政的な面、少子化の面、行政というよりも地域として学校教育をどう考えていくのか、そういう議論の上で方向づけができるのではないか、そんなふうに考えております。

こうした地域で生き抜ける子供が育つような教育がなされるように踏まえた中で、施設整備、あるいは人的配置、そうした学校に対する協力体制というのをつくっていきたい、そういったことを考えながら、学校問題を常に考えております。

それから、さゆり幼稚園に関しては、通告がございませんでしたので、一般的な答弁になりますけれども、先ほど言いましたように、地域で生き抜ける、あるいは生きる力をはぐくむことは、何も小学校、中学校に限られたことではありません。保育園も含めた幼児期、そして小学校、中学校、高校と、そうした各段階で連携した地域教育をしていくことが大事であり、また連携して地域全体が支える仕組みというのを、年齢あるいは学校の管理形態が違ったとしても、つくっていく必要があろうかと思っております。そういう意味では、さゆり幼稚園も、そして小学校、中学校、そして教育ではございませんけれども、幼児の健康管理、あるいは保育という意味で、保育園、そうしたさまざまなものが連携しながら地域全体で子供の教育を考えていきたい。その重要な一つの機関、施設というふうに考えております。また、そういう観点から御支援も申し上げているところであります。

次に、青部のトイレであります。

そもそもトイレの整備がなかった崎平地区、青部地区に対して、トイレの設置を進めたのは、もちろん通常の地元の方を含めた利用者の利便向上ではありますけれども、先ほどありましたように、この地域のいわゆるツーリズムを定着させていくには、大井川鉄道の駅とい

うのは大変大きな意味合いがあろうかと思っております。駅を中心に地区のさまざまな地域 資源を利用したルートを設定できれば、あるいは設定していくことがさまざまな地域の活性 化につながると考えております。

そういう意味では、まず基本的な施設として、駅にはトイレあるいは若干の休憩的な施設がなければ、なかなか利用は進まないと思いますが、そういう意味で、まず設置場所が確定いたしました崎平から設置を進めたところであります。

そういう意味では、青部のトイレは、議員御指摘のとおり、バイパスルートに接しておりますし、今後どのような形であの周辺が再編整備されるか、若干ルートの変更等があって未整備な部分がございますので、その条件が整った段階で早急に全体構想の中で青部トイレを位置づけて、トイレの建設を進めていきたいと思っております。全体構想がまだ固まっておりませんので、今すぐというわけにはいきませんけれども、要望が強いことも必要性も認識しておりますので、順次進めてまいりたいと思います。このことについては、大井川鉄道にもその考え方を伝えてあり、了承を得ているところであります。

ただ、現実問題として、じゃ、利用者のトイレをどうするかという課題もありますので、 これに関しては実態を踏まえて対応していきたいと思っております。

次に、青部 - 沢間区間の道路拡張工事の推進についてのことですが、県道川根寸又峡線青部から徳山地区の道路については、狭隘箇所が多く、青部 - 崎平間のバイパスが完成すると交通量が増加し危惧しているということで、待避所の整備について平成14年度より県に要望を行ってまいりました。議員御承知のとおり、現在の状況は、沢間 - 徳山区間において部分改良が 2 カ所、また沢間集落内が改良され整備されております。

沢間から青部間の拡張工事のことについては、議員の御指摘もあるように、平成18年度第1回定例会の折、一般質問がありました。その後も、町として、県並びに土木事務所に要望をしてきているところであります。

そういった結果、本年度から県単独道路改築事業として、青部側改良済み箇所より狭隘箇所が延長190メートル、新規に事業化されました。本年度は、道路改良工事に伴う測量設計業務委託を実施しております。来年度から工事が始まりますが、完成まで二、三年かかるというふうに聞いております。

いずれにしましても、青部バイパスの2期区間が完成すれば、そちらの方でも対応可能と考えておりますが、全線開通するのが平成24年度以降と伺っておりますので、今後、事業の進捗状況を見ながら県に要望活動していきたいと思っております。

基本的には、県も財政状況が厳しいながら、ルート整備というのは基本的な路線1本に集中的投資するという方針できております。当然、御指摘のとおり、青部バイパスの完成を目指して着工しておりますので、なかなか崎平側の水路間付近の拡張、そして青部付近の拡張は難しい面がありますけれども、議員御指摘のとおり、さまざまな課題も抱えておりますので、早期に部分改良あるいは通行が、より楽になるよう、県に要望してまいりたいと思って

おります。

以上であります。

それでは、学力については教育長の方から答弁をお願いいたします。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 議員の質問は、全国学力、学習状況調査について、分析結果、課題 はいかに、また学習指導等にどのように生かしているかというふうにとらえます。

まず、小学校ですけれども、4校で実施し、調査実施者は81名であります。学力調査については、国語ではAすなわち主として知識を述べるもの、漢字の書き方とか読み方などの基本的な知識ですが、これは身についているけれども、Bすなわち主として活用する力を問うもの、文章を要約するなどについては課題がありました。これは議員御指摘のとおりであります。

算数では、Aすなわち主として知識・技能、つまり小数とか分数などの基本的な計算などは身についているものの、表からの変化の様子を読み取る問題とか、答えの理由を文章で書く等の問題については課題がありました。

学習状況調査では、朝食をとる、早寝早起きやあいさつをするなどの基本的生活習慣は身についています。また、国語、算数の勉強は大切だと考えている児童は、国語、算数の正答率が高くなっていますが、国語、算数の勉強が好きかどうかは正答率に反映していないという結果が出ております。

中学校では、2校で実施し、調査実施者は72名であります。学力については、国語では、A すなわち知識を調べるもの、言葉の知識や理解など基本的なものについては身についているけれども、B すなわち主として活用する力、資料に書かれている情報を読み取り、簡潔に書きあらわすというような問題などに課題がありました。

数学では、Aすなわち主として知識、正の数、負の数や文字式の計算や図形の性質に関する理解は身についていますけれども、Bすなわち主として活用する力、情報を分類、整理したり、数学的な表現を用いて説明したりする、そのような問題については課題が残りました。

学習状況調査では、傾向は小学生と同じです。携帯電話を保持している生徒が少ないこと や宿題をしっかりやっている生徒が多いことは、保護者の協力のたまものでもあります。失 敗を恐れないとか、自尊意識があるなどを肯定的にとらえる生徒がやや少ないことは、課題 というふうに考えております。

また、読書の好きな生徒は、正答率が高い傾向にあります。国語の授業が好きと答えた生徒の国語の正答率は高いけれども、数学の授業が好きな生徒は必ずしも高い正答率を示していないという結果も出ました。

これらの結果と課題を踏まえて、どのように生かしているかですが、各学校にはそれぞれ の結果をしっかり分析し、学級担任、教科担任だけの問題とせず、全校体制で取り組むよう に指導したところです。 学力調査に関しては、基本的なことは身についているので、その活用能力を高めることが課題です。活用を図るには、基本的な事項のさらなる定着を図ることが肝要であるとともに、みずから考え、みずから解決しようとする意欲を涵養すること、解決する方法を学ぶこと、さらに体験活動から学ぶことが大切であります。

それらを意図的に学習活動に取り入れていくことです。既に各学校で取り組んでいますが、 一層推進するよう指導していきます。

学習状況調査に関しては、地域、家庭のおかげで、基本的な生活習慣は身についていますので、自信を持つこと、自尊意識を高めるなどへの取り組み、読書活動を一層推進する、地域、家庭との連携を一層図るなど、学校と連携しながら一層取り組んでいく所存であります。以上です。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 町長に再質問させていただきます。

学校編成のことにつきましては、時期がどうだとかこうだとかという話はなかったんですが、教育効果が期待できるという学校規模は、学校教育施行規則の第17条にありますが、小学校の学級数は12学級以上、そして18学級以下を標準とすると、こういう規則が第17条にございます。当然、その地域によってはその限りではないというような付記がありますので、基本的な期待できるという視点で見ますと、そういうことでありますが、平均的にね。

ただ、先ほど私も冒頭お話ししたように、本町の小学校は一生懸命頑張っているし、成果を上げているという現実の中で、例えば北小学校と南小学校が統合したんですけれども、統合して今までずっと複式をやってきたんですが、ダム補正ということで教員が1人ふえてきているわけですね。そのために複式を避けて、1人のプラスされる教員を充てて単学級という運営をとってきて、ダム補正の関係がダム設置の条約のときに契約したことが複式にならないようにという考えでやってきたわけですけれども、県では1名のプラスの教員を配置してくれてきたわけです。

年が明けたものですから、統合する前は完全な複式になったわけですが、そういう現状で厳しい地域の方々、それから学校の先生方の考え、住民の考え方を何度も何度も聞いて、そして、おらの地域で学校をなくしちゃ困るぞと。北の場合と本町の場合とは違うんですけれども、完全に中心から離れている山間地域ですので、一緒にしてもらっちゃ困るという意見が強烈に出てきた現状を知っているわけですが、それでだんだん統合するというのは、大きい学校へ小さい学校が吸収されるという観点では教育効果が上がらない、そういう意味ではないと。どちらにしても、それぞれのいいものを持っているわけですから、それを融合していくと、それで、校名も変える、校章も変えるというふうに平等な考えを実現して初めて、じゃ、統合しましょう、一緒になりましょうという住民の御理解をいただいた。

現在は、町の力でバスも接岨の方からも中学校の方へ通わせてくれているし、小学校も同じですが、そういう便宜があったりして大変いいと、集団も大きくなって、1人2人の学級

だと遊ぶのも2人だし、それからけんかでもすればほとんどほかのところへ行けないわけですので、そういうマイナス面が解消されていると、そんな状況も聞いておりますので、よかったのかなというように思うんですけれども、ただ、私も先ほど言ったように、あくまで子供を主体とした、町長さんもおっしゃったように、御答弁の中で、学校をどう編成していくということは、これから本町の学校教育をどのように高めていくかという視点がまず一番大事だという御答弁をいただいたわけですけれども、私はやはりそうだと思います。同意します。

ただ、今じゃまだ早過ぎるじゃんないかというふうな考えを持っていらっしゃると困ると 思うんですよ。既に構想をちゃんと練って、できれば何年度に地域懇談会、それから学校の 先生方、校長先生方、教育委員会でどうしていこうか、どういう教育をこれまで以上に高め ていくかというようなことも、町長さんにお入りいただきながら、現状と、そしてこれから どうしていくかということがそこから生まれてくると思うんです。

ですので、その辺についてもう少し具体的に町長のお考えをいただきたいと思っております。

議長(森 照信君) 澤畑義照君、一問一答ですので。

6番(澤畑義照君) わかりました。よろしくお願いします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 小学校再編については、御承知かと思いますけれども、基本的には教育効果、あるいはクラス運営という意味では、クラスの数というのが問題になってまず最初にあるだろう。

現状を申し上げますと、一番小さなクラスが9名であります。一番大きなクラスは本川根小の28人がありますけれども、南部地区の3つの学校では26人が最高ということで、そういう状況であります。全校生徒も70人から83人、106人、129人、合計388人という小学校の合計になっております。

こういう状況の中で、先ほど言いましたように、大きな変換点というか、考えなければならないというのが、先ほど言った複式学級が誕生するのをどうとらえるのかという問題、そこが先ほど言いましたように、現状では平成22年からスタートしますので、やはりそうしたことを考える懇談会的なものは当然していかなければならないというふうに思っております。

一番大事なのは、地域としてどう思うかということです。例えば、学校に対して経費がかかっても今のままでいいよという人もいるだろうし、あるいは、いや、学校の教育のさまざまなことを考えれば、ある程度の数があった方がいいよという考え方もあるだろう、そういったことをしっかり議論しながら何を選択するかということを決めていくことが必要で、例えば町長がどう考えているとか、あるいはだれそれがどう考えているかとか、そういった最終的な町民の合意形成、あるいは流れを受けた上で行政としてこう考える、そういう手順を踏んでいければなというふうに思っております。

現状では、議員も御指摘のとおり、それぞれの小学校が地域の方と連携しながら、あるいは教職員の方の本当の頑張りの中で、すばらしい教育が行われている、そうしたよさというのはどういう形になっても今後継続していく仕組みをつくっていかなきゃならん、そんなふうにも思っております。

私も、保育園の関係で、地域の方々とずっと話をしてまいりましたけれども、やはりこうした子供に関する思いというのは、保護者の思い、そして関係するごく周辺地域の思い、そして今までさまざまな形でかかわってきた関係者の思い、もちろん当事者の先生とか保育士とか、さまざまなかかわりによって大きく違ってきたのも現実であります。そうしたものをしっかり、何を守っていくのかということをしっかり絞り込んで方向性を出していければというふうに考えております。そうした話し合いをする機会を設けることに関しては、当然必要なことと思っておりますが、例えばいついつまでに答申を出せとかそういう意味じゃなくて、当初は緩やかなものでよろしいかと思っております。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 学校編成については、町長の姿勢を本当にありがたく思っております。 まさに、住民、子供、地域と一体となって本町の教育をどうしていくかという語りを多く 持っていただいて、大切なこれからの子供たちでございますので、さらにいい教育ができる ような学校をどうしていくかということで考えていただきたいと、このように思って、1に ついてはありがとうございました。

それから、引き続きまして、2の学力テストの問題の再質問をいたしますが、小学校も中学校も活用力が課題であると。課題であるということは私も認識しているんですが、もう少し具体的にどんな課題があるのか言っていただければ、大変私はありがたいと思うんですけれどもね。

それから、生活習慣が身についているという答弁でございましたね。私は中国へ行ってみて、中国の学校、子供たちの様子を見た経験があるんですが、実に中国の子供たちは音読にしても発表する声の大きさにしても、日本の子供にない力を持っているなという認識を持ちました。それから、通学している途上で一生懸命単語を暗記している、そういう子供たちにたくさん出会いました。ところが、日本の今の現状はどうでしょうか。本町とは言いません。要するに生活習慣の問題として携帯電話のメールのやりとり、それから高校生も、この前の世界のテストをやったら、順位が落ちていますよね、実際に。今までの日本の高校生の力が、順位が既にぐんぐん落ちてきている、そういう現状。

これは、やはり小・中の教育につながっていく高校の学びの姿勢が問題かなと私は認識しているわけですが、分析し、そして各学校、それから学級で分析して生かしているというふうなお話でしたが、それももう少し具体的に、例えば生活習慣を見直そう、校内研修の中に入れていこうとか、そういうふうな具体的な取り組みはあるわけですか。例えば、生活習慣にしても、毎日日記を書かせて、どういう生活をしたのか点検をしているのか。

週休二日制になったときに、あなたは休みの土曜日はどういうふうに生活しますかという ふうにやった時期がございますよね。教育長も御存じだと思うんですが、そこら辺が今はも う当たり前みたいなゆとりの関係もお願いしたいと思っております。ゆとりの教育をどうと らえて、それからどうしていくかというふうなこと。

総合学習という町長さんの話もあったんですが、本当に総合学習なのかどうかというような感じもします。発表のための総合学習というふうな感じがするわけですが、その辺もできたら御答弁いただきたい。生活習慣とかそういうようなものをどのように具体的に、例えば生活をつけさせるとか、完全にそれを点検して返してあげるとか、日記指導するとか、そんな具体的な課題を解決するための施策といいましょうか、それについてもお願いしたいと思います。

以上です。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) かなり多岐にわたっていますので、どこから答えていいかということですけれども、具体的なもので何があるのかということになりますと、御質問が総合的な分析結果というようにお話があったものですから、かなり総合的なもので回答したつもりでありますけれども、例えば非常に課題が大きかったなという問題といいますと、これは問題の内容なんですけれども、ちょっとイメージできるかどうかわかりませんけれども、時間と水温の関係が1次関数であると見ることができるグラフの特徴を文章で説明する、そういう問いがあるわけですけれども、そういうものに対しては全国的に非常に正答率が低かったわけですけれども、私たちの町でも低かったというものがあります。

これも数学ですけれども、これはちょっと今申し上げたのと違いますけれども、反比例の 表を完成させるというような問題についてもちょっと課題がありました。

それから、2番目の生活習慣のことなんですけれども、これはあくまで実態調査の結果からこういうふうにあらわれていますよということですので、たとえて言いますと、朝食を毎日食べていますかとか、学校に持っていくものを前日かその前の日に確かめていますかということで、1、している、2、どちらかというとしている、3、余りしていない、全くしていない、その他というような回答を4択の中でやるわけであって、それがうちの子供は非常に、しているというところへ高くあるということであります。

それから、きょうの問題とちょっとずれるかもしれませんけれども、総合的な学習の時間の問題がありましたけれども、先日、本川根中学校でザ・PR学習をやってくださったんですけれども、本当に一人一人が課題を持って、それを1年間かけて追求し、さらにそれをパワーポイントで全員が発表すると、そういうようなことがまさにみずから課題を考え、課題を解決していく、解決していく方法を自分で考える、あるいは指導される、それをまとめて発表する。まさに今言ったBのところの力を培うには非常にいい学習と、私含めた教育委員会では考えているところであります。

以上です。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 一問一答ということで、大変すみませんでした。

教育長のお話を聞いていて、ゆとりの教育が文科省では見直されておりますよね。総合学 習の年間の授業数は何時間でしょうか。

議長(森 照信君) 教育長。

教育長(澤村迪男君) 現行は小学校105から115ぐらいですかね。それから中学校がやはり現行ではその程度、3単位時間ぐらいであります。週の3時間だから要するに105時間から110時間ということであります。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) カリキュラムに従って年間小学校が105時間、中学校も大体その辺の時間数であると。それにしては、大変今教育長さんがおっしゃったような、まさに自分で課題を見つけて自分で調べていくと、体験をしながら聞き込んでくるとか、それで発表するという、まさにB調査に関連してくるわけですが、105時間の中で、年間1回発表するんですね。105時間で発表する能力とかいろいろなテーマによって違ってくると思うんですが、中には1日かければできるような発表内容、継続でなくて、そうすると、105時間の週3時間ですね、これはいかがなものかなと私は思うんですけれどもね。

だから、105時間をどれだけその子のためにやっていくか、総合学習の見直しも私はしなければいけないんだなというふうに思っているところでございますので、また本町においても再度105時間をどのように使っているか、週3時間の学習内容をどうしているかということをまたお願いしたいと思います。

以上です。

議長(森 照信君) 答弁は。

6番(澤畑義照君) いいですよ。今言った総合学習の学習内容をもう少し具体的に週3時間、A君、B君をどのようにやっているかというような内容でまたお知らせいただければありがたいと思います。

以上でこちらの質問を終わります。教育長への質問を終わります。

3番目のトイレとそれから青部バイパスの関係の道路の問題、沢間 - 青部間の狭いところをどうしていくかということで、大変いい御答弁をいただいたんですけれども、どちらにしても位置が問題、駅のトイレをどこへ置くかが問題になるわけで、現在は青部の子供たちは駅で電車に乗っていくわけですよね。

そうなってきますと、トイレの問題ですけれども、早急に駅につくっていただく、あとは 財政面もあるでしょうけれども、ほかの場所に設置した場合にどうなっていくのか、町で全 部負担してくれるのかどうなのかということもこれからの課題だと思います。したがって、 私はできる限り駅にトイレをつくっていただきたいということを御検討いただきたいと思っ ております。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 先ほども言いましたように、駅を拠点としてさまざまなツーリズムの活用も考えれば、当然駅と全く一体とはわかりませんけれども、駅の周辺というのは当然のことかと思っております。

それともう一つは、管理については、これは基本的には地区からの要望も受けておりますので、どの地区においても管理は大井川鉄道、そして地元、そして行政のかかわれるもの、 そういった三者がそれぞれ力を出し合いながら管理していく。

例えば、要望はするけれどもあとの管理は地元ではできないという形ではなくて、地元の方にもさまざまな形で協力しながら管理をしていく、こういう仕組みをとっておりますが、その仕組みは青部の駅でも継承していきたいと考えております。場所については当然そういった駅を利用する方に対する利便性の向上、拠点施設ですので、周辺地域であることは当然で、ただ、一体化するかどうかは今度の土地利用のことも含めて考えていきたいと思っております。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 道路についてまだ御答弁いただいてないんですが、これは具体的に何 年あたりに完成するのか御質問いたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 先ほど答弁したとおりでございますけれども、現在、測量設計業務を 県が委託、実施しております。その結果から、来年度から工事が始まりますけれども、完成 は先ほど申し上げたとおり二、三年かかると伺っております。

議長(森 照信君) 澤畑義照君。

6番(澤畑義照君) 大変ありがとうございました。質問の順番を間違えちゃって大変失礼 しました。

以上で私の質問を終わります。

議長(森 照信君) これで、澤畑義照君の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

議長(森 照信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

髙畑雅一君、発言を許します。8番、髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

12月定例会の初日、町長からの行政報告の中に、20年度予算編成は各課5%を目標に身の丈に合った予算編成をしていきたいとの報告がございました。厳しい財政、また限られた財政の中においても、めり張りのある予算編成を行っていっていただきたいと、そんなふうに思っております。川根本町地場産業の活性化のため、住民のニーズに重点を置き、必要と思われる部署には積極的に事業展開をお願いしたいと思います。

川根本町は、合併をして2年が過ぎました。合併支援道路、上長尾バイパスの建設は、本年度、長尾川橋のケーソン建設が始まっております。平成20年、21年にかけてNTT横の国道362号線につながるまでの間のバイパス建設が、さきの9月28日の県土木事業説明会において説明がございました。

当初の予定によれば、高郷いやしの里付近まで平成21年度に完成予定であったはずのこの 工事がこの2年間の間に縮小されております。この上長尾バイパス完成は、梅島下JA茶業 センターを中心にした地域、また茶業を含めた地場産業活性化の大きな条件の一つになって くると考えます。

また、昨年度第60回全国お茶まつりが本町で開催され、川根茶の名声を全国に発信したことは記憶に新しいことと思います。今年度においても滋賀県で行われた全国茶品評会で、1等5席に土屋鉄郎様が、また2等に4名、3等に5名の計9名の皆さんも入賞されました。川根茶のブランドを維持していくには、このように毎年上位に川根本町の出品者の名前を乗るということが大事だと考えます。

1等1席の農林大臣賞の取得を目的に出品するわけでございますけれども、上位3点の出品点の合計点数で争われる産地賞こそ、この川根茶の産地としては農林水産大臣賞と同様の重要な賞だと考えております。川根本町の茶生産者を代表して、先代が築き上げてこられた川根茶ブランドを後世に伝えていくために、出品者の皆様は日々努力をされております。

しかしながら、茶業情勢は厳しいく、2年続きの茶価の低迷状態の中、川根本町の多くの お茶生産者が悲鳴を上げております。

本町は、茶生産者に対し、茶園の改植、茶苗の提供、摘採機購入等補助には、ある程度充実をしているとそんなように思いますが、各補助制度におかれましても今後一層の御努力をお願いしたいと、そんなように思っております。

また、お茶の消費拡大の取り組みにつきましても、いま一層進めていかなければならない、 そんなふうに考えております。

そこで、町長に御質問をいたします。

JA茶業センター周辺の整備・利用計画は今後どのように考えているのか。

お茶消費拡大のため今後どのような取り組みを行っていくのか。茶業センター消費拡大のためにJA茶業センターとどのような関連をとっていくのか。

そして、上長尾バイパス建設の今後の見通しは。

全国茶品評会において上位入賞を続けていくため、今後の指導・支援をどのように行って

いくのか。

そのことから、茶農家への支援はどんなふうに行っていくのか、以上のことについて質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) ただいまの髙畑雅一君の質問に対し町長の答弁を求めます。 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 茶業全般に対する町の取り組みについての御指摘でありました。その中で大きく分けて4つの御指摘がありましたので、順を追ってお答えさせていただきます。

まず、JA茶業センターの周辺整備に関することであります。

議員御承知のとおり、現在建設中の上長尾バイパスに伴い、大井川護岸との間に広い土地ができます。土地が河川区域内であり、現在、町としての整備計画はありませんが、バイパスを挟んでJA茶業センターがありますので、お茶に関連した有効利用について検討していくことは必要かと思っております。

議員も御承知のとおり、上長尾バイパスの現区間の工事は、20年度までで旧NTT横まで完成し、現道と接続し、供用が開始されます。その後のバイパス全体の完成も見据えて、JA茶業センター、JAおおいがわ、梅高地区の方々、周辺地権者の方々、そして茶業関係、あるいは地域振興関係さまざまな方の御協力をいただきながら、有効活用を検討していきたいと考えております。

次に、消費拡大であります。

最近のお茶をめぐる状況は、ペットボトル等のドリンク茶の生産増加と相反して、リーフ 茶の需要低迷は、引き続き深刻な課題となっております。

このような状況の中で、昨年度第60回全国お茶まつり静岡大会の開催や、議員御承知のとおり、世界お茶まつり2007を初めとする各種イベントでのPR活動に、農協を初めとする各種関係機関と協力して取り組んでおります。

産地としても、お茶の消費拡大は大きな課題であることから、全国品評会等において、上位入賞を支援することも消費拡大活動の一環と位置づけておりますが、町が主体となっての消費拡大の推進は、多々難しい点もありますが、行政としてできる限りの努力はしていく覚悟があります。

今後とも、各種イベント等において、本物の川根茶・こだわりの川根茶を飲んでいただくことを主体とした呈茶を通じ、川根茶のすばらしさ、おいしさをアピールしていくとともに、昨今のお茶 P R 関係において、日本茶伝道師的役割となりつつある、日本茶インストラクターを積極的に活用させていただき、日本茶インストラクターの中に多くの川根茶ファンの構築をあわせ推進し、日本茶インストラクターによる口コミによる川根茶・リーフ茶の消費拡大を図っていきたいと思っております。

もちろん、従来の茶茗舘等による川根茶の呈茶サービスも通じ、川根茶ファン、あるいは 川根茶のおいしさというのを広めていきたいと考えております。 また、消費地・消費者が求めるさまざまな種類のお茶に対応できる産地として、新たな製造方法等を積極的に取り入れ、産地としての展開力を発揮していくことが消費拡大につながっていくものと考えております。

また、産地そのもののよさをアピールするため、産地である本町を訪れ体験等を通じてPRを行うグリーンティー・ツーリズム、いわゆるツーリズムを実施し、産地そのもののファンをふやしながら、今後とも積極的にお茶の消費拡大に努める活動に取り組んでいきたいと思っております。

この分野に関しては、先ほど答弁で申したとおり、観光関係の振興とあわせて川根茶というのを全国的に売り出していきたいと考えております。

上長尾バイパスの今後の見通しであります。

合併支援重点道路整備事業は、合併した地域や合併する地域を支援するため、平成15年度から準備が進められ、平成16年度から事業が進められてきました。

この事業は、新町建設計画に基づく合併支援道路の整備促進を図ることにより、新町の一体性の実現、住民生活の利便性の向上及びサービスの高度化を図ることを目的としています。 事業実施期間は平成16年度から平成20年度の5カ年となります。

我が川根本町では、地域別事業として、当初10億円の配分がありました。

要望箇所としては、国道362号水川地区、延長630メートル、事業費3億円、これはバイパス工事であります。国道362号、御指摘を受けました上長尾地区、延長500メートル、事業費5億円、これもバイパス工事であります。川根寸又峡線千頭地区、延長230メートル、事業費2億円、歩道の工事の3路線を要望し、事業が進められてきております。

平成17年3月に3億円の追加配分があり、国道362号上長尾地区、延長270メートル、事業費2億円、バイパス工、川根寸又峡線奥泉、延長200メートル、事業費1億円、拡幅の工事を要望してきております。

上長尾バイパスに関しては、現在新中津川橋下部工を施工中で、上部工についても今月中の契約が進められており、平成20年度末には、先ほど申し上げましたとおり、NTT交換所横の取り合いまで道路が供用開始となります。

当初、概算事業費の見込みがありましたので、上長尾バイパスの全体事業として7億円が割り振られておりますが、この事業費でNTT交換所横までを通行に支障のないよう、完全に整備をいたします。

また、今後は水門の移設等に費用がかかりますが、その後堤体の上の道路を供用しますので、工事は比較的円滑に進行する予定ですが、この事業に関しては、現在県との折衝中であります。

このバイパス全体計画は、中徳橋付近までとなります。

合併支援重点道路事業費としては、取り合い道路までで終了となりますが、平成20年度以降については、別のメニューで採択を要望すべく、島田土木事務所で検討をしていただいて

おります。

本来ならば、この道路は、道路改良事業で施工するべきものでありますが、現在、町内では富士城、青部と2カ所の工事が進められております。そのため、現状では新規採択は難しいというのが実情であります。

そこで、県ともさまざまな協議をしながら、歩行者の安全を図るために、現在の道路を改良して歩道をつくりたいが、高郷地区は人家が密集しており、ミニバイパスを建設する方が 経済的であるという理由で道路の改良を進めるという方針を今協議しております。

この事業を進めるため、交通安全事業統合補助制度があり、制度の概要は、市街地等において交通安全への対策から地区単位で面的及び集中的に行われる事業について、国が地方公共団体に対し補助する制度であります。

今申しましたように、この制度を利用するためには、地区単位での面的整備が必要となります。この地区には、小学校、中学校もあり、また商店も多くあるため、歩行者の安全のために歩道の必要性は強く感じております。バイパス工事が完了すれば、現在の道路は町に移管されるため、町が現在の道路をコミュニティ道路として整備することにより、バイパス工事を含め、地域全体を整備するというのも考え方の一つであります。

今後は、このバイパス工事を進めるためには、町としてもこの地域全体の整備を考え、それに基づき県に要望していく必要があります。

地域の皆様の意見を聞きながら、実施に向けて県と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、今後も今まで同様、あるいはそれ以上に地元の皆様、特に地権者の皆様、あるいは周辺地区の皆様の御理解を得て、実現に向けて協議を進めてまいりたいと思います。御協力をお願いいたします。

それから、全国品評会に対しての取り組みであります。

銘茶の産地として知られていた川根地域において、全国茶品評会への出品は古くから盛んに行われ、幾度となく好成績を受賞してきたのは御承知のとおりであります。全国茶品評会の普通せん茶の部への出品が30キロとなったことにより、品評会の出品が途絶え、そのため、川根茶はもうだめではないかというような声もささやかれるようになって、地域茶業の活力も低下していったように感じられた時期もありました。

そこで、平成11年度より、当時中川根町茶業振興協議会において、全国茶品評会での覇権 奪回により、日本一の銘茶川根茶の産地復活を果たすべく、プロジェクトをスタートさせま した。その成果と生産者の努力もあり、第57回優等・農林水産大臣賞1点・産地賞、58回に は2年連続の産地賞を受賞、そして昨年60回大会では優等・農林水産大臣賞2点・産地賞と いった好成績を得ることができました。

茶業振興協議会では、JAと協力し、品評会対策会議・出品園への被覆資材の貸与、被覆作業の支援、摘採協力要員の確保等、支援しております。また、出品奨励金、出品支援金各10万円の交付。上位入賞者には、報奨金を差し上げております。

今年、滋賀県で開催された第61回全国お茶まつりには、今年度出品者・来年度出品予定者 17名とともに参加し、来年度品評会に向け意欲高揚を図ってきたところであります。

品評会への取り組みは、町事務局、農協事務局、出品者が情報と認識を共有し、町を挙げて一体となって取り組んでまいりたいと思います。

以上、御質問にお答えいたしました。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) ただいま質問いたし、町長のお考えを伺ったわけでございますが、も う少し踏み込んで質問させていただきたいと、そんなふうに思っております。

まず第1点目ですけれども、JA茶業センター周辺は、住民の方々と一緒になっているいるなことを開発をしていくのだと、そういうことを今伺ったわけでございますけれども、その中でもただいま梅高区民広場というのがございます。その整備はどんなふうに行っていくのか、町長にお伺いいたします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 従来、梅高区民広場があり、地区住民の健康増進、あるいは交流の場として活用されてまいりました。

今回、御承知のとおり、バイパス整備によりグラウンドの一部が道路敷地となっております。面積が縮小した分、県の土木事務所にも代替地として今後グラウンドが整備されるよう要望しておりますし、また、町として考えていかなきゃならない部分は当然さまざまな形で御支援申し上げて、本来の面積が確保できるように、あるいは地形等で無理な場合も考えられますけれども、現状、極力面積を確保できるように対応してまいりたいと思っております。その話については地区にも申し上げておりますし、バイパスの進行状況、あるいは特に今護岸工事をやっておりますので、護岸工事の完成後、しっかり協議をしてまいりたいと思っております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) ただいま町長の方から、区民広場は整備していくんだと、それで、今例えば中津川から柿間沢の間の護岸工事が今実施されているわけでございますけれども、その中で埋め立てをしていって、今の区民広場を中津川の方へ移すというような計画も耳にしたことがございますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 現時点では、区民広場をどこという具体的なところまでは協議しておりませんが、つぶれていく、あるいは道路整備に関して梅高区の方々に協力していただいて現状の工事が進行しておりますので、その分、町としても区民広場の機能が、また100%いかないかもしれませんけれども、ともかく従来の機能を発揮できるように回復することに対しては、協力するという約束をしておりますので、全体の護岸あるいは道路の完成をもって、地区と十分誠意を持って対応していきたいと考えております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) 町長の方から、区民の要望を聞きながら、現状を考え、区民広場を整備していくという回答がございました。まさに区民の要望があって、ニーズにこたえたような区民広場をつくっていっていただきたいと、そんなふうに考えております。

先ほども、中津川から柿間沢の間で護岸の工事が行われているということが、説明の中に ございましたけれども、そこに大きな広場ができ上がってくるわけでございますけれども、 河川敷という面もありまして、そこに箱物をつくれと、そんなふうに私も申しませんけれど も、そこの広場を利用して、例えば川根本町の特産品とか農産物等を販売するような地域の 皆さんが行う場所を提供することなどが、また一つの地域振興策にもなり、住民の中から新 しい芽を育てていく、そういう点にもつながってくると思います。

その広場に面して茶業センターもあるわけでございますけれども、茶業センターにも十分 利用していただく、そういう点からこの広場を具体的にどのように利用していくのか、ただ いま町長の頭の中にお考えがありましたら、お伺いをしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 現時点、工事中でありますし、こうしたものをすべて行政が100%の主体となってやるという状況ではございませんので、今後特にJA関係者、あるいは地元、あるいはさまざまな地元の取り組んでいる方と協力しながら、商工会、そういった経済団体とも連携しながら土地をどう利用していくか考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、バイパスが整備され、あそこに茶業センターという大きなポイントができるわけですので、例えば観光バスの停車スポットにもなると考えております。

そういったことを考えれば、そこで産物を提供するとか、あるいは季節的な観光シーズンにはテントを立てて、そこで売るなり、さまざまな取り組みが可能かと思っております。そうしたことをあそこで利用したいという地元のさまざまな個人、団体の意見、あるいは経済団体の意見を取り入れながら仕組みというのをつくっていきたいなというふうに思っております。

現状、今役場がしていることは、役場も頑張るけれども、それぞれの地区の方も知恵とアイデア、そして汗をかいてくださいという民間と役場の協働のまちづくりを進めておりますので、そういった趣旨の一つのモデルケースになろうかと思っております。

また、あそこには近くに四季の里という頑張っている施設もありますので、そうした施設とも連携をしながら、観光バスが入ってくれば必ずあそこではとまってくれという要望が乗客から出るよう、そういうスポットにもやり方によってはなるんではないか、そんなふうに考えております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) 確かに総論的に言いますと、町長の言うとおりだと思っておりますけれども、その中でも住民と話をしたり、いろいろなことの中からできることを進めていくの

が筋ではありましょうけれども、ここに広場ができるわけでございますから、町としても何らかの形でここの利用というのを考えていっていただきたいと、そんなふうに思いますけれども、くどいようですけれども、そんな感じで質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) また総論でお答えいたします。怒られるかもしれませんけれども、現在役場の職員体制、あるいはそういうことを考えれば、現在の体制というのは定員適正化計画、あるいはそれ以上に現在の人口を考えていけば、役場の規模というのは職員の数というのは相当数減少すると前々から申し上げております。

そうした場合、こうした分野まで役場直営とかという対応というのはなかなか難しくなり、またそういった部分に役場しかできない部分、あるいは役場がやるべき部分に特化してまいりますので、こうした観光交流、あるいは産地資源という部分は住民の方々と一緒になって、あるいはある部分、住民の方にもお願いしながらやっていくということが必要かと思っております。

そういう意味では、やってみたいという、そういう意欲を喚起して、そういう方々と連携 しながらやっていく、それがまず仕組みの考え方としては大事だろうというふうに思ってお ります。

そういう意欲が集まった中で、これはどうしても役場として先行投資していかなければならない、そういう分野が明確になれば、当然町民の方の御理解を得ながら、議会の承認を得ながら投資をしてきますけれども、現状では、やはりしっかりとした主体というのをつくっていくことが大事ではないかと考えております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) 確かに、総論的には町長が言うとおりだと思いますけれども、一つ例をとってお話をさせていただきたいと、そんなふうに思います。

3年前になりますけれども、強い農家づくり資金ということで、4億円を国からいただい てJA農業センターへ投資したわけでございますけれども、その点についても町と農協とい うのは、ある程度関連した事業を行っていかなきゃいかんなと思うんですけれども、その点 については、町長、どんなお考えですか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 消費拡大、あるいはそうしたものにも関連するかと思いますけれども、 茶業センター建設に当たっては、農協と連携しながら、この地域の名前にあるとおり、強い 農業、ここで言えば強い茶業をつくっていくためにつくった施設であります。この施設を核 として、お茶の集出荷体制、あるいは販売促進をよりいこうと。それとまた同時に、今求め られている食品の安全性を追求した非常に高度な機能を持った工場をつくることによって、 川根茶の安全性、あるいは品質をより高めていこうということで、御承知のとおり、あの建 物を国の補助金を受け、つくった経緯があります。また、補助金の受け皿として川根本町が 事務を取り扱い、協力した経緯がございます。

今後は、あの施設により多くの品質のいいお茶が集まり、それが高次加工されて、より多くの消費地に届けられるよう、やはり地域と農協が連携していかなきゃならんということで、両方のトップ級の会議も持っておりますし、事務レベル級の会議も持っております。来年1月には、再度また私、あるいはJAの首脳クラスとの情報交換、あるいは意見交換の場を持ちまして、21年度のお茶の集出荷に対してもさまざまな取り組みの協議をしていきたいと考えております。

やはり、いかにあそこにお茶を集め、それをしっかりとした形で打つか、もちろん、お茶を集めるには適正な価格というのも提示しなければなりませんので、そういったことも含めてJAあるいは我々とすれば茶業振興協議会のメンバーの方々と協議しながら、より茶業センターが機能を発揮するよう努めてまいりたいと思っております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) 確かに4億円を国の方からいただいて、農協の方へ入れて、中川根町が受け皿としてその方へやったわけでございますけれども、その中で、確かにお茶の販売を したり、価格をつけたりするのは事業主体である農協だと、そんなふうに思っております。

ですけれども、ここでなぜこの強い農家づくりの資金を入れたかということは、川根本町の農家の方々が、とにかくお茶が安いんだ、もう少し高く買っていただきたい、そのためには農協がいろいろ努力しているんだと、そういうために入れたお金じゃないかなと、そんなふうに思っております。

ですから、今、町長が言われたとおり、トップレベルで話して、いろいろなことをするのも必要だと思いますけれども、そうじゃなくて、いかに高いお茶を消費者がもうかるようなお茶を、また生産者がもうかるようなお茶を私たち住民の中の農家にそれを還元していただく、そのためにこの4億円を入れたんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

そのためには、生産それから販売、そういうのを指導とか何かというのも、農協とともに やっていくのが筋じゃないかと思いますけれども、その点について、町長、どんなふうにお 考えですか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 農協も一つの茶業の振興という使命はありますけれども、茶業センターとして一つの採算性を考えながらやっていく面があります。それと、先ほど言った、公的資金が入って茶業振興のためにあの施設をつくったという経緯、その2つをあわせながら我々も一緒になって消費の拡大、基本的には消費拡大、あるいはそうしたものが進めば、それを買い入れる側もより農家に喜ばれる対応ができるかと思いますので、まず、農家側に対しては消費者の要望にこたえられるような品質のお茶、そういったものをつくっていくこと、そして農協に関しては、消費拡大を行政とともに考えていく、そういったことを通じて、よ

り茶業センターの機能というのを高めていく、そういう取り組みをしていくつもりであります。ただ単純に高く買えというのは、お茶も商品作物ですので、それにこたえるようなものをつくっていく、それと同時にやっていかないと、ただ値段だけ高く買えということはなかなか難しい面がありますので、そうしたさまざまな取り組みをしながら、農家にも、あるいは地域にとっても、つくってよかったというような茶業センターによりなるよう、頑張ってまいりたいと思います。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) それでは、本年9月にお茶のマーケティング講習会というのが本町で も開かれました。

今まで、それこそ本町においては、マーケティングとか何かというのは、そんなに力を入れている部分じゃなかったんじゃないかと、そんなふうに思っております。それですけれども、このお茶のマーケティング講習会というのも2回ほど開かれまして、町の方でもいよいよお茶の流通機能の方へも力を入れてきたんだなということを感じておりました。

今、町長の方から言われますと、マーケティングに力を入れていく、その末端には、生産 者が潤う、それこそがつながっていくんじゃないかと、そんなふうに思っております。

その中で、マーケティングにおいてJA茶業センターとどんなふうな連携をとっていくかということもちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 基本的には、茶業の振興というのは、団体間の協議というのもそれぞれあろうかと思いますけれども、私は2つの大きな組織で動くことが一番効果的だというふうに思っております。

一つは、川根本町茶業振興協議会、これは農家から茶工場、あるいはJA、そして行政、 そういったものが入っております。もう一方、川根お茶街道推進協議会がそれこそ農家から 流通まで含めた、あるいは行政まで含めたさまざまな団体を含めて川根茶のブランドの確立 等を行っております。この2つがそれぞれ連携しながら、川根茶のブランド力のアップ、あ るいは品質の向上、そしてマーケティング等を行っていくことが大事かというふうに思って おります。

この講演会の中でも、静岡に来たけれども、本当にいいお茶が提供されているのかとか、あるいは川根茶というのは本当に知れ渡っているのかというさまざまな御指摘も受けておりますので、もう一回原点に立ち返って静岡、主に8つ産地があろうかと思いますが、その中での静岡茶じゃなくて川根茶ということを、しっかりブランド力を持つような取り組み等も積極的に行っていきたい。ただ、こうしたものは、一発逆転というものはないと思いますので、先ほどの2つの組織の連携を生かしながら地道にかつ着実に進めていかなきゃならんと思っております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) なかなかマーケティングに関しては、JAと共同してやっていくということで、総論的にはそうなると思いますけれども、そう言った中で本年度滋賀県で行われました全国品評会におきまして、町長の答弁の中にございましたけれども、1等1席に土屋鉄郎さんが入賞されました。それで、2等、3等にも上位入賞しております。

この2年間、全国品評会におきまして、茶園の管理とか摘み取り、製造等に、私、茶農家個人としても、また議員としても携わってまいりました。その中で、事業課の職員の方、また産業課の職員を初め多くの町の職員が大変よく協力してくれましたことに対しては、頭が下がるような思いがしております。

そんな中でも、摘み取り作業というのがあるんですけれども、それが一番大変じゃないかなと、こんなふうに感じております。摘み取りの人足ですけれども、1日で取るわけでございますけれども、30人から40人必要となってくるわけでございます。

その中で、このお茶摘さんを町の方でも大変御苦労していていただいて、確保の方にも努力してくださっておりますけれども、町の方から全国品評会の支援金として今10万円ほど出していると、そんなふうに認識しております。

例えば、実際の摘み取り費用というのは、大体30人か40人ですので、30万円余かかってくるんじゃないかと、そんなふうにも計算できます。それから全国品評会の出品の茶園ですけれども、おおよそ20アール、2反歩ですけれども、そこのお茶の値段と比べて合算してみますと、とても10万円では、それこそ全国品評会に毎年協力していただいておる、そして農家に対しては物すごく経費的に負担があると、そんなふうに考えております。

ですから、たくさんお金を出せというわけではございませんけれども、全国品評会の方の 摘み取り費用の増額というような観点からも、10万円をもう少し上げていただいて農家の方 の負担を少なくしていただきたいと、そんなふうに思いますけれども、町長はどんなふうで しょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 私も町長になってから、特に毎年の摘み取り作業、あるいは被覆から 多くの作業に参加、視察しておりますので、農家の方の御苦労、そして年間を通しての経費 については十分承知しているつもりであります。

その中で、やはり行政の公的支援として難しいのは、これはお茶にかかわらずですけれど も、個人の利益にかかわるものと、地域全体の利益にかかわるもの、それがさまざま入り組 んでおりますので、端的にプラス・マイナスと評価できない部分があろうと思います。

今、御指摘の全国品評会の川根茶のブランド力維持に関しては、個人の方も頑張ればさまざまな農家の方が、その農家のブランド力アップに活用されている例もありますし、我々としても産地賞受賞の町というころで、地域全体でブランド力の向上に役立てる、そういう多面的な面を持っておりますので、ただ、農家の方が御苦労されているから、それに対して御支援しなければという面だけではないような部分があろうかと思います。

いずれにしましても、とても全額を支援することはできないし、またそういう内容でも性格でもないというふうに思っております。時代の要請とか、あるいは経費の面とかさまざまな面を勘案しながら、奨励金という部分は今後も注意深く見守っていきたいと思っております。

また、一番経費のかかるお茶摘みの部分も、大変私は難しさを感じております。というのは、全国品評会のスタートが土づくりあたりから始まってくるとすると、お茶摘みという最終的な段階に近い半日、あるいは1日の作業というのは、物すごく重要な側面を持っています。そうすると、お茶摘みさんの経験度合いというのは大変品質にも影響しますので、農家がかかわって自分のお茶のつくりに合ったお茶摘みさんを確保したいという面と、全体として数が欲しいからともかく頭数を欲しいという部分、さまざまな面もあろうかと思っております。

そういうことで、役場としても募集をかけ、農家の方の必要に応じて町民のボランティア、あるいは有償ボランティアの方を派遣するという形をとっておりますけれども、必ずしも農家の方々の摘採の思惑と100%合致するわけではございませんので、全体としてその運用というのは難しい面を感じております。

いずれにしましても、その品評会に適するお茶摘みさんの確保をして、あるいは経験を積んでもらうということは大事でありますので、今後ともそういう取り組みをしますけれども、やはり農家の意思というもの、そして地域全体の利益、そういったものをうまく勘案しながら支援措置、あるいは支援金額というのを決めていきたいと思っております。

農家の方がやる気がなくなって参加ができなくなったら、これは地域の損失でありますので、そうならないよう精神的な意味も含めて、支援体制、あるいは金銭的な面を含めて支援体制というのを常に見守っていきたいと思っております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) 私は、それぞれの解釈によっては違うと思んですけれども、今、町長が答弁されていた中に、10万円がもし少ないような形だったら、10万円を15万円、20万円ぐらいに上げていただくというような私なりの理解をしたわけでございますけれども、確かにこの中で2年間おつき合いをさせていただいて、いろいろな面で農家さん、それから町の職員の方々の苦労というのは本当に頭が下がる思いがしております。

その中で、やはり茶園提供者がいなくなったらば、この全国品評会というのは上位入賞というのはなくなってくると思うんです。その一番ネックになっておるのは、経費がかかり過ぎですよ。なぜかといったら、普通でしたら成園を2人用で刈りますよね。そうしてお茶を売るんですよ。そうしたらそのまま何%か返ってくるわけですけれども、まずほとんどの2反歩の茶園が全国品評会の方へ出品されて、等外と言ったら失礼ですけれども、1等外に、2等、3等になったらば、1万円足らずの値段で入札されるわけでございます。それプラスお茶摘みさん代金が30万円から40万円かかったとしたら、農家としては自分のうちの採算性

を考えたら、どうしても後ずさりをする、そんな状況に今なってくると思っております。それを少しでも品評会のために出品していただいて、農林大臣賞をとるんだと、それから産地賞も続けてとっていくんだと、それが川根のお茶の名声にもつながり、ここの茶業の振興にも役立つんだと、そういう観点から考えていただければ、もう少しその方の補助を町の方からもしていただきたいと、そんなふうに考えております。

ここで、金額的にも幾ら出せと言っても多分まとまらないと思いますので、そういうことを見ながら今後は全国品評会にも携わっていっていただきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、最後に、上長尾バイパスの見通しについてですけれども、なかなか予算がなくて、県の方でお金がないから今からだんだんしていくということでございますので、その点につきましては、町長の方からも強く国とか県の方へ要望していっていただきたいと、そんなふうに思っております。

それから、幾ら言っても多分堂々めぐりになってしまいますので、今のは要望事項で置いておきますけれども、最後ですけれども、髙畑、おまえは農家のことばかりに関しているいるな補助とか何かを優遇しるとばかり言っているように皆さんお思いでしょうけれども、なかなか茶農家への支援というのも十分行われてはいないような気もしております。

それですので、町単独事業とかいろいる中間地整備事業とかございますけれども、その事業内容の中でいろいろな枠組がありますけれども、枠組みも少しずつ、町の規制というのもちょっと緩めていただいて、今後とも検討していっていただきたいと思いますけれども、その点については、町長、どんなふうにお考えでしょうか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 川根本町の農家、特に茶業に対する支援というのは、町単独の部分がかなりのものを占めております。もちろん、産振事業とか国・県補助を利用しての施設整備等を行っておりますけれども、農家あるいは組合等に対する支援、あるいは改植等そういった部分がかなりを占めておりますので、それに関してはその状況をしっかり見ながら、ある程度の役目を果たした支援に関しては、少し縮小しながら必要とする部分に集中投資するような、そういうめり張りをつけた支援作業をしていきたいというふうに思っております。

また、規制に関しては、ただ単純に総額を抑制するために規制があるわけではなく、この部分は農家独自でやっていただきたいよと、この部分はこれ以上になれば、やはり行政としても地域振興、農業振興のために支援をする、そういう一つの理念を持って支援をしておりますので、そうした中で、時代、時代あるいは農家の状況を踏まえながら、それは対応していくべきものはしていくし、またそういう取り組みも私はしてきているというふうに思っております。

これは、品評会に限らず、ただ、この部分には集中投資してほしいという御意見はあろうかと思いますけれども、その裏側は、この部分は少し支援はしなくてもいいんじゃないか、

自力でやれるんじゃないか、あるいは支援そのものは要らないんじゃないかというような、 そういう議論の中で集中投資する部分というのが浮き彫りになってくれば、行政としても対 応がしやすいというふうに考えております。

議長(森 照信君) 髙畑雅一君。

8番(髙畑雅一君) では、最後に、なかなかこれからも希望が持てるような御回答をいた だきたいと思っております。

それでは、それこそ最後ですけれども、川根本町農業関係事業費補助金交付要綱の町単独 事業ですけれども、条件等の緩和ということをこの場をかりてお願いをいたしまして、私の 質問を終わらせていただきたいと思います。

議長(森 照信君) これで、髙畑雅一君の一般質問を終わります。

続いて、鈴木多津枝君、発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 2008年度予算編成の取り組みが、国や地方自治体で始まりました。 当町でも、先日、町長から予算編成方針が示され、総合計画に基づいた身の丈に合った予算 とすることが告げられました。

方針書には、19年度予算からの総額5%削減や、効率性、経済性の追求、目的、内容を明確にして住民への説明責任が果たせる予算とすることなどが書かれていましたが、具体的にどこに力を入れるのかは触れられていませんでした。

今、当町では、お茶の生産農家や商店、土建業者などの不況が常態化し、また高齢化率も 県下で一番高い町になり、当然年金生活者が多いわけですが、年金をねらった増税や保険料 値上げ、医療費負担増などが繰り返され、生活保護基準よりも低い年金受給者からは、もう これ以上負担増は生きていけないと深刻な悲鳴が上がっています。未曾有のぼろもうけを上 げている大企業へは大減税を続ける一方で、高齢者や母子家庭、障害者には耐えがたい負担 増を繰り返す国の政治のもとで、住民に身近な地方自治体がやるべきことは、国言いなりに 負担の公平化などと冷たい言葉で弱者を追い詰めるのでなく、当町で言えば、50億円余の町 の予算で町外へ支出しているものや不要不急な支出を見直し、できる限り町内に、あるいは 町民に有効に波及するよう、支出の方法や金額を見直して、疲弊し切った町民や業者を守り、 元気を出していただくこと、そして若者が一人でも多くこの町に残ってくれるよう、この町 に合った住宅支援、子育て支援、雇用の拡大などが必要です。

それなのに、若者住宅建設を進める地名の保育園を廃園し、20年度からは総合計画にも次世代育成行動支援計画にもない藤川保育園の廃園を強行する計画で、子育て支援に逆行しているとしか言えない残念な状況です。

一方、今年度から始まった妊産婦健診の14回すべての補助は、県下で当町だけの取り組みですし、合併前から行われている腎機能障害者の透析のための通院費補助や要介護4、5の在宅介護者への福祉手当など、合併のすり合わせで充実されたものもあります。また、福祉タクシーの全町運行もつい2カ月前から始まるなど、他町に誇れる取り組みが少なくありま

せん。ほかにも、ひとり暮らし高齢者への配食サービスは、基準の明確化や透明性の確保などの必要はありますが、先進的な取り組みです。

家具転倒防止や耐震補強工事への町の上乗せ補助も、対象を高齢者のみとしている問題は ありますが、全町民、特に障害者や幼い子供のいる世帯に対象を広げ、安心と町内の業者の 仕事をふやす上でも期待される事業です。

また、通学補助の不公平の是正や私立幼稚園、私立保育園存続のための運営費補助の公平 化、障害者自立支援法のもとでの作業所運営支援、茶業と観光の連携、循環社会の構築など、 避けて通れない課題も山積みしています。

その中で、今回も、一般質問の通告をしましたが、高齢者が安心して暮らせる町、近隣で 一番子育てしやすいまちづくりは、川根本町を守る基本であり、予算編成における最優先課 題と考えます。

そこで、町長に伺います。

まず最初に、すべての子供の健やかな成長と若者定住のために、子育てしやすいまちづく りを進めるためにも、これまでも繰り返し要望してきましたことについて、来年度予算編成 での取り組みを伺います。

1点目は、乳幼児医療費補助の対象を小学校卒業までに拡大し、所得制限を廃止することについてです。

2点目は、就学援助制度の周知を徹底し、申請の門戸を広げて、経済的負担の軽減を行うことです。

3点目は、放課後学童クラブ保育の実施の見通しについてです。

次に、ことし4月に実施された全国一斉学力テストの集計結果が、10月24日文科省から全国学力・学習状況調査として発表され、都道府県別の正答率が公表されました。このテストは、2004年に文部科学大臣が競争意識の涵養のためとして導入を提唱したもので、多くの教育関係者から子供を一層の競争に駆り立て、自治体間、学校間の序列化を懸念する声が上がり、多くの自治体が学校ごとの結果の公表をしないとし、多額な費用をかけて実施したことへの疑問の声も上がっています。

当町の状況について伺います。

- 1、当町も学校ごとの結果は公表しないとしましたが、当町の総合的な分析及びその評価はどうですか。
 - 2、この結果を、今後の指導にどのように生かしていく考えですか。
- 3、国は来年度も予算77億円をかけて教育産業に丸投げして実施するとしていますが、同じ予算を使うなら、教員をふやすなど教育条件の整備に使うべきで、子供にも教師にも負担が大きい全国一斉学力テストは、町として中止すべきと思いますが、必要性についてどのように考えておられるか伺います。

最後の質問は、来年4月から実施される後期高齢者医療制度についてです。

国は、75歳以上のすべての人を全国的には高い保険料が厳しく徴収される後期高齢者医療制度に移行する方向です。保険料が払えず医療が受けられない、受診抑制が生じるなどが危惧され、6月議会、9月議会の一般質問で町長の考えや町の対応についてただしましたが、必要な制度であるとか、始まって問題があれば国に実態を伝えるとの答弁で、この制度による今後のこれから始まる際限ない負担増や差別医療の深刻な問題への認識は、全く示されませんでした。

今回は、静岡県の保険料や軽減措置も決まりましたので、具体的な当町の影響や収入の少ない高齢者を守る町の姿勢、問題点などについて伺います。

- 1、当町で当該制度へ移行する人数、町財政や国保財政への影響、高齢者本人、あるいは高齢者のいる世帯での新制度と現在の負担の違いなど、新制度の影響についてどのように把握しているか伺います。
- 2、保険料の積算に、葬祭費や保健事業費、審査手数料など医療費以外の経費が入っていますが、高齢者にさらなる負担増を強いるもので、国や県、自治体が保健福祉施策の一環として負担し、高齢者への負担増を少しでも避けるべきと考えますが、どうですか。
- 3、保険料の軽減・減免制度は、収入の少ない高齢者の耐えがたい負担増を避けるものになっているかどうか伺います。
- 4、年金が月1万5,000円以下で普通徴収となる人は何人ですか。月額1万5,000円以下の年金受給者しか1年以上の滞納で資格証明発行になることはありませんが、資格証明では窓口支払いが10割負担となり、国保では具合が悪くても医者にかかれず、重症化をしたり、手おくれで命を落とす例が相次いでいます。

国保では、高齢者への資格証明書発行は原則行わないとされていますが、75歳以上の当該制度で、資格証明書発行が規定されており、実施されれば、憲法第25条の生存権の侵害ともなり、町として資格証明書とならないようにどのような配慮がされているか伺います。

- 5、後期高齢者医療制度は、医療報酬を別立てとし、保険が使える医療の範囲に上限を設ける包括払いにしようとしています。高齢者が十分な医療を受けられなくなると心配されますが、町はどのように町の高齢者を守る考えか伺います。
- 6、各地から凍結、中止の声が高まったことで、福田内閣でも凍結の声が上がり、新聞で も凍結の報道がされたことなどで、高齢者の間に安堵の声が広がりました。しかし、実際は 70歳から74歳までの窓口負担の引き上げの凍結と被用者保険の扶養となっている高齢者の保 険料徴収を半年間凍結するという一時的な凍結にすぎず、問題解決にはなりません。

高齢者にとって頼みの綱の医療制度が変わることについて、高齢者本人に十分周知されている現状とは言えない状況です。ましてや、中身についての理解や納得が得られている状況でないことは明らかです。来年4月からの実施は中止して、高齢者を守る立場から再検討されるよう国・県に申し入れるべきと思いますが、どのように考えておられるのか伺います。

以上、大きくは3点の質問です。実効ある御答弁を期待いたします。

議長(森 照信君) ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し町長の答弁を求めます。 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 大きく分けて3つの御質問がございましたので、最初の1番、子育て しやすいまちづくりと後期高齢者について私の方から答弁をいたします。

乳幼児医療費の補助対象の拡大と所得制限の廃止でありますけれども、この件に関しては、 以前にも何回かお答えいたしましたように、20年度予算編成においても以前と同じ方針でい くつもりであります。

それから、就学援助制度の周知の徹底ということでございます。

経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第25条及び第40条の規定に基づき、川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要領を定め、これにより必要な援助を行い、もって小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資していることは御存じのとおりであります。

この援助の対象となるのは、要保護者いわゆる生活保護や生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる場合、または町民税が非課税または減免になっている等、その他特別な事情で生活に困っている世帯が対象となるもので、一定の基準により所得状況等を勘案の上、校長、民生児童委員等の意見に基づき認定されるものであります。現在、川根本町では、児童5人、生徒5人の家庭5世帯が対象となっております。

制度の周知については、保護者には就学時健診や一日入学時での説明、民生児童委員には 年度当初における説明とお願い、また校長等による個別の保護者との相談などを行っており ます。

継続的な申請者には、前もって書類の送付や記入へのアドバイス等を行っておりますが、 新たに申請される方には、特にプライバシーの保護等に配慮した扱い、また保護者同意のも と閲覧事務等の代理を行うなど、誠意を持った対応に心がけております。

今後も、支援を必要とする方が的確な制度利用をいただけるよう、細心の注意を払って運用してまいりたいと思っております。特に現時点、窓口を定めているというような認識は持っておりません。より使いやすいよう支援をしていきたいと思っております。

それから、放課後児童クラブの実施については、現在、放課後子どもプラン運営委員会を 設置し、協議をお願いしているところです。現在、3歳児から小学校3年までの子供の放課 後の様子、家庭の状況等を調査している段階であり、アンケートがまとまった段階で運営委 員会に実態把握、分析等をお願いして、運営体制を決定していきたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。質問が多岐にわたり、また内容に踏み込んだ御質問でありますので、少し長くなりますが、現在の川根本町の立場、あるいは考え、 そして制度について説明させていただきます。

まずは、制度に移行する人数から11月末現在の情報で御説明申し上げます。75歳以上の国 保被保険者1,643人及び65歳から74歳までの被保険者で一定以上の障害を持ち、老人医療受 給対象の認定を受けている72名の方、合計1,715名の方が川根本町国保から後期高齢者医療 被保険者に移行される人数で、国保全体被保険者の約36%に相当いたします。

また、国保以外の被用者保険、いわゆる社会保険から後期高齢者医療被保険者に移行される方は390人です。そのうち被扶養者に該当する方は360人と把握しております。30人の方が被用者保険の本人となりますが、この30人の方に扶養されていた家族は、必然的に国保の被保険者となります。また、このように新たな国保被保険者になられる方への国保税軽減措置については、後ほど説明を申し上げます。

以上、平成20年4月から後期高齢者医療被保険者になられる人数は、現時点では2,105人と推計しております。

いただきました御質問は、新制度に伴い、高齢者自身やその世帯、また大きく町行政や国保財政から見た変化についてのものかと思います。

まず、高齢者自身や高齢者のいる世帯での新制度と現在の負担の違いについて、新制度の保険料観点から御説明させていただきます。新たな制度であります後期高齢者医療制度の被保険者になりますと、保険料は世帯ごとではなく、個々に保険料納付することになります。現行国保の保険税は、所得割額・資産割額・世帯割額である平等割額・被保険者数の均等割額の4つの合算から保険税が決定し、世帯ごとに納付されてきましたが、この新制度の保険料では所得割額と均等割額の合計から個々に保険料額が決定いたします。現行国保同様に、低所得世帯の保険料には7・5・2割の軽減措置があり、新制度では均等割に軽減が適用されます。

従来の国保税と後期高齢者医療保険料の試算で比較してみますと、所得の低い軽減適用の対象となる世帯においては、国保税額よりも少し負担が軽くなる世帯もありますが、これは個々の所得額や資産税額、世帯主がだれであるか世帯員構成がどのようにあるか等によって全く違ってくるものであり、負担の増減について一概に言うことはできません。

住民の皆様に静岡県の均一保険料及び川根本町の不均一保険料等の情報記事を広報紙1月号に掲載しますので、御不明な点や保険料試算等を御希望の方には、個々に担当課職員が対応させていただくつくりであります。

健康保険組合などの被用者保険、いわゆる社会保険の被保険者である子供と同居するなど、 被用者保険の被扶養者としてこれまで保険料を負担してこなかった方の保険料は、後期高齢 者医療制度に加入したときから2年間は、前年所得の有無にかかわらず、所得割額は賦課さ れず、5割軽減した均等割額のみ徴収となります。所得の少ない世帯の7割軽減に該当する ときは、7割軽減した均等割額となります。

さらに、平成20年4月1日から平成21年3月31日での1年間は、被扶養者であった方の保険料凍結期間となり、4月から9月までの半年間は、保険料の徴収はなく、10月から平成21年3月まで半年間においては、保険料が9割軽減されます。市町が徴収条例に規定して初めて、この形が実行されることになります。

続きまして、この新制度創設に伴い、新たな国保税の軽減措置もありますので、御説明いたします。

まず、先ほど出ました、被用者保険から新たに国保へ移る人の軽減措置についてですが、 2年間は所得割、資産割ともに賦課しない、被保険者均等割を半額にする、旧被扶養者のみ で構成される世帯については、世帯割平等割額を半額にするというものです。

これは、市町の条例減免において旧被扶養者に講ずる措置とされておりますが、軽減分の 財源補てん制度はありません。また、この軽減は申請によるものとなります。

被保険者が国保から後期高齢者医療制度に移行することにより、国保に残る被保険者の保険料が従前と同程度になるような軽減措置もあります。

次に、新制度創設に伴う町行政・国保財政の変化という話であります。

制度改正による町の一般財政及び国保財政への影響見込みについてですが、国保財政から 見ますと、老人医療費拠出金の歳出はなくなり、新たに後期高齢者医療支援金の支出があり ます。平成20年度において従来の老人医療費拠出金額を支援金の額は下回る見込みで考えて おり、約800万円と見込んでおります。

制度改正によって後期高齢者医療制度に移行される方の分の保険料軽減繰入金が減少し、 また新たに前期高齢者財政調整交付金の収入があります。75歳以上の方の葬祭費が毎年90人 分くらい支出されておりましたが、後期高齢者医療制度の中で賄われていき、国保からの葬 祭費支出は75歳未満の被保険者の方の分になります。

40から74歳までの被保険者を対象とする特定健診・保健指導事業が各保険者に義務づけらてくる関係で、この事業経費の支出が新たに生じてきます。また、退職者医療制度の廃止で65から74歳旧退職者分医療費及び保険料の軽減繰入金は一般医療の中で賄っていくことになります。

一般会計から見ますと、広域連合の運営に伴う市町からの負担金、医療給付費の12分の1を市町村が負担することになっている給付費負担分や低所得者や社会保険扶養者分の保険料軽減補てん分の一般会計繰り入れがあります。一般会計では若干ふえる見込みですが、国保財政の負担は軽くなる見込みであります。

以上、1の質問に対して、新制度でありますので、少し細かな説明をさせていただきました。

続いて、2番目の高齢者の負担増を強いるものではないかというような質問、若干今の総括的なものとダブリますけれども、葬祭費の財源については、原則は保険料となっております。また、審査支払手数料につきましても、保険料の算定基準とし、後期高齢者医療に要する費用の額として計上することとされております。しかし、厚生労働省の見解では、規約の変更により分賦金として対応することも可能とされております。

静岡県後期高齢者医療広域連合におきましては、葬祭費や審査支払手数料を保険料に入れ 込むか否かについて各市町の意見を聴取しながら検討がされました。葬祭費につきましても、 審査支払手数料の財源につきましても、ほとんどの市町が被保険者の負担と回答し、保険料 に入れ込むことで決定された経緯があります。

各市町からの分賦金で対応することで、もちろん後期高齢者の方も負担は軽減されるわけですが、後期高齢者医療制度という新たな制度を創設する目的から考えて、被保険者負担と回答した市町が多かったと考えます。

静岡県においては、これらを保険料に加えた保険料率・額は、全国42都道府県の中で4番、5番目に低い保険料で決定することができました。今後、保険料の動向を見ながら、被保険者の負担についても考慮し、必要に応じてこれらについても検討する柔軟な視点は持っていかなければならないと思っております。

高齢者には耐えがたい負担増を避けるものになっているかという御指摘であります。

保険料の減免制度には、現行国保同様に低所得者に配慮した均等割額に対する7・5・2割軽減措置があります。国保の2割軽減適用は申請が必要でありましたが、後期高齢者医療制度では原則2割軽減の申請は必要ないこととなっております。高齢者の方にとって申請事務等の手間も必要ないように配慮されております。また、被用者保険の被扶養者であった者に対しても軽減措置が設けられており、この法定軽減分の財政補てんは県と市が負担することから、被保険者の方の保険料にはね返ることはございません。

保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期限を限ってその徴収を猶予することができる保険料の徴収猶予があります。

また、広域連合長が必要があると認められる者に対して、保険料を減免または免除することができるとなっております。

このように、保険料の減免や免除によって、収入の少ない被保険者に対して配慮されたものになっていると思われます。

前回にも御指摘を受けましたが、年金が月1万5,000円以下で普通徴収となる人は何人かという話であります。また、滞納で具合が悪くて医者にかかれない資格証明とならないよう、どのような配慮ということであります。

特別徴収の対象となる方は、被保険者のうち、年額18万円以上の年金を受給している者とされております。平成20年4月時点で後期高齢者医療被保険者となられる75歳以上の方を条件に保険料徴収が普通徴収の対象とされている18万円以下の年金受給者数を確認いたしました。税務課の平成19年1月1日現在課税台帳情報をもとに、12月7日時点で生存かつ来年4月で75歳以上となられる方の条件で確認すると102人です。

やはり保険料徴収が18万円以上の年金受給者からは年金天引きの特別徴収となっている現在の介護保険状況からも確認しました。川根本町の介護保険第1号被保険者で来年4月で75歳以上になり、年金額が18万円以下、または他の理由から特別徴収にならずに普通徴収になっている方は61人です。102人と61人の差41人についてですが、税務課の課税台帳では御本

人の公的年金受給額が年額18万円以下となっていても、ほかに障害年金、遺族年金等の受給があることで普通徴収対象者にならずに特別徴収になっている方になります。

また、住居地特例で町外へ転出された形の介護保険被保険者の方の中にも、年金天引きとならずに普通徴収になっている方もあります。

したがいまして、後期高齢者医療保険者の方の保険料徴収が普通徴収になると思われる人数は、年金18万円以下の受給者数から推測するよりも、現在の介護保険料普通徴収対象者数から予測する方が確実と思われ、61人余りと推測いたします。

介護保険料と後期高齢者医療保険料を合算し年金受給額の2分の1を超える方からは、後期高齢者医療保険料の年金天引きはなく、普通徴収となります。所得の低い方には後期高齢者医療保険料にも7・5・2割の保険料軽減措置がありますので、この適用を受ける方も多いと予想します。現在、介護保険料が普通徴収となっていらっしゃる方の最高保険料から考えても、合算額が受給額の2分の1を超えてくる方は非常に少ないかと予想しております。

ただし、年金受給額は年額18万円以上あっても、前年に一時的な大きな所得があった場合など、保険料の所得割額が大きくなって介護保険料との合算額も年金受給額の2分の1を超えてくる可能性もあり、普通徴収対象者になることもあり得ます。

以上のことにかんがみ、普通徴収対象者を現時点では61人余りと推測いたします。 資格証の交付のことであります。

御存じのとおり、資格証は、納付が困難と認められる特別な理由もなく、1年以上の期間、滞納がある方に対して行うこととなっております。しかし、病気等を理由として納付が困難な方には、その旨の証明を添えて提出していただくことなどにより、資格証の対象にならないこともありますので、国保税納付と同様に積極的に納付相談を御利用していただきたいと思います。資格証明の交付は、広域連合の権限であり、市町の裁量に当たるものではないですが、資格証交付に至る前に市町事務である保険料徴収業務において、積極的に滞納者との相談に応じて納付推進を図ることや特別な理由・特別な事情を的確に把握することが結果として資格証該当者を少なくすると考えております。

また、特定疾患療養受療証の適用を受ける長期特定疾病対象者は、資格証明交付対象者から除外されることを確認しております。

5番目の質問になろうかと思います。包括払いの話であります。

平成20年4月から高齢者医療に関する保険料納付の内容・範囲の見直しの中に、高額医療と高額介護医療合算制度があります。これは、医療保険及び介護保険の自己負担額合計額が著しく高額になる場合には、負担を軽減する仕組みとして、高額介護合算医療療養費を創設し、その算定に当たっては医療と介護を合わせた自己負担限度額を新たに設けるというものです。これは、高齢者の自己負担額に配慮した見直しと考えます。

また、後期高齢者に係る医療給付の中に、保険外併用療養費があります。これは将来の特定療養費制度を見直し、将来的な保険導入のための評価を行うものであるかどうかの観点か

ら、保険外併用療養費として、評価療養と選定療養の2つに再編されるものです。

現在、特定療養費の対象となっている高度先進医療や選定医療等に対して将来的な保険導入のための評価を行うものと、保険導入を前提とせず、患者がその医療行為を選択し、同意した上で行われる医療という2つの類型に分けることとされ、保険外併用療養費という制度が新設されます。現行の特定療養費制度を継承し、これを発展させたものと位置づけることができるとされております。

今回の改正においては、高齢者の医療費を国民全体で公平に負担し合うという現行の老人保健制度の趣旨を発展的に継承し、療養報酬体系におきましても、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう構築されたと考えております。

国に申し入れるかどうかという話であります。

急激な少子高齢化、経済の成長ぐあい、国民生活や意識の変化の中で幾つかの厳しい社会 経済環境の変化にも耐えられるような持続可能な国民皆保険制度にしていくためにも、今回 のような、医療制度改革が行われていると考えております。国や県、市町村という行政と国 民・被保険者が目的を共有して新制度を進めていくべきものと考えております。

また、今回の医療制度改革の大きなねらいの一つに、医療の質の向上があり、安心できる 安全な医療を国民に提供していくことと考えております。

この新たな制度が創設されるに至った経緯・経過、現状、そして我が国の今後まで見ても、 皆でよい結果が出るよう取り組んでいくことが必要であろうかと考えて、現行の制度の推進 に今後とも協力していくつもりであります。

長くなりましたが、以上であります。

学校関係については、教育長の方から答弁していただきます。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 鈴木議員からの質問は、全国学力調査にかかわるもの 3 点であります。

第1点目は、学校ごとの結果は公表しないとしたが、結果の分析評価はどうかというものです。

分析の結果については、澤畑議員の質問に答弁したとおりで、概要は、小学校も中学校も 国語、算数、数学ともにAすなわち主として知識を調べるものについては身についているけれども、Bすなわち主として活用する力を問うものについては課題があります。

結果に対する評価としては4点。1点目が、基本的な学習内容は身についている。無解答が非常に少ない、真剣に取り組む姿勢がうかがえる。考えを持つ、表現する力を培う必要があると評価します。

第2点目は、今後の指導にどのように生かしていくかというものですが、これについても 澤畑議員の質問に答弁したとおりです。

次の4点です。子供には自信を持つように伝えることができます。2つ目は、基本的な事

項の習得に一層励む。3つ目、学級担任、教科担任だけでなく、全校体制で課題に取り組む。4つ目、身につけた基本的な事項の活用能力を高める。

これらのために学習活動を行うときに意図的に次の4点を行うように指導していきます。

1点目、みずから考え、みずから解決しようとする意欲を涵養する。 2点目、解決する方法を学ぶ。 3点目、自分の考えを整理して書く活動ををふやす。 4点目、体験活動をふやすなどです。既に、各学校で取り組んでいますが、一層推進するよう指導していきます。

なお、これらに関連しまして、読書活動を推進することの重要性を感じましたので、これから一層推進していく所存です。

第3点目は、国は来年度も実施の方向だが、必要性をどのように考えるかですけれども、 これも4点。

第1点目、全国規模の調査で実施の実態を把握することは、大切であるということ。第2点目として、澤畑議員からの質問にも関連しますけれども、A、Bの調査をしたことが評価できる。第3点目として、本町の実態を把握する上で有効であった。第4点目として、国・県の段階はとにかくとして、本町においての実施者数を見たときに、本年度の結果が恒常的であると言い切れるかどうか不明であるということ。これらを考えると、次年度の実施は必要であると考えます。

以上であります。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 一番最初の乳幼児医療費補助から、時間のある限り順々に進んでいきたいと思います。

乳幼児医療費補助のところですけれども、まことに冷たい答弁で、がくんときたんですけれども、だからこそファイトを燃やしています。20年度の予算でもやらない方針だと。まず、なせそう決めたのかを伺います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 乳幼児医療制度については、16年に静岡県でそういった改正を行って それを県の制度の中に統一してやったところであります。また、これは何回も答弁している ように、この乳幼児医療費補助制度というのは、子育て支援の一環として位置づけている市 町村もあります。そういった中で、今後うちの町の子育て支援としてどういったものが必要 か、そういった議論の上で、こうしたものについて子育て支援の一環としては財源が確保さ れれば一つの選択肢かということを前にも答弁したと思いますけれども、現状ではそういう 段階ではないということで、今年度いくというふうに考えております。

また、所得制限に関しては、基本的には応益、応能の負担という税の原則に従って、その 制度というのを提供して、幾つかの事例もお示ししたと思っております。

今後、この乳幼児医療制度、あるいは子育て支援のことを考えていく上では、どういった ものを財源としていくか、そういう議論の中でその財源をもってどういったところに投資し ていくのかということが、そういう議論が必要かというふうに思っております。 議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 今年度の4月現在の調査なんですけれども、県下42市町中で、対象年齢を入院、通院ともに小学校3年までにしているところが長泉町で、富士市が2年生まで、それ以外は当町と同じ小学校入学までですけれども、中には自己負担がないというところもかなりあります。そのうち所得制限をしている自治体は7市町しかなくて、東部の方に5つの市町が固まっていまして、中部では岡部町と川根本町だけです。所得制限をしないと不公平だと批判が出るというふうに考えているとは思いませんけれども、むしろ所得制限で外されている世帯、前回6人ぐらいというふうに聞きましたけれども、とにかく数世帯ということで、その所得制限の所得については対象になる人、外される人、本当にわずかな差で補助から外されているという現状があります。

所得制限は、保険証に所得制限があるというふうな判こか何か表示がされるということで、その保険証を持っていくと、病院の支払いの際もその人の個人情報として明らかになってしまうわけですね、所得制限されているということで。本当に実際に所得制限にかかっている人の例、私も本当に身近に知っていますけれども、収入がそんなにあるわけではないのに、親の収入も一緒に合わせられて、あるいは実質の収入じゃない、借金を払うためのお金なんだけれどもとか、あるいは前年山を売ったお金が親に入ったものでとか、そういうことでいろいろなことで本当にわずかな人が外されてしまう。そういうことをするのに、行政はわざわざ所得制限対象者を探し出すという煩雑な事務手続もしなきゃいけないわけです。所得のわずかな差で補助対象から外すということは、行政改革にも反していることではないかと思うんですけれども、町長はそこをどのように考えますか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) どこかで線が引かれるということは、こうした所得、課税対象とかすべての面であろうかと思っております。

現時点では、そうした所得がある方には応分の負担をしていく基本的な考えは変わらない わけで、どこかで線を引かなければならないというふうに思っております。

当然それぞれ家庭の事情はさまざまな事情があろうかと思いますけれども、申告されたそうした書類の中で判断をしていくという状況でありますので、その中で所得制限がかかる、かからないということです。

また、個人情報の云々の問題については、検討の余地があれば、それはしっかり検討しながらいきたいと思っておりますけれども、所得制限そのものに関しては現在こういう体制をとっていくというふうに考えております。

もう一つは、いろいろな面で他町との比較というのも出てまいりますけれども、やはり当町の状況とか、あるいはそういったものを踏まえながら、我が町ではこう考えるということも必要だろうと思っております。それから、乳幼児医療費ですから、病院にかかった方の問

題であります。そういった方が多数ありますけれども、あまねくどんな人でもかかってくる 問題と医療費の問題と全く同じかというと、少し違ってくる部分もあろうかと思っておりま す。

これは、先ほど言いましたように、財源を確保した上で、当町の子育て支援対策をどうするのかというところで、別な視点から議論していくことが必要かと思っております。この点だけをついて必要だということよりも、全体の中で財源を確保しながら、本当にここに集中投資すべきか、そういう議論が必要ではないかというふうに思っております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 子育て支援が大事だということは町長だってわかっていることで、乳幼児医療費補助だけが子育て支援ではないという考え方、そこのところが非常に、あなたは子育てしたことがあるんですかと言いたくなるような若いお母さんたちの怒りの声が聞こえてきそうなんですけれども、本当に町の財政とのバランスも必要ですけれども、先ほど所得制限についても、どこかで線をすべてにおいて引く必要があると言っていますけれども、すべてについて所得制限の線を引いているわけではないと思うんですよね。

例えば、妊産婦健診、ことしから始めたんですけれども、所得制限ありますか。

議長(森 照信君) 健康増進課長、羽倉君。

健康増進課長(羽倉範行君) 妊産婦健診につきましては、所得制限はございません。 以上でございます。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 所得制限を廃止するのに、以前聞きましたら、予算は50万円足らずでできると、それから小学校卒業までの補助に要する予算は600万円ほどでできると、町長はこれに対して大変な額だというふうに言われたんですけれども、確かに大変な額だと思います。黙っていて浮いてくるわけではないけれども、だけど、町長はいろいろなところで甘いことをやっているじゃないですか。

例えば、初日で通勤手当が必要な看護師さんをわざわざ雇用するとか、先ほど小籔議員の質問もありましたけれども、町の職員が町長の了解を得て町外に住んでいるというのに、それでもそれを了解をして通勤手当を出すとか、それから町の職員、私たちもそうですけれども、前回ウッドハウスで打ち上げをやったときも、町の職員を使って送迎をしてくれる。私はやめるべきだと言ったんですけれども、そこは場所が決まったものですから行きました。本当に考えれば、節約しようと思えば節約できるところはあるのに、町長はなぜか乳幼児医療費補助は敵視をしている、厚労省みたいなものだなというふうに思うんです。厚労省がペナルティをかけているのと本当に同じだ。どうやって子供を若い人たちに安心して産んで育ててくださいというのか。

妊産婦助成のところでは、本当に県下でも類を見ない、当町だけのすばらしい補助を14回 全部やった、実現した。そのことではどうやって実現したんだという電話が私のところに来 ているほどで、私もびっくりしているんですけれども、そういうことには本当に前向きで取り組んでいる。だけど一方、産んだ子供に対してはなぜそのように冷たいのか、私には本当に理解できません。

まず、所得制限を廃止するかどうか、もう一度伺います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) この議論は何回かやっておりますけれども、私は初めて議員の口から 代替財源について出てきたという意味では、この議論が一つまた次の段階にいったのかなと いうふうに感じております。

今まではただ一方的にこれを減らすべきだというような御指摘でありましたけれども、ここにむだがあるんじゃないかと具体的な指摘を受けての新たな制度に対する訴えようというのが、そういう議論がそれこそいろいろな分野で必要ではないかというふうに思っております。

それから、私は所得制限そのものの考え方というのが、やはり所得のある方には応分の負担をしていただくというのが原則というように私は考えておりますので、この乳幼児医療にかかわらず、所得制限というのはついてくるのではないかというふうに思っております。

それよりも、子育て支援の中で、例えば他の町がやっているように中学校までやりました、あるいは小学校6年まで、いろいろな議論がある中で、この財源をそこに充てていく。もう一つは、1回この制度をつくれば、そう簡単に今度は逆にやめますよというわけにはいきませんので、そうした長期的な展望の中で、このことに限らず、子育て支援というのを考えていく必要があろうかと思っております。

私は、何回も言っておりますように、18、19、20という形で持続的な財政運営を確立するのが私の仕事というふうに考えております。その上で、この部分の財源をここにぶつけましょうという議論を以後やりながら、新たな川根本町の予算の特徴づけというのができなければならないし、私はできるというふうに考えております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 先ほど役場の職員の方たち31名ですか、島田市から、あるいはそれよりもっと遠くから通勤している職員がいらっしゃって、多いということに町民の批判の声が上がっていると一般質問で指摘されたわけですけれども、そのとき結局は行財政改革室長が、若者の人たちが住みたくなるまちづくりが一番大事なんだというふうに認識していらっしゃった、そういう答弁をされて、私は本当に手をたたきたかったです。

若い人たちが住みたくなるまちづくりをするということでは、ちょっと聞いたんですけれども、これはまた聞きなんですけれども、職員の人が言っていたということを聞いたんですけれども、今もそうなのかどうかわかりませんけれども、子育て中は医療費補助などが島田の方がいいから、島田は子育て中は医療費補助じゃなくて、出産育児支援金、そういうのが島田の方がいいから、当分は島田から通うという話を聞いたと、島田がまた小学校3年生ま

で引き上げるということで、当分子育て中は島田から通いたいというふうな話をしていたと、 だれでもそういうふうに考えて当たり前だよねというふうなことをその人は私に言ってくれ ました。

若者住宅建設に本当に多額のお金をかけています。でも、そういう多額のお金をかけても こういうことを片方でやっているのでは、町民の納得は得られないと思いませんか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 住みたくなるまちづくりというのは、いろいろなさまざまな分野の総合的なものから成果が上がってくるだろうと思っております。少なくとも乳幼児医療費助成があるかないかで負けるようなまちづくりをしていくわけにはいきませんので、それを超えるようなまちづくりをしていかなきゃならんというふうに思っております。

もちろん、そうした制度の充実というのは必要なことであって、現在そうした一番必要と する制度をつくるためにこうした行財政改革の中でさまざまな経費削減、そして余剰を生み 出して、それを新たな施策に向ける、そういう体制をつくっておるところであります。

まちづくり、あるいは住みたくなるまちづくりというのは、さまざまな面からアプローチがあろうかと思っております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) ちょっと戻りますけれども、所得制限をされている所得の基準というのは、もちろん夫婦の収入と同居している高齢者、おじいちゃん、おばあちゃんたちの収入も入るかどうか確認をいたします。

議長(森 照信君) 健康増進課長、羽倉君。

健康増進課長(羽倉範行君) 所得の判定ですが、これは子供の親のみの所得で判断をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) これは私が以前聞いたときと違っていて、認識が私の方が間違っていたのかなと思います。

では、次にいきます。

同じ子育て支援なんですけれども、就学援助制度について、町長は、町に申請の窓口を設けていないというふうに答えましたけれども、それはプライバシーの面からそういうふうにしているんでしょうか。もっと申請しやすい制度にすべきだと思うんですけれども。

議長(森 照信君) 教育総務課長。

教育総務課長(小坂泰夫君) 事務的な御質問ですので、事務方の方からお答えをさせていただきます。

町長がお答えになった窓口というのは、教育委員会の窓口ではなくて、学校長が窓口となって、民生委員等の御意見を伺った中で申請認定の方を上げていくということでございます。 議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。 11番(鈴木多津枝君) 国が準要保護世帯の国庫補助を一般財源化したときから各市町村の支出になるということで、各市町村がどんどん縮小をしてきているという実態が全国的にあるという報道もされているんですけれども、文科省の調査で明らかになっているわけですけれども、当町はそういう実態はありませんか。

議長(森 照信君) 教育総務課長、小坂君。

教育総務課長(小坂泰夫君) お答えいたします。

ただいま御指摘のところは、平成17年度の法改正におきまして、三位一体による改正ということで、税源移譲ということの御質問かと思いますけれども、こちらの方は税源的には準要保護については確かに地方交付税の基準単価に算入というような措置になっておりますけれども、法自体のものにつきましては、要保護、準要保護、これは制度的に残っておることでございまして、こちらについては適用が変わったというものではございません。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 変わっていないと言いますけれども、実績から見ると、平成17年度が小・中合わせて11名ですね。18年度が9名という実績ですね。19年度の予算を見ますと、小学校の方で18年度の予算15人分で110万7,000円とったのを、19年度は10人分の75万8,000円に減らしていますよね。中学校でも18年度予算で157万8,000円とったのを、19年度に95万4,000円に減額していますよね。これは当初予算のときも聞きましたら、前年度の実績に合わせて減らしたというふうな説明があったわけですけれども、やはりここに周知の徹底、あるいは申請のしやすさ、適正な対応がされているのかどうか、生活が大変な世帯の人たちが受けやすい方法になっているのかどうか、そういうことが大変疑問に思われるわけですよ。

対象となる収入とか所得の状況とか、父兄の方にわかりやすい情報が提供されているかどうか。先ほど教育長の説明を聞いていますと、確かにプライバシーは守られなければいけないですけれども、何となく申請するのが後ろめたいような制度では決してないわけで、名古屋市なんかでは申請書を置いてあって、どんどん自分から申請できるようになっていると、そういうことがあるんですけれども、当町は何となく、情報を守ってあげるということはすごく大事なことです、行政の方から言わないということは。でも、利用者の方から利用しやすい制度にしていく努力というのは絶対必要だと思うんですけれども、新年度に向けてもっと申請しやすいような取り組み強化を考えておられるかどうかお聞きします。

議長(森 照信君) 教育総務課長、小坂君。

教育総務課長(小坂泰夫君) 先ほどお答えさせていただいたように、学校長が窓口ということで、学校長のところからそのような申請のことについてのお話が上がってくるわけなんでありますけれども、これについては、先ほど教育委員会の方からの制度についての御説明というものは町長答弁のとおりでありますけれども、町内校長会等において、教育長等も制度の活用について説明もされております。

今現在、今年度教育委員会の中で、事務方としましては、年度当初にこういうパンフレッ

トのようなものをつくりまして、なお理解を深めていただくというようなことを進めていき たいというようなことも思っております。

以上です。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 当町に在籍する小・中学生が家庭の経済状況に影響されないで、影響はされるわけですけれども、そういったもので基本的な部分が学校へ行けないとか、あるいは文房具が買えないとか、あるいは学校活動に影響がないようにしていくのは行政の責任でありますので、こうした制度の周知、あるいはさまざまな面で地元の民生委員の方等の情報提供をいただきながら、こういった制度も含めて環境の整備というのは当然していくものだというふうに考えておりますし、予算的な面に関しては必要があれば対応しますし、あくまでも今年度はこういう中で予算計上しましょうというだけの話で、特に予算の額に大きな意味があるというふうに思っておりませんので、その分についてはちゃんと対応してまいります。議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 残り時間が余りないものですから、最初の質問だけにこだわっていきます。

もう一度戻って、今、町長からちょっと元気が出る答弁がありましたので、当町の小・中学生が家庭の経済的な状況によって影響されないで健やかに育つようにという願いが町長の口から出ましたので、それはまさしく乳幼児医療費の方に、町長、移しかえていただきたいんです。乳幼児医療費補助というのは、子供が病気になったときにしか使わないものなんです。元気なときには要らないわけで、若いお父さん、お母さんの経済状況で、本当にお母さんたちは言っていますよ。子供が2人、3人いると、次々と病気になって、小学校に上がった途端に打ち切られて、病院に連れていくと1万円で足りないときがあると、本当に苦しんだよと、一日も早く実現してほしいということを言っています。

どこの財源を節約すれば出るかというのは、私はたくさんそういうことでしたら出してきます。町長の給料も減らしてもいい、私たちの委員会手当も減らしてもいい、私はそういうふうに思っています。本当に今やらなければならない最重要課題だと思います。

町長は、若い人たちの生活がそこまで大変ではないでしょうと思っているのかどうかお聞きします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 個別の家庭の状況というのは、統計的なものでしか把握しておりませんけれども、現在の経済情勢とか地域の経済情勢、あるいは子育てに、いろいろな意味で資金的な面もかかる現状を考えれば、子供を育てる方々の家計の状況が大変であるだろうという事実は当然自分もその一員でありますので、認識しているつもりであります。

それと、そういった状況の中で、行政がどこの部分に今の時点でかかわっていくかという のは、また一つの議論をしながら進んでいかなければならない、そんなふうに考えております。 議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 子供の命は平等に守れるべきとは思いませんか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) もちろん、それは子供に限らず憲法に保障されているそうした権利ですので、当然守られていくべきであるし、当町において限られた子供たちをどのように健全に、そして生きる力を養いながら育てていくか。これは地域全体、行政のみならず、家庭、地域、学校すべての方々が考えていかなきゃならん問題であると思っております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) ですから、病院に行くときに500円玉一つ持っていけば安心して病院に連れて行ける、具合悪くても軽いうちでも連れて行ける。でも、医療費補助が打ち切られたら幾ら持っていったらいいかわからない。月末のお給料をもらう前とか、それから商売をやっている人たちとかは、先ほどおじいさん、おばあさんのは入らない、子供の両親だけだと、所得制限の対象は、そういうふうに課長は答えられましたけれども、所得制限は多分800万円じゃなかったですかね。それがそういう金額で所得制限がされているんでしょうか。議長(森 照信君) 健康増進課長、羽倉君。

健康増進課長(羽倉範行君) 所得制限は、児童手当と同じ基準で設定してあります。例えば、国民年金に加入されている方、これは扶養家族がお1人いる場合、所得で498万円、これは厚生年金に加入されている方は570万円、これに扶養家族が1人ずつふえるごとに38万円の加算をされております。

例えば、厚生年金で570万円の所得といいますと、はっきり言えませんが、収入では700万円ぐらいになるんじゃないなと思っております。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 次に、学童クラブについてですけれども、学童クラブは来年度、 20年度設置するかどうか、先ほどメモしていて聞き忘れたものですから、もう一度確認をい たします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 学童クラブに関しては、現在、議員御指摘のとおり、前にも答弁しましたように、国の補助を受けるには10人以上、そして開所日数も250日ということであります。また、専任指導員も適正に配置するというようなことが必要になってきます。

そういった意味で、開催の場所、そして今それを開催した場合必要な人数、そしてそれが必要な場合、それは毎日なのか、あるいは週のうち何日なのか、そういったことを勘案しながら今準備を進めているところであります。

ようやくどういう形でしようかというもののたたき台をつくっているところでありますので、これは当然そういったニーズがちゃんとあって、それに陣容が固まればなるべく早い時期、4月1日開所を目指しております。

また、それがどうしても人的な配置の問題とか、あるいはさまざまな問題で可能な場合には、なるべく早い時期というふうに考えております。それも全地域の中にどこにするかといったことも含めて、あるいは学校の関係の協力体制、そして一番肝心な専任の指導員、その確保をどうするか、そういったことも含めながら今進めているところでありますので、確実に新年度からスタートいうことは明言できませんけれども、そういう意欲を持って進めているということは御承知おきください。

また、御指摘を、御批判を受けるかもしれませんけれども、保育園の統合がこうした形でひとつの段階を迎えますので、当然次のそうした幅広い子育て支援ということで、この学童クラブ等も、いわゆる児童クラブ等も位置づけておりますので、早急な開設を頑張ってやっていきたいと思います。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 全国一斉学力テストについてですけれども、先ほど澤畑議員も質問しまして、ダブル質問は避けるということで、1点聞きたいんですけれども、当町で教育長は大変有効であったと、全国規模で全体の状況が把握できたとか、A、B調査評価ができるとか、どこに弱点があるのか、問題があるのかということが把握できたということなんですけれども、それは学力テスト、全国一斉のこんな大規模の、お金を七十何億円も、準備費から入れると100億円近いお金を使っているということですけれども、そういうことをやらなければ把握できなかったことなんでしょうか。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 何とも答えようがないですけれども、やったから結果が分かったということで、極めて有効であったと。

ついては、私の町の子供というのは、100人いなかったものですから、ことしの結果が恒常的であるのかどうなのかということはちょっと言い切れない部分、不明な部分がありますので、その部分についてもありますので、数年間はやってみる必要があるのではないかと私は考えます。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 全国的にやる必要が、やらないとそういう把握ができなかったのかというのを聞いているんです。先ほど言われたように、例えば基礎的知識は問題ないけれども、応用力とか文章をつくったり表現力とかそういうものは弱いよと、課題があるよと、そういうことは毎日先生たちが子供たちを見ていて把握できていたことじゃないんでしょうか。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) そういう部分も確かにありますし、それが今度立証できたというふ うにとらえます。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) じゃ、立証できたことによって何か取り組みがされる、その取り組みについてきちんと財源的な保障、あるいは人的な保障がされるということなんでしょうか。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) とりあえずは学校体制の中できちんと弱点がわかったので、そこにより力を入れていこうということであります。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 読書の大事さが実感できたというふうなことをおっしゃられましたけれども、これも報道にも出ていますね。文科省は、読書をする子が正答率が高いとか、そういうことを言っているんですけれども、必ずしもそうとは限らないんじゃないかな。また、読書を正答率につなげていったら、子供たちは読書がもしかしたら嫌いになっちゃうかもしれない。そうじゃくて、本当に楽しく本を好きになる環境、読みたくなる環境をつくることが大事なんじゃないか。それはテストをするまでもなく日常的に教育現場の大きな課題であって、そこのネックになっているのは、学校図書館に司書を配置できないとか、そういう問題があるんじゃないかと思うんですけれども、今回文科省がこういう結果を出して図書予算を配置しない状況、増額しない状況がもしあったら、声を上げられるおつもりがあるでしょうか。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 町の財政の中というのか、交付金の中にも算入されている部分がありますのでね、図書費が。それらについては今のところは必要と計算されているやつをオーバーして予算をとっていますので、それ以上にそういう予算の面も確かに大切なんですけれども、あと、どういうように本を手にとって読むようにするのかという、そこの部分が大切だと思いますので、それはやはり人のかかわりもありますので、その点について指導していくということであります。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 指導するというのは先生方を指導するということですか。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 私の立場は、校長として各教員に指導していくという意味です。

議長(森 照信君) 鈴木多津枝君。

1 1番(鈴木多津枝君) 子供たちが本を好きになるように、各学校に学校司書はいらっしゃらないけれども、図書担当の先生は配置されているわけですね、専門的に。その先生方の負担が重くならないようにしながらも、やはり子供たちが図書室に行きたくなる、本をさわって開いて読んでみたくなる、そういう環境はテストがされようとされまいと、私は一番力を入れなければいけないことじゃないかなと思っていますので、ぜひそこのところの充実をお願いをいたしまして、もう時間がありませんので終わります。

議長(森 照信君) 教育長、澤村迪男君。

教育長(澤村迪男君) 誤解がありますと困りますので、司書の教諭、専門の教諭を各学校に配置しているということはありません。各学校では、図書担当の教員はいるけれども、その者が司書教諭であったり、図書室専門に仕事をやっているという者ではありません。

議長(森 照信君) 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたしたいと思います。

これで、鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時09分

議長(森 照信君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番(板谷 信君) 最後の順番になりましたけれども、頑張ってやってみたいと思います。

まず、今回2点大きく質問をさせてもらいます。

第1点目は、川根町が島田に編入合併されて平成20年4月1日からこの地域がまたかなり 変わってくるという中で質問をさせていただきます。

地方分権というものが言われ始めまして、平成7年に地方分権推進法というものができた、これが最初のスタートじゃないかなと、そんなふうに思います。当初いろいろな手法で進められていたんですけれども、とにかくまず地方が主体となってやっていくためには、まず国にある権限を地方に移していかなければならないんだという手法で、その中で、それだとしたら、それを受け取る地方、地域、自治体も力がなければならないと、そういういことで、権限を受け取るにふさわしい自治体が欲しいという形の受け皿論というのが出てきまして、そこから市町村の合併というような流れに進んでいったんじゃないかなと、そんなふうに思います。

また、大きな違う側面、国の方の事情という面でいえば、国の方に借金が振りかかってちょっと財政改革を進めないと国も地方もやっていけないよという部分もあったと思います。

そんな中で進んできていたんですが、この地域でいうと、そのスタートの段階では、島田市、それから榛原郡にも8町の町がありました。そんな中で現在に至っています。そして、 先ほども言いましたけれども、川根町が来年4月1日から島田へ入るということで、この地域に限って言えば、島田、金谷、川根、中川根、本川根とあったこの1市4町も来年4月1日から1市1町という形になっていきます。 このように大きくこの地域の行政がさま変わりしてきたという中で、それでは、なぜ合併したかというと、これからの行政というのは、個々の単位でやっているというよりも、大きくより広域に進めていかなければ、いろいろな形での住民の多様な行政需要に対応していけないというのも一つの側面でありまして、そこの部分のところが、1市1町になったけれども、これからどういう形でやっていったらいいのか、どういう対応をしていくべきなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

そのために、今回は具体的なものとして、島田市・北榛原地区衛生消防組合、これを議論しているところです。ここの一部事務組合、広域の組合なんですけれども、それからもう一つは、し尿処理をやっています川根地区広域施設組合、これは昔でいうと、川根、中川根、本川根、3川根で立ち上げたものです。それから中高一貫教育も今3町という範囲の中で進められて、それなりの成果も出ていますし、これからもっと大変になってくるよと、力を入れてやっていかにゃならないよという部分です。それから、ここの地域に唯一ある川根高等学校、これは当町も、また3町そろって力を合わせて後援会費、また体育後援会の方にも助成をしています。ここの部分。

それから、産業の方でいうと、拾っちゃったような言い方で全部網羅していないもので悪いんですけれども、川根茶業協同組合というのがありまして、これはそれこそ3町で助成して活動を支援しています。ここの部分もこれからどうなるのかなという部分。それから、大井川の清流を守る研究協議会、これもあります。今はもっと広い範囲の榛南も含めた中で、島田も含めた中でやっているんですけれども、何といっても大井川の水を守っていこうという部分においては3町が核になって立ち上げたというようなものだと思います。これは同じころに議会も立ち上げて始めたんですけれども、ここの部分はいつの間にかなくなっています。

それから、介護認定審査会、これは介護保険に対応するものなんですけれども、当初は金谷も含めた榛北4町でやっていました。金谷が島田へ行ったことによって3町でやるという形で、今度は川根町が島田へ行くという中で、これからどうなっていくのかなと、ここの部分を聞いてみたいと思います。

それから、これをトップに入れてもよかったんですけれども、川根地域振興協議会というのがありまして、これは3川根で構成員が町長と助役、若干記憶が違うかもしれませんけれども、それから議会の方で正副議長、それから行政の職員の方で総務課長とか、もう1人課長ぐらい主なところが入って、まさに3町のことを協議する実質的な部分のところの協議会がずっと長く続いていた、ここの部分が今度川根町が向こうへ行くことによってどういうふうになっていくのかなと、極めて心配をしているところの部分です。

これらをまとめてどういうふうにこれからなっていくのか、また、こういう状況の変化に対してこれからどういうように対応していくのか、ここの辺についてお聞きしたいと思います。

2点目は、このごろよく言われている地方公共団体の財政健全化法についてです。

これはことしの6月に法律ができまして、今回一般質問させてもらうについて、早目早目に認識をしていくべきじゃないかなということで、一般質問の中へ入れさせてもらったんですけれども、きのうだったか、その前の静岡新聞では、もう、これに使う4つの指標の数字が出てきているという中で、そんなに時間の余裕のある話じゃない。ましてや、今度つくる平成20年度の予算、これを決算するときの資料がそのままこの法律に適用されてくるというような中では、そんなに先の話じゃなくて、確かに今しっかり議論しておかなければならないじゃないかなと、そんなふうに思います。

この法律の私なりの理解の中では、やはり夕張市の財政破綻もあったような中で、まず財政破綻になる前に、その前の段階の中で、いろいろな兆候を早く見つけて、それに対策を立てていくということ、これが1点と、それでもう一つは、その手法として一番大事なことは、行政の方が情報を提供するということ、議会の方にも、それから町民の方にも。それで、行政がしっかりとしたものをつくって、議会や住民に提供するということはどういうことかというと、わかりやすい指標をつくって、わかりやすい情報を流すということ。そして、そのわかりやすい情報を行政と議会と住民がともに共有することによって、財政破綻にならないように、まず状況を認識しながら対応の部分も考えていく。行政だけが考えるということ、また行政だけが対応していくということじゃなくて、三者が協力しながら共通の情報の中で対策まで考えていくと、そういったところにこの法律の意味があるじゃないかなと、そんなふうに思います。

そのような点から、ここでは今度新しくできたこの法律の目的、また内容、大まかなもの、 それから平成20年の決算にも使われてくるという部分の中で、そこへ行くまでのスケジュー ルがどんな形になっているのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) ただいまの板谷信君の質問に対し町長の答弁を求めます。

町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) それでは、川根町の合併に伴うさまざま組織の本町に対する影響と健全化法施行に向けての対応、2点についてお答えをいたします。

1番目の質問に対しては7つの組織を挙げられておりますので、組織順にお答えをさせて いただきます。

島田市・北榛原地区衛生消防組合は、一般廃棄物の処理及び消防に関する事務を共同処理 することによって、事務の効率的処理に一定の役割を果たしてまいりました。

しかし、組合を構成する関係市町の合併が進み、平成20年4月1日には、議員御指摘のとおり、川根町が島田市と合併することにより、構成団体が1市1町となり、構成団体間の一体化が達成されつつあります。

そうした中で組合の管理業務や経営負担の大きさから、一部事務組合による共同処理方式 が必ずしも効率的とは言えない状況となっております。 また、消防サービスの向上や効率化を目的とする市町村の消防の広域化が推進されており、当該組合でも消防通信指令業務を組合構成団体以外である焼津市と共同処理することになりました。

これらの状況から、平成20年3月31日をもって、島田市・北榛原地区衛生消防組合を解散し、現在の共同処理事務については、事務委託方式により対応したいとするものであります。この後、こうした処理がもし進んだ後は、島田市と川根本町はごみ処理及び消防に関する事務を次のとおり処理する予定であります。

可燃ごみについては、中間処理及び中間処理残渣処分業務について、島田市は自己処理し、川根本町は島田市へ地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託によって従来どおり処理されます。今まで組合に負担金として支出していたごみ処理に係る経費を島田市に委託料として支出するものであり、本町が負担する割合は相手が島田市になっても変わるものではございません。

なお、可燃ごみの収集運搬業務についても、引き続き島田市及び川根本町はそれぞれ自己 処理し、本町への特別な影響はないと思っております。

また、消防に関することについては、島田市及び川根本町の区域内の通信指令業務については、島田市及び川根本町それぞれが焼津市へ地方自治法第252条の14第1項に基づく事務委託によって処理される予定であります。

予防査察業務、警防業務及び救急救助業務については、島田市は自己処理し、川根本町は 島田市へ事務委託によって従来どおり処理いたします。本町への特別な影響はないと思って おります。

また、消防団に係る事務については、引き続き島田市及び川根本町がそれぞれ自己処理いたします。

今後の対応については、こうした状況でありますけれども、適正かつ効率的なごみ処理を 行ううため、今後も島田市とのパートナーシップのもと、協力していくものであり、今後の 施設環境、業務内容により運用についてコスト削減等の検討もしてまいりたいと思います。

川根地区広域施設組合であります。

川根地区広域施設組合は、本町と川根町のし尿処理業務を共同で行っておりました。現在のし尿処理施設クリーンピュア川根は、平成15年4月に稼働し、順調に運転をしております。

島田市と川根町の合併により、川根町のし尿が島田市のし尿処理施設へ搬入されることも考えられましたが、現在の川根町分が搬入されないとクリーンピュア川根の運転に支障を来すという事情を島田市側にも理解していただき、現在の川根町分のし尿は、今まで同様クリーンピュア川根に搬入されることとなっております。

よって、平成20年4月から同組合は本町と島田市の組合となり、現在規約改正の準備をしているところであります。

今後については、し尿の搬入状況や起債の償還、施設の耐用年数などいろいろな要素を勘

案しながら、安定的な運営、コスト削減を念頭に対応を考えていきたいと思っております。 次は、川根高校並びに中高一貫教育の話であります。

川根高校については、御承知のとおり、県の教育委員会の所管とするところであることや 現在川根町と合併事務すりあわせ中であることと、編成中である島田市の平成20年度予算に 対し、私が断定的なことを申し上げる立場ではございませんが、施設所在地の長として、ま た私が学校後援会の会長を務めていることから、この視点からお答えをさせていただきます。

御存じのように、川根高校は、昭和38年に県立藤枝東高校の川根分校として設置され、昭和41年には現在の県立川根高校となり、これまで四十有余年、地域の子弟の高校進学率を飛躍的に押し上げるなど、地域の教育の拠点として大きな役割を果たしてきました。

また、平成17年度から10年間の県立高等学校第2次長期計画に位置づけられております。 川根高校に平成14年度から組み入れられている中高一貫教育校は、生徒の多様な興味、能力、 進路希望等に対応した教育課程を整備し、関係地域の人材育成を図ることを基本としており、 川根本町及び川根町においても、川根地区中高一貫教育協議会を設置し、行政のかかわりと して地域内の小・中学校の教職員を対象とした研修会や生き方教室としての進路指導等、 小・中・高が連携する地域の人づくり、豊かな学力部会、郷土愛部会の発表会、講演会など 直接または間接的な支援を行ってきたところであります。

これら川根地区としての川根高校への後援会支援等の継続に当たっては、本年8月、本町教育委員会事務局が川根町教育委員会を訪問し、平成20年度における中高一貫教育及び県立川根高等学校の学校後援会への継続的な予算計上と島田市との合併すり合わせ事務などの状況を確認しております。また、11月には、川根高校長などと協議などを経て、事業継続の調整も行ってまいりました。

平成20年度の島田市予算措置において、中高一貫教育予算は、川根中学校においても川根本町両中学校同様の経費計上をすること、川根高校後援会予算は、従来の方針を継続し、川根地域の特性等を考慮した川根地区後援会費220万円の基準額のうち、生徒に相当する額を計上することを確認しております。

なお、残念ながら体育後援会補助については、島田市において同様の予算を認めていないなどの理由から、川根町が今年度補助した30万円を打ち切る方針と聞いております。これについては、川根高校の校長より、従来の当町、これは川根本町ですけれども、当町からの補助額を継続いただければ、一層の効率的運用を図り、より効果的な部活運営に努めますという支援要請を受けております。

近年、川根中学からの川根高校への進学率は減少傾向にあり、また島田市内に設置された 県立高等学校に対する同様の後援制度がないなど厳しい状況にありますが、平成21年度以降 においても、島田市に対して川根地域の地域性を考慮した支援を今後も継続していただける ようお願いしていきたいと思っております。

私も川根高校の教育活動を後援し、施設設置の充実と教育効果の向上を図る学校後援会長

という立場で、生徒にとって魅力ある学校、地域の要望にこたえられる内容で特色のある川根高校となるよう、県の施策の中にそれを生かしていただけるよう提案し、支援をしていきたいと考えております。

川根茶業組合であります。今後の対応についてはということですが、島田市と合併する川根町担当課と助成金について確認をしたところ、事務すり合わせの結果、合併後も引き続き支援することが決定しているとのことでありました。本町においても、厳しい財政の中、基幹産業である茶業の関連組織である茶業組合に対して、今後も支援をしていきたいと考えております。

続いて、大井川の清流を守る研究協議会であります。

議員御承知のとおり、大井川の清流を守る研究協議会は、平成12年11月に榛原郡8町で設立されております。

これは、その後に控えた田代川の水利権更新を目途に、当時の榛原郡町村会が中心となって、この協議会を設立し、研究あるいは要望活動を行うために設立されたものであります。

その後は市町村合併により、旧8町の構成を残し、それぞれ新市に引き継がれ、現時点では島田市、御前崎市、牧之原市、吉田町、川根町、川根本町の3市3町で構成され、活動しております。

その目的は、大井川流域の環境保全と流況改善に必要な調査研究であり、目的達成のため、 水環境の改善、調査研究、上流部・下流部の情報交換並びに連絡調整、国及びその他関係機 関への陳情、要望などが活動内容となっております。

本年7月にも、大井川の環境保全の推進に関する要望を採択し、国・県・関係機関へ働きかけを行いました。内容は、御承知かと思いますけれども、大井川の河川機能、環境維持並びに駿河湾沿岸域の浸食等の課題に対し、大井川流域全体で取り組むことの必要性にかんがみ、大井川の恵みを共有する志太地区、東遠地区並びに中遠地区と連携して、環境保全に取り組む。2つ目として、平成20年7月に迎える水力発電用水利権更新が円滑にされるよう、流域地帯、下流利水者、発電事業者、河川管理者などによる協議会設立を早期に国・県に要望するというもので、これをもとに、県並びに国に要望活動を行っております。

2の水利権更新に関しては、大井川に関するさまざまな立場の人が一つのテーブルについて、議論、情報交換の場の必要性を流域全体で要望するもので、当町としても設置を強く求めるものであります。また、前者は大井川の環境保全はもう少し広いエリアで考えていくべきというもので、現在それらの要望を受けて、さまざまな広域な市町との連携を考えていくための意見交換の場を設ける準備を進めているところであります。

今までの流れを見ましても、川根町、島田市が合併しても、流域としての大井川の環境保全は推進すべく、大井川の清流を守る研究協議会は、目的達成のために十分機能するものと判断しております。当面合併による影響はないと認識しております。

もちろん、先ほど述べましたさらに幅広く考えていくという、そうしたことについては今

後とも十分検討していきたいと考えております。

次が、介護認定審査会であります。

御承知のとおり、現在、川根町、川根本町の2町で介護認定審査会を設置しております。 川根町が島田市と合併するに伴い、現在の審査会は解散となります。

解散後の委員会のあり方については、業務委託または町への設置と2つの方法があり、医師会、本町審査会委員とも協議してまいりました。

業務委託につきましては、他の市町にも伺いましたが、介護認定者も増加の傾向にあり、 案件もふえるため、他の町の分まで受託は困難とのことであり、本町単独設置に向け委員の 定数、開催日数等の見直し、委員の確保等、現在作業を進めているところであります。

なお、審査会の開催及び設置条例につきましては、準備を整え、3月議会に上程したいと 考えております。

川根地域振興協議会であります。

川根地域振興協議会は、昭和50年1月、川根地域開発のために広域的な事業を実施する目的で、川根町、旧中川根町、旧本川根町の町長、助役、議会の議長、副議長を委員として組織されたと聞いております。

現在、川根本町が事務局を持ち、私が会長を務めさせていただいております。

また、聞くところによりますと、川根地域振興協議会の直接的な結成の原因は、大井川の 環境改善を進めるためというような共通の目的があったとも聞いております。

協議会の事業ですが、共同処理を必要とする事業の審議調整、国・県及びその他主要事業の関係機関への対応、その他本会の目的達成のための必要な事業を行ってまいりました。

中でも、先ほど言いましたように、大井川流域の河川環境改善を求める意見書について、 国・県に積極的に働きかけ、流域改善に努めてまいりました。

また、JA主体事業の三川根地区再編製茶工場の調整、大井川鉄道への県を含めた財政支援等広域的な事業の実施調整を行ってまいりました。

しかし、この振興協議会も来年度は川根本町1町となりますので、協議会で協議の結果、 平成19年度末をもって32年間の歴史に幕を閉じることになっております。

今後、大井川流域の振興、広域的事業実施を推進していくには、県中部支援局、県志太榛原農林事務所等の県の関係機関及び各団体との連携を図り、振興に努めていきたいと考えております。

また、川根町が島田市と合併協議会のすり合わせの中でも、広域的にアピールできる事業、例えば野生鳥獣対策等各団体の調整をお願いしております。

以上が、各7つの団体に対する現時点での対応策であります。

続いて、財政健全化法に対する御質問であります。

これは現在進行形でありますので、現在での把握している状況についてお答えをさせてい ただきます。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、平成19年6月に公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

この法律は、平成21年4月1日からの施行となっておりますが、指標の公表に係る規定の施行は、公布後1年以内となっており、平成19年度決算に基づく指標については、来年度の決算において公表することとなっております。

なお、計画策定業務等については、平成20年度の決算に基づき平成21年度に公表される数値が対象となります。

それでは、内容につきまして概要を説明いたします。

公表する健全化判断比率は次の4つであります。

1つ目は、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である実質赤字比率。これは今までの実質収支比率と同様の考えのものですが、黒字の場合はゼロとなります。

2つ目は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である連結実質赤字 比率。これは全く経験のない指標で、定義を簡単に言いますと全会計の赤字額から黒字額を 引いた額を標準財政規模で割ったものであり、黒字の場合はゼロになります。

3つ目は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である実質公債費比率であります。これは現在決算時に報告させていただいているものであります。

4つ目は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模に対する比率である 将来負担比率であります。これも新たに定義されたものであり、地方債現在高、債務負担行 為に基づく支出予定額、地方債償還に係る一部事務組合等への負担額及び退職手当支給予定 額のうち一般会計等の負担見込額等の将来の負担額を標準財政規模で割ったものであります。 これらの分母分子からそれぞれ交付税措置される額が控除されます。

これらの4つの比率を毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとなっております。

これらの比率のいずれかが、定められた早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めることとなっており、この財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事への報告や全国的な状況について公表され、毎年度その実施状況を議会に報告することとなっております。

なお、この計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められたときは、総務大臣または県知事は、必要な勧告をすることができることとなっております。

また、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかが定められた財政

再生基準以上である場合は財政再建計画を定めなければなりません。この策定手続はほぼ財政健全化計画と同じですが、総務大臣、県知事へは協議し同意を求めることとなっております。

この早期健全化基準及び財政再生基準については、先般12月7日に総務省から示され、県 を通じて市町村へ通知がありました。

実質赤字比率については、財政規模に応じ11.25%から15%、20%以上が再生基準であります。

連結実質赤字比率は、財政規模に応じ16.25%から20%、30%以上が再生基準であります。 実質公債費比率は25%、35%以上が再生基準であります。

将来負担比率は、早期健全化基準のみですが、350%以上となっております。

ただし、連結実質赤字比率及び実質公債費比率につきましては、経過的な基準や起債制限の事業区分の撤廃等検討される部分があるなど流動的ではありますが、国ではこれらの基準で政令の整備が予定されております。

以上、法律の目的、内容、施行のスケジュールについて説明させていただきました。

これに対して本町の対応でありますが、11月下旬に県において当該法律に関する説明会が 開催されました。

説明会において、公表される指標については、地方自治体の運営に関する重要な指標であるため、基礎数値については、慎重かつ正確に把握する旨の指示がありました。

指標については、現在その指標の基礎数値について県と市町において数値の把握の統一に 向けて作業を進めております。

本町の財政運営におきましては、本町の健全化指標と今後政令で定められる早期健全化基準に基づき将来の負担を見据えた事業の選択、起債の借り入れの制限や特別会計への繰り入れ基準の見直しなどにより、健全な財政運営をしていきたいと考えております。

なお、参考までに実質公債費比率について上げますと、本町においては平成18年度決算では10.2%になっています。これは、過疎債等の交付税措置のある地方債が多いためこの数値となっております。

以上、2点について答弁をさせていただきました。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) それでは、順番で再質問をさせてもらいます。

僕は結構ずるいもので、予備調査せずに羅列的にどうなるのかなというのを聞いたんですけれども、聞きながら、ああ、そうなっちゃうのかというふうに驚いた部分もあったんですけれども、特に川根地域振興協議会、これは解散、1町だから仕方がないよという部分もある。

それから、介護認定審査会は、解散して単独設置だと、ここの部分は初めて聞いたなとい うような気もします。 それから、川根高校の後援会ですね。ここの部分も体育後援会の方はなくなっちゃうと、 それで学校後援会はこれからも続けるのだよという部分ですけれども、ここもこれからとい うところがどの程度のものなのかというところもかなり心配です。ここの部分はほかの助成 金、残るよといった部分についてもこれからどうなっていくのかなという部分がちょっと危 惧されるところです。

それから、大井川の清流を守る研究会、これも形式として組織としては変わらないけれども、前回の水利権を取り戻そうというので、田代川をやったときと、それから今回のときの温度差とか進め方とかを見たときに、少しずつ影響が出ているのではないかなというような危惧もしています。

ただ、ここのところは見解の相違ということになっちゃう部分はあるので、重ねて聞くということではなくて、なぜこのようなことを聞いたのかというと、やはり一つの川根町という町がなくなる、島田へ行く。川根町と島田の合併協議会、ここの部分は1市1町、島田と川根町の合併協議会は何カ月もかけて地道にやるけれども、そこのところで隣にある川根本町がそれからどうなっていくのかという部分について、しっかり対応していく、対応策を立てていかなければならないじゃないかなという意味で聞いてみました。

まだ、何年か前のときには、どこと合併するなんて言っていたころを振り返ってみると、 あのころはもちろん川根地域振興協議会もありましたし、それから島田・榛原地区広域市町 村圏組合、これは榛南も入った組合でした。かなり広い一部事務組合です。それから衛生消 防組合ですね、島田市と北榛原の。それからし尿処理の川根地区広域、それからあと、僕の 記憶の中では、議会の議員同士の交流という形での榛北4町の議会の勉強会がありました。 それに島田市の議員も全員入ってきて、島田市と1市4町全員の議員で毎年何回か協議会を やると、同じ問題に対して研究会もやるというようなこういう組織もかつてはありました。

そういう点において、これから今までに比べて広域に対応していかなければならないよという共通認識の中で、その範囲の中の議員が集まって、また首長の集まるところもあったんですけれども、そういうのでやっていて、結果として今の状態になっていると。それは住民がそう判断してなったことですから、いいとか悪いじゃなくて、大事なことはある程度の大きいレベルでの合併ができたところは、これからの行政というのは広域的な連携というものをしていかなければ行政はやっていけないよという部分を合併という形で処理したというか、解決したという部分があると思います。

ただ、残念ながら川根本町の場合は、この中川根と本川根の合併では、これからの広域的な行政というものを合併という形で解決したというところにはとてもいっていない。だから、川根本町としては、広域的にこれから対応していくんだという部分は、そのまま宿題として残っている。そして、それじゃ具体的にどこだと、相手は、まさに島田市であるわけですね。そこの部分のところを町長がこれからどういうふうに広域の連携の部分をやっていくのかと、その点についてお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 広域でやった方が事業がスムーズなもの、あるいは効率的なものの例としてごみ処理があり、今まで1市4町の枠組みの中で建設工事を行い、結果として1市1町が残っております。その中で、先ほど言いましたように、業務委託という形式の中でごみの共同処理をしている、あるいは消防の通信指令の例にとれるようにさらに広域化するもの、あるいは施設を有効活用するものは、そういった形で近隣の市町と連携しながら対応していく。

ここでいう、例えば大井川の清流を守る研究協議会等に関しては、さらに大井川の機能、山と海を結ぶ機能を考えていけば、さらに大きな連携の中で考える必要があるかということで、現在準備を進めているところ。そういうふうに課題ごとに広域の必要なものは対応してきておりますし、今後も対応していきたいと考えております。

また、静岡市との道路の整備に関しては、政令市となって、地元自治会との連携を組みながらやってきていた、あるいは362に関しては浜松と連携を組みながら要望を国・県に上げてきた、そういったさまざまな案件によって広域の連携をしてきております。

また、今後、先ほどありましたように、静岡空港に関するさまざまなアプローチも広域で取り組んでいこうという流れができておりますので、その中に参画しながらやっていく、そういうふうに案件ごとに対応していくと思います。

それから、やはり川根本町をこの形で残したというのは、何回も言っているように、住民とともにこのまちづくりをしていく、地域資源を生かしていく、そういうことでより小さな行政を選んだわけでありますが、それに対するさまざまな住民との共同作業も順次進めてきております。

そういった意味で、現在進めておりますのは、こうした中でより交流を促進することが大事だということで、交流促進のためのいろいろなツーリズム事業等の準備も進めておりますので、そうした連携と、そして幅広い交流と、そして地域住民との連携の中で、こうしたまちづくり、あるいは地域づくりを進めていきたいと考えております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) わからんことはないんですけれども、なぜこんなことを言うのかというと、広域に連携して行政をやっていかなければならないという部分のところは、今もそういう要求もあるし、これからもさらに強くなっていくだろうという中で、今度はそういう広域の連携に対応していくだけの組織があるのかなとなったときに、先ほど述べたように、大きな幾つかの一部事務組合がなくなるとか、それから協議会もなくなっていくという中で、小さい町で自立してやっていくという部分、力を合わせてやっていくという部分、ここはそれで物すごく大事な部分だけれども、もう一つ大事なことは、住民の生活を守っていくには、広域的な行政の部分もしっかり制度として確立していく、この2つがセットでないと、川根本町というものをつくったというところの意味がないし、また川根本町がこれからも住民の

人に迷惑をかけずに何年か続いていけるという部分のところじゃないかなと。

そういう点においては、ただ事業ごとに連携をやっているからいいだよというレベルの話じゃなくて、まさに川根本町は、島田、それからほかの隣のような、それから関係のあるところともっともっと密に連携していく、また川根本町の事情をわかってもらう、また協力もしてもらうというような、昔は水平俯瞰みたいな言い方もあったんですけれども、そういうところの部分が制度として確立しないと、住民としては、あ、そうですかという安心がないじゃないかなと思ってお聞きしています。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 広域連携については、例えば今消防の広域化ということが県の議題になっております。静岡県に政令市が2つできて、そうしたことも踏まえて今後どういうふうにそうした広域でやった方が効率がいい業務をやっていくかということの議論、それと並行して、過日浜松市と静岡市の間に入る全市町が集まって今後の連携について、これは県知事が主催したわけですけれども、そういった会議の中で今後の広域連合的な働きかけはどうかというふうな議論の中で、少し議論があった。そういう意味で、今後県といたしましても、政令市誕生に伴って残った伊豆、東部地域、そして中・東遠地域をどのような枠組みの中で広域連携を図っていくか模索している、あるいは今後の進展を考えているところであります。

当然、こうした連携というのは、川根本町の意向だけでは、相手の立場もあります。あるいは全体の意向、雰囲気というのもございますが、そういった中で当然、先ほど言いましたように、広域連携の中で物事が進んでいくという面も、特に例えば観光の面なんかはそういうふうに考えておりますので、そういう意味では、環境改善、観光の振興等広域連合等の動きというのもしっかり注視しながら、あるいはそういった方向にいくように私は働きかけていきたいと考えております。

また、もう一点、例えば環境に関すれば、大井川という一つの核になるものを軸に連携を図っていく、そういった意味でのアプローチもあろうかなというふうに思っております。 議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 一般論を聞いているわけじゃなくて、それからいろいろな消防とかそういうものが大きくなるべく広く対応していった方が効率的だよという話をしているわけでもありません。そのことよりも大事なことは、今まで川根町と中川根町のつき合いってあったわけですよね。それから、中川根町といっては悪いけれども、川根本町と。それから、川根本町と金谷とのつき合いもあったわけですよね。その2つの町が、これからは島田と言われるけれども、そこに住んでいる人が変わっているわけじゃないし、地域が変わっているわけじゃない。だから、前に金谷町と言っていた地域、それから前に、まだあれなんですけれども、川根町と言っていた地域、それを含めた隣の市である島田市と町長がどういうふうにつき合っていくつもりなのか。そこのところを聞きたいと思います。一般論の広域論ではなくて、島田市とどうしてつき合っていくのかと、そこの部分をお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 島田市とはさまざまな、隣の市でありますので、行政的にもかかわりがあります。そういったことは十分いろいろなチャンネルを使って情報交換しながら、やっていく、そういう話であります。

ただ、今までのように一部事務組合を持つとかそういう形はなくなりますけれども、同じように地理的にも接しておりますので、今後さまざまな分野で協力、連携をしていく、あるいは具体的な例でまたあれですけれども、大井川鉄道の経営改善的な施設整備等については、今後とも連携してやっていきますし、先ほど言ったように、川根高校については島田市にもお願いしながら振興を図っていくということ。

ただ、今聞かれているのは、川根本町という行政体としての対応だと思いますが、当然島田市の中の一部というよりも、私としては島田市との対応という形になろうかと思っております。

また、地域としての対応は、先ほど言いましたように、川根茶業組合とか川根お茶街道とか、お茶に関すればそういう民間も含めた組織がありますので、そういったところでも、連携あるいは協力体制は組めるのではないか。あるいは一般的な組織としては、JAおおいがわ、あるいは森林組合おおいがわとか、この流域に関係する組織もありますので、組織との連携を通じてこの流域全体のことを考えていく、そういったことも可能かというふうに思っております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 個々のものに対して連携を深めていく、これは当然やっていかにゃならない部分なんですけれども、具体的な話の中での島田市と川根本町とどういうふうにこれからつき合っていくかという話を聞いている部分では、当然いろいろなところの相手の話じゃないもので、ということは、行政全般に対して個々の事業というより、行政だけじゃないかもれしれないけれども、全般についておつき合いしていかなければならない相手であるという認識をまず持つべきじゃないかなと思う点と、そしてそれと連携が必要だという部分は町長の答弁の中に出ているもので、それでは、実際にどういうふうに制度的にやっていくのかと、例えば川根地域振興協議会があったような形の行政も、それから議会も入ったような、住民も入ってくれても当然いいことですが、そういうような形で、個々の事業というよりは全体的ないろいろなことを島田地域と、それから川根本町地域の全体的なことを話していくんだと、行政、首長、それから議会で、というような組織みたいなものを、それもこちら側から働きかけていく必要があるじゃないかなと、そんなふうに思いますけれども、それについて町長の考え方をお答えをお願いします。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) そうした近隣の市町との連携というのはさまざまな対応が必要かと思いますけれども、現時点で、先ほど言いましたように、川根地域振興協議会という組織は、

川根地域という一つの限定された地域の中で川根茶の振興、あるいは大井川の流況改善、そうした一つの共通な土台のある中で連携していきましょうというようなものがあって、成立し、機能してきたと思います。

今回、島田市と川根本町の場合には、エリアが相当広くなりまして、その中の当面する課題とかが必ずしも一致する部分が少ない。ですから、一致する部分は、先ほど言いましたように、それぞれの分野で連携をしていくという形で。これは島田に限らず、藤枝とか焼津とか、あと町村会を形成する吉田町、あるいはそうしたものとも関係してくると思っておりますので、現時点、そうした島田市との協議会のこういった目的を達成するために協議会が必要ということになれば、それは当然呼びかけていきますけれども、現時点では、それぞれの分野で対応していけばというふうに考えており、また将来というか、今後そうした包括的な協議会の設置が必要な場合には、当然呼びかけていかなければならないと思っております。

また、こうした合併が済んだ中の全県的なそうした事例等も聞きながら、必要があれば対応していきますし、当面個別の協議会で対応できる部分があれば、そちらで対応していけばいいと考えております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) もうこれ以上進めてもあれだと思いますけれども、ただ、一言言いたいのは、平成7年からの地方分権推進法からなぜ話を持っていったかというと、大きな流れの中で市町村合併というものが起こってきた。その中で川根本町はこういう合併を選択したよと。それで、合併を選択したからにおいては、絶対これを成功させていかなければならないというものがあって、それでは、どうしてやっていくかといったら、どこが足りないのかといったら、合併の本来の目的だった広域的な部分というのが全く意味のないものになるので、やっぱり広域的な流れというのは一つの流れだったので、そこの部分のところは今度のうちの方の合併では十分でない部分があるので、そこの部分は相手方の方はそれなりの規模の合併をしたので、それはそれでいいかもしれないけれども、うちの方こそしっかり隣の町、隣の市とつき合っていけるという形をつくっていかないと、これから自分らでやっていけなくなるから、住民に迷惑をかけるんだよと、そういう認識が欲しいじゃないかなと思ってお聞きしましたけれども、なかなか島田の話が出てくると、余りいい顔もしないなというような感じで、次の質問にいきたいと思います。

次の質問は、健全化法、これは後から新聞が出たもので、初めは簡単なことを聞けばいいわぐらいの感覚でいましたけれども、これについて重立ったというここだけ聞いておきたいなというようなところを聞いてみたいと思います。

4つの指標が出ているんですけれども、先ほど町長にかいつまんだ説明をしていただいたんですけれども、まずこの4つの指標について町長がどういう評価をされているのか、これがすごく有効に財政の健全化に寄与していくものだというふうに考えているのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) これから財政の状況をしっかり把握しながら、あるいは川根本町の財政状況がこの4つの指標に限らずさまざまな指標の中でどういう位置づけにあるかということをまず、もちろん職員は当たり前ですけれども、町民の方にも理解していただきながら財政再建、あるいは予算の優先配分、あるいは新規事業の展開に、その基礎資料として使っていきたいと考えております。

ただ、現在7日に数字が出て、まだどういう算定根拠でこの数字を積み上げていくかというところまで具体的な資料を私は持っておりませんし、今後詰めていく段階でありますので、この数字そのものに関してはまだコメントできる立場ではありませんけれども、今後それが煮詰まってきて、全県下、これは全国出ますけれども、こういう数字が出れば、川根本町の位置づけというのがより明確になってくると思いますので、それを生かしながら、決して現状ではこうだけれども、頑張ればこうなるというふうな数字の使い方で住民の理解を得ながらまちづくりにつなげていきたいと考えております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) この全体を含めた中の4つの指標なんですけれども、こういう形のものが出てきて、少なくとも財政破綻が来る前に何とか対応して考えていくという面においては有効な方法じゃないかなという部分のところがあるんですけれども、ただ、新聞なんかで見ると、例えばこの指標を使うと、全国的にはどれだけぐらいのがひっかかるよというような言い方、それから県ではこうだよという言い方があるんですけれども、どうしてそういう数字が出てくるのかなという部分というのは、これは決算資料の方から割り出して出てくる数字ですか。

議長(森 照信君) 総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) 先ほど新聞の中で、全国の自治体の中では総務省の見解でいくと早期健全化団体の可能性がある自治体が50から100あるじゃなかろうかというようなことを述べてあります。

ただ、これの数字については、決算数字等に基づいて出されたものというふうに解釈して おります。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 決算数字で出しているということになると、当然当町でも物すごく正確な数字というやり方も固まっていない部分があるかもしれないですけれども、県あたりがそういうふうに試しで出している数値ぐらいのものは町でも出せるということになると思うんですが、どうですか。

議長(森 照信君) 総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) この指標となる基礎数値でございますが、なかなかまだ複雑さというような形で、県の方からもまだ政令の整備が予定されているという形で、現在県と市町

において数値の把握の統一に向けて作業を進めていると、そういう段階という形で御理解いただきたいと思います。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) そこのところで、行政がいつもそうなんですけれども、絶対間違いのないという数字が出るまではなかなか言わないという部分があるんですけれども、ただ、この数値というものは、平成20年の予算を使っちゃって決算になって、そのときにはこれは適用される法律だということを考えれば、なるべく早い形で数値というものが出てこないと、またそれを出すということが、どこの部分が気をつけにゃならん指標の中の要素でありという部分が出てくるもので、そういう意味において、なるべく早い段階のところでそういう作業に取りかかってもらいたい、この町のあれに取りかかってもらいたい。それは県なんかにも相談をかけても何でもいいから、そういうのをまず早くやってもらいたいなと思うんですが、どうでしょう。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 先ほど言いましたように、まだ20年度予算も編成されていない段階でありますので、21年度決算に合わせた数値の確定作業、あるいは準備作業というのはそれに応じてやっていきたいと思っております。

また、今回の場合には、財政健全化という大変住民の期待というか、いろいろな意味で影響を与える数字でありますので、その算定にはしっかりとした準備をした上で、数字の公表等に、あるいは活用につなげていきたいと思っております。

ともかく、算定基準等が今県との調整中でありますが、それが出た中でそれにのっとって、 そういった算定基準がある程度固まってくれば、先ほど言いましたように、決算資料からの 引用ですので、数字上の計算はできるかと思いますので、そういったことの作業を進めてい きたいと思っております。

ともかく私も最初の答弁をつくったときから、その途中でこの数字が出てきたというような、そのぐらい動いている状況でありますので、もちろん早目に対応するということは当然 今後やっていかなきゃならんと思っております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 平成20年度の決算からこの法律が適用になるものでやるということだと、言葉じりをとるようで悪いんですけれども、そのことが大事なことじゃないと思うんだよね、この法律は。そうじゃなくて、川根本町にとってこういう指標が大事だと、こういう制度が大事だと、なぜならば、いきなり財政破綻が来ないように、それで前もって財政計画をきっちり立てられるようにというためのもの。そうだとしたら、平成18年度の決算資料を使って平成18年度のものをつくっていくと、そしてそれを生かしていくと、そのことが大事なことであって、国の法律のハードルにひっかかるとかひっかからんという問題じゃないと思うんですけれども、その点についてどうでしょう。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 決してそういう意味ではなく、国としてはそうしたスケジュールの中で指標の提出とかを行っていますので、その中でなるべく早くその算定基準が固まったら、それを自分の中で照らし合わせながら、より健全な財政運営に生かせるような数字として使っていくということであります。

したがって、決しておくらせるという話ではございません。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) 残りわずかになると思いますけれども、そこの部分のところは町長の答弁をいただいた中で、重ねてお聞きするんですけれども、なるべく有効に使っていきたいという中で、それでは具体的にと言うと、やはり自分のところですけれども、議会の役割という部分もかなり大きい部分がある。それからもう一つ、監査の部分でもかなり重要な部分がある。それから、そのもととなる基礎資料としての行政の方の取り組み、ここの部分ももっと重要になってくる。

去年ぐらいに収入役制度というのがなくなって、収入役によるある程度独立したチェック機能というものが全くなくなっちゃって、会計管理者が頑張っていないということじゃないですけれども、制度が変わったという部分も含めて、余計に議会と監査のチェックが必要だ。議会と監査のチェックが機能的になるためには、やはりしっかりとした資料が、財政情報が必要だ。そういう点において、ただ頑張るじゃなくて、具体的に町長はどういうふうにやっていくのか。例えば職員を張りつけるとか、いろいろな形の中でどういうふうにしてこのことをやっていこうとしているのか。監査委員にもっとはしはしやれという話になるかもしれませんけれども、そこら辺も含めて具体的な処方せんの部分をお聞きしたいと思います。最後です。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 冒頭申し上げましたように、19年度決算についてはこれを公表するとされておりますので、それを一つの目標にして、職員を張りつけるというよりも、一つの数字が出てくれば現在の総務課の流れの中で対応できるというふうに考えております。

あとは、その出た数字を、先ほどの議論の繰り返しになりますけれども、どういうふうに 公表しながら町の状況をありのままに伝えて、その中でまちづくりに生かしていくか、そう いう運用の仕方というのは十分情報公開、あるいは情報説明、公開するだけじゃなくて十分 これを説明して、町の財政状況を、財政状況と言うとまたかたい、町のこうした状況という のを町民も含めてより多くの方、あるいは団体にも理解してもらうことが大事かなというふ うに思っております。

ただ、どれだけの作業量になるかということも、現時点でまだ正直言って数値が出ていない中で把握しておりませんので、特別ここだけに張りつけるというようなことは考えておりませんけれども、必要があればそれは対応しなきゃならんでしょうけれども、現時点ではま

だこれから順次情報が出次第対応していきたいと思っております。

議長(森 照信君) 板谷信君。

10番(板谷 信君) おつりみたいな言い方になってすみませんけれども、まさにごく当たり前に、今考えられる部分のところで考えても、これから毎年9月に議会が決算をやっていますよね、決算審査をやっている。その前に会計管理者の方から決算が出てくる。この作業があって、この作業とは別にもう一つ新しい作業が今度出てくる。この4つの指標がどうなっているという財政状況を説明するという作業がある。それで監査委員に持っていって、そしてまた監査委員から議会へも持ってくる。この二重の作業があるということを考えたときに、それから日程的なものを考えたときに、かなり覚悟してかからないといかないじゃないかなというような心配がします。町長は今のところ何とかやっていけるよというような言い方でしたけれども、そこら辺の部分は慎重に対応していっていただきたいと思います。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) くどいようですが、これは法律で決まっていることでありますので、 当然行政としても対応していかなきゃならない。ただ、現状では我々としても、それにはま た新たに人を張りつけている状況ではない。やはりその中で回していかなきゃならないとい うことを申し上げたわけで、何とかなるとかという楽観的なことではなく、そういう状況だ ということを申し上げただけあります。

議長(森 照信君) これで板谷信君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2 議案第68号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に ついて

日程第3 議案第69号 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に 伴う財産処分について

日程第4 議案第70号 川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処 分等に関する事務の委託について

日程第5 議案第71号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託 について

日程第6 議案第72号 川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について

議長(森 照信君) 日程第2、議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散についてから、日程第6、議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託につ

いてまでを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。 第1常任委員長(鈴木多津枝君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました 事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月6日の本会議におきまして、議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散についてから、議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託についてまでの5件の案件について付託を受け、10日午前9時より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について一括して報告いたします。

島田市・北榛原地区衛生消防組合を解散し、それに伴う財産処分の方法、組合解散後の一般廃棄物の処理、消防事務の取り扱いなどの概要について、町長及び担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。

島田市・北榛原地区衛生消防組合は、一般廃棄物の処分及び消防に関する事務を共同処理 することで効率化を図ってきたものですが、関係市町の合併が進み、平成20年4月には構成 団体が1市1町となることで組合を解散し、関係事務を島田市への委託により処理しようと するものであります。

このような中で委員からの質疑が行われましたので、順を追って報告をいたします。

最初に、ごみ処理に関する組合解散についての審査を進める中で、委員より、町長が島田市から話を受けた時期とその時点で議会に相談せずに了解した理由はとの質問に対し、町長より、7月13日に島田市長より構成団体が1市1町となること、経費を抑えたいことで解散が伝えられ、行う事務はごみ処理ということに特化されており、今までと何ら変わらないこと、負担も委託料として算定の基礎は今までと変わりないことを確認して、了解したとの説明がありました。

7月13日に話があってから、9月4日の全員協議会まで何も議会に報告していない。8月27日に組合議会協議会が開かれたが、そこに出席する議員にも何の話もせずに、うわさとしては聞いていたが、出席して正式に話を聞き、そこまで進んでいるのかと驚いた。なぜ前もって話してくれなかったのかとの質問に、町長より、内容に大きな変化があるなら事前に報告も必要だが、何も変わらないことなので、島田市と同一歩調で報告するようにしてきたとの説明がありました。

8月の全員協議会で、消防通信指令の焼津市委託の件の報告がされている。なぜそのときこのような大きな話が進んでいることを報告しなかったのかとの質問に、町長より、消防と衛生で独立した事例なので、このときは出さなかった。起債償還の方法など方向が出てからの方が納得を得られるし、島田市と同一歩調で報告することにこだわったとの答弁がありました。

何も変わらないことではない。借金は今までどおりに払い続けるが、財産はすべて島田市 のものになる。このような大きな変更をなぜ議会にも相談せず町長だけで了解したのかとの 質問に対し、町長より、今までどおりの分担方法、財産処分もすべて島田市へとした理由は、平成13年11月19日に1市4町の首長による建設委員会で、建設費償還には施設の共有部分が20%あり、運営費も共有部分が10%くらいあるので、建設費償還で2割を、運営費分担金で1割を均等割とすることを了解している。平成17年8月22日の田代環境プラザ完成のときの第1回首長会議でも、今後合併が予想されることで均等割を現時点にするか、合併後の構成数にするかで議論になったが、決まったことを認めながらやっていくということで落ちついた経過があるとの説明がありました。

財産すべてを島田市にするなら、借金も全部島田市が持つのが普通の話だが、借金返済は 持つという話なら財産も共有すべきではないかとの質問に、担当課長より、公債費を分離し た理由は、負担金で借金を払っても交付税が入らないからとの説明がありました。また、町 長より、共有としない理由は、1、使用の目的が限られた施設であること、2、一体化した 建物で土地も島田市のものなので、共有とするよりは島田市のものとした方がいいと県の指 導もあったとの説明がありました。

組合解散でどのようなメリットがあるのかとの質問に対し、解散すれば払うお金も総務管理費で3,000万円ほど安くなる。公債費を委託料に入れずに分けて当町で払うことで交付税が年15万円、10年間で150万円ほど本町に入る。当町にとっては大きい額だと町長から説明がありました。

同じ業務をやるのに3,000万円安くなることはないのではないか。組合経費としてはなくなっても、職員が島田市職員として事務をやるのだから、人件費として委託料で今までと同様請求されるのではないかとの質問や、委託料が今までより減る分があるとしても、算出方法は根本的に同じかなどの質問に対し、担当課長より、委託料の算定根拠はまだ島田市から示されていないのでわからないとの答弁がありました。

解散の理由書に、当分の間委託で行うとあるが、川根本町が必要とする間の保障があるのか。そのためにもせめて財産に共有部分が必要ではないかとの質問があり、当分の間としたのは、消防の通信事務に対する焼津市への委託についてを言っている。田代環境プラザを廃止するまで委託は変わらないと町長から説明がありました。

また、首長がかわったときも今の取り決めが担保されるよう、島田市は川根本町のごみを 適正処理する責務を有するの一文を協議書に入れて、住民の安心感を図ると町長より答弁が ありました。

連絡調整会議の構成についての質問があり、島田市が部長級1名、課長級1名、係長級1名の計3人、当町が課長、係長1人ずつで2人、計2名、事務局2人の計8名で、この上に副市長、副町長クラスの会議があり、その上に市長、町長会議が置かれるとの説明がありました。

平成18年度は公債費も含めて本町の負担は3,600万円くらいだが、公債費が一番ふえると きは1億3,000万円近くになり、10年以内に1億円を超す時期を迎える。今少しでも安くし てほしいと言えるときではないか。今を逃したらもう言えるときはないとの委員の意見に対し、町長より、今後の負担は平成13年の建設時に合意してあるもの。決まった枠の中で効率的な運用、経費削減を言っていかなければならないと思う。我々は経費のかかる方法を選び現在に至っている。今後焼却量に余裕が出て、産業廃棄物である建築業者からの廃材なども燃やすことになるようなときには、収入がふえたら委託料に反映されるよう、連絡調整会議で発言していくとの答弁がありました。

財産の当町分が移る部分をどう評価するのか。一つの方法として委託料で調整すべきだが、 そういう話があるのかとの質問に対し、町長より、委託料は別な要因で大きく変えるもので はないとの答えがありました。純粋に当町の償還持ち分の8億円余がなくなるということか との質問に対し、町長より、建設時の合意に基づくものとの答弁がありました。

他の構成団体が入るときの委託料と同じというのはおかしい。本町の財産持ち分の清算は どうなるのかとの質問に対し、町長より、通常は転嫁されないと思うとの答弁がありました。 規約の第3条では島田市主導のように書かれているが、第9条には対等のように書かれて いる。どちらが本当かとの質問に対し、町長より、どちらが重いか軽いかの認識はない。管 理者は行革もあり、安くしよう、安くしようと言い続けている。極力コストを下げたいとの 説明がありました。

規則にのっとった協定を結ぶ必要はないのかとの質問に、町長より、協議書で定めるとの 答弁がされました。

借金を償還していくのに財産持ち分はどうなるのか。持ち分の権利はどう評価されるのかとの質問に対し、町長より、今までと同じにやるということが権利を保証するということとの答弁がありました。

バランスシートについてどうかとの質問に対し、町長より、今はわからないのであとで示すとの答弁がありました。

次に、消防関係に移り、委員より、北分遣所の消防隊員はどうなるのか。退職手当金も今までは北と南分遣所分は川根町と川根本町で払ってきたが、今後は全体で出すようになるのかとの質問があり、担当課長より、全員島田市の職員となり、委託料で払う。応援経費は既になくなっている。協定書にうたうまでもないとの説明がありました。

地名などでは、今までと変わりなく、南分遣所の担当となるとの約束があるが、救急車が 出払って分遣所がからになるときは、南か島田市の救急車が補完に上がるとなっている。解 散後もこれが守られるのか。北分遣所の予備車を廃止して、救急車が1台となると出動のた びに北分遣所はからとなり、北から補完に上がることが多くなるが、約束は守られるか。そ れでも応援経費もなしで川根本町は北分遣所の職員13名分だけを持てばいいのかとの質問が あり、担当課長より、基本的には今までと変わりないが、少しの違いは出てくるかもしれな いとの答弁がありました。

組合解散で組合経費が3,600万円安くなると言うが、解散によるものではなく、北分遣所

の予備車を廃止することで職員を17人から13人に4人も減らすためで、解散しなくても減額 するものではないかとの質問に対し、課長より、そのとおりとの答弁がありました。

以上のことが確認され、審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、議案第68号、 島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散については、賛成多数で原案可決しました。

議案第69号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分については、賛成多数で原案可決しました。

議案第70号、川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託について は、賛成多数で原案可決しました。

議案第71号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託については、賛成多数で原案可決 しました。

議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託については、賛成多数で 原案可決いたしました。

以上で、審査の経過と結果の報告を終わります。

議長(森 照信君) これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散について討論を行います。 討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番(板谷 信君) 私はこの議案について反対の立場から討論させていただきます。なお、これは一括して出ているものですけれども、それぞれ関係があるもので、ここのところでまとめてという言い方はちょっとおかしいかもしれないけれども、させてもらいます。余り範囲を神経質にしないで。

まず、反対の結論に至った理由ですけれども、まず1点は、この解散について川根本町の議会について行政からの情報提供、相談等が極めておくれたと。それで結果がどうだというよりも、結果そのものはかなり僕は変わったと思うんですけれども、もっと早い段階で言ってくれたら、かなり協力しているいろなことができたんじゃないかなという残念さがあるところと、またどんな問題に対してもこれだけ大きな重要な問題に対しては、常に議会を意識した、最終的に議決の結果に対する責任も負わされているのが議会ですので、そういう議会の立場も理解していただいて、なるべく早く相談をかけてもらうということができなかったのかなという、その点の不満があります。

それから、委員会のところで幾つか質問した中で、例えば田代プラザの施設の所有権とい うか、川根本町が持っている持ち分ですね。ここの部分がそれじゃどういうふうに評価され て、どうなるのかというところが最後まで説明がなかった。それから、そこが起債償還等の 関係でどうなっていくのかという部分についても十分な説明がなかったということ。

それから、経費の負担の部分、ここがこれから一番重要なところなんですけれども、ここのところでも、まず覚書を何年か前に出した、このとおりだよというような言い方でしたけれども、いろいろな状況が変わっているという中で、まず組合がなくなっちゃって事務委託にするという部分、それから川根本町が住民を代表して発言できる議会という部分もないというような部分で、かなり大きく状況が変わっている部分、それから今度はその経費の負担を決める根拠となるのは、きょう出されている規約なんです。具体的には第3条第2項に規約で出ていると。それを見ても、なぜ新しくこの規約ができたかというと、事業主体が組合から島田市になるということ。それからこれを幾らにするということを決める主体も、今までは川根本町と川根町と、それから島田とやっていたのが、今度は1市2町で相談して決めるんだよと、ここの部分も変わっている。だから、新しく規約をつくってやると。

ということは、これからの幾ら費用を負担するよという部分のところは、きょう可決されるかどうかわからないんですけれども、第3条第2項を根拠として決めていかなければならない。そうだとしたら、ここのところでもう一度費用負担について十分に委託を頼む島田と協議すべきだと、その必要があると、そういう意味で、ここの部分でも納得できないものを感じました。

それと、現実として川根本町の立場になって考えたときに、資料で出ていることで実際の決算数字とは違うかもしれませんけれども、川根本町が衛生消防組合に納めなければならなかったお金というのを積算したのが平成18年度では3,700万円ぐらいは分担金で出さにゃならんよという数字が、起債償還が始まるという部分と、それからいろいろな形で燃す費用そのもののも極端に上がってくるという中で、平成25年では1億2,000万円ぐらいになっちゃうと。これはなったってしようがないんだよと言うんじゃなくて、やはりこちら側としては、全体的な行政の苦しい状況の中では、何とかこちらの立場を島田に説明しながら、島田の再考を願うと。それから、それに合った形の支出分担の取り決めを新しく作るということの努力が必要であり、またやらなければならない部分じゃなかったのかな。その部分が十分できなかったなと、そのような幾つかの点でこの議案に対して反対せざるを得ないなというようなつもりで、解散そのものに反対という形じゃないんですけれども、残念だったなと、そんなような気持ちの中で反対討論といたします。

議長(森 照信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、佐藤公敏君。 2番(佐藤公敏君) 2番、佐藤。

今、私はこの議案に対して賛成の立場から討論を行います。今、68号以降関連するということで、全体についての反対討論があったわけですが、私も板谷さんの反対討論に沿ったような形で全体的に賛成の立場から意見を申し上げたいというふうに思います。

まず、1市4町でスタートしたものが、来年の3月末をもって1市1町になるということ

で、この組合を解散しようということであります。今、板谷さんの御意見の中にも、解散そのものには反対ではないんだということでありましたけれども、その解散後の財産の帰属、施設、それから備品関係、そして負債の関係、その財産の帰属の問題をめぐって一つ問題があるということ、それから基礎割と投入量割ですか、委託料の算定の根拠について問題があるというお話でございます。

この点については、確かに板谷さん、委員会の中でもかなり論点を明らかにしていただいたということで、議論が大変わかりやすく展開されたわけでありますけれども、資産がなくなることによって、その分負債が残るという話でございますが、これについては、いずれにしても、何らかの形で負担すべきものだろうというふうに思います。それは経費でいいますと、あるいは減価償却費ですとか、支払利息という形で恐らく委託料に転嫁されてくる部分になるんだろうというふうに思います。

それから、基礎割と投入量割ということで、川根本町の言い分としては、すべて投入量割にして負担を安くすればいいわけでありますけれども、相手があってのお話でございまして、恐らく事務担当者の協議の中、あるいは町長、首長同士の話の中でそこら辺も勘案して最初にスタートしたときの負担割合、これにおさまったということで、その負担割合については妥当性があると言っていいんだろうというふうに思います。

それから、最初にございました議会への説明のお話でありますけれども、これについては、議会の議員として出られている立場ということもあって、恐らく当日いきなり聞いたというようなこともあろうかと思いますが、これはある意味では町長の判断で時期を選んだということでありまして、町長と議会との関係としては問題があろうかと思いますが、対島田ということになりますと、川根本町の内部の問題をそこへ持っていくのはどうかなというような思いがいたすわけであります。

以上のような観点から、委託料についても妥当性があるという判断から、私は賛成をする というものでございます。

以上です。

議長(森 照信君) ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 11番、鈴木です。

私も、板谷議員同様、5議案一括して連携していますので、反対討論を行いたいと思います。

衛生消防組合の解散については、組合議会を傍聴した中で、島田市の議員から、構成町も 川根町が島田市に合併すると1市1町になり、組合議会としての機能は果たせなくなる。組 合議会の経費節減のためにも解散を考えるべきではないかとの質問が行われて、驚きました が、まだまだ川根町の合併後の話と思っていたし、実際9月議会で当局から解散の話が出さ れたときも、解散後のことは何もわからない。一度組合職員を呼んで話を聞くべきだと担当 課長に段取りを頼んでいたわけですけれども、まだ調整がつかないからということで延び延びになって、そのことも実現しないうちに、私たちの意識としては、まだ先のことだという意識でいた中で、それが首長間や担当者間では話が進んでいて、この12月議会に議案として上がり、全員協議会でようやく具体的な説明を受けたという経過があります。

しかも、組合議員になっている議員にも、私たち一般の議員と余り変わらないような日程でしか情報提供がされていなかったということも委員会審査の中で明らかになりました。そこには島田市と同一歩調でとの言葉が行政当局の方から何度も繰り返され、中にはくぎを刺されたなどという真っ正直な言葉も出るなど、島田市の圧力に屈し切っている行政の姿勢がありありとうかがえました。

だからこそ、交渉は一人でも多くの知恵や力をかりて行うべきで、議会の存在はそのためにもあるものだと思いますけれども、今回の町長の発言は、最初から対等とは言えない組合議会に対し、それは事実であり、だからといって、未来永劫改善不可能と決めつけるべきものでもないはずだと思いますけれども、このような議会などあってもなくても同じようだというような議会軽視の発言が出されたことは、後日撤回と謝罪がなされたとはいえ、口に戸は立てられないとのたとえもあるように、町長の認識が疑われ、残念としか言いようのないことです。

議会初日においての5議案一括した総括質疑の際も、付託が予定されている委員会の委員長として明らかにされるべき問題も多く、12月議会での採決に疑問を抱く議員もあり、委員会審査は慎重に時間をかけて納得いくまで行わなければならず、審査の中で組合議員の出席を求めたり、結論に達せず継続審査となることも予測されるが、行政は十分な対応をという質問をいたしました。担当課長、町長そろって十分納得されるように努力しますという答えをされたところですが、ところが、その後の議長の委員会付託の進行の中で、10日までとする期限つきの付託が議運での協議もされていないのに簡易採決という形で宣告され、結局全協での採決で期限つきに賛成者がわずかに多かったということで、そのまま10日の期限つきの委員会付託となり、本日の採決を迎えることになりました。

委員会では、質疑は終結したものの、行政から納得いく答弁がすべてにおいてなされたわけではなく、重要なところで県の指導があったからとか、島田市に言われたから、あるいは足並みをそろえたなどと今後の協議の内容も本当に大丈夫かと心配されるようなことが明らかになりました。

8億円余という多額の借金を払い続けることは、町長が言われたように、最初から覚悟の上での建設だったとしても、私はこの事業そのものに循環型社会の構築のために、身近な3町でやるべき高温ガス化溶融炉でなく、流動床、あるいは炭化方式、今の炉を改善する方式など、まだまだ研究が足りないと真っ向から当時反対していましたが、とにかく過ぎたことを言っても仕方がないのですが、借金返済は覚悟の上だったとしても、組合解散で財産がすべて島田市のものになるなど、一度も覚悟も納得もされていないことです。

第一、住民にさえまだ一度も話をしていないではありませんか。なぜこのような重大なことを急ぐのか理解できません。組合議会の経費削減のためとの説明ですが、真に組合議会の経費削減だけが問題なら、むだと思われる職員を組合議会に配置しなければいいわけで、もっと効率のよい運営をすれば済むことです。もし組合ではそれが不可能というなら、解散しても結局島田市の職員が組合でしていたことをやることになり、委託料にしっかり反映されるということも今の何もわからないと低姿勢の行政を見ていれば、大いに考えられることです。

負担やこれからの発言権、交渉権、財産処分の不利益扱いなどなど、多くの疑問や問題を 残したままの当組合議会の解散は時期尚早であり、納得できないことを明らかにして原案に 反対の討論といたします。

議長(森 照信君) 次に、原案に賛成の発言を許します。9番、中澤智義君。

9番(中澤智義君) 9番、中澤です。

私は、議案第68号、69号に賛成の立場から討論いたします。

先ほど68号で賛成の討論がありましたが、私も同様でございます。さらに69号の議案につきましても、68号に賛成でございますので、解散が決まれば当然財産も処分しなければならないとかように思います。解散に伴う組合の財産処分は、土地、建物及び工作物や備品、そして債務に至るまで、過去のいきさつや現在の状態、状況を把握して、規定や覚書に基づき処理されるべきものだと考えます。

今回、行政間で協議し、提案された処分案は、私は妥当であり、適正であると考えます。 一般廃棄物施設は島田市に帰属しても、当施設は島田市と川根本町のごみを処理する施設で あります。今までと変わりはありません。もちろん今後も変わらないと思います。

消防の川根北分遣所も当町に所在する施設でありますので、本町に帰属する処分は妥当な 方法だと思います。

これらの財産処分でも住民の衛生消防に対する今までのことと変わりはないわけでありまして、住民が安心して生活が保たれますので、私は、議案第68号、69号に賛成といたします。 議長(森 照信君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散については、委員長の報告のとおり 決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第68号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散については、委員長の 報告のとおり可決されました。

これから、議案第69号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分について、 討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第69号、島田市・北榛原地区衛生消防組合の解散に伴う財産処分については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第70号、川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託 について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第70号、川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の委託について は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第70号、川根本町と島田市との間の一般廃棄物の処分等に関する事務の 委託については、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第71号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第71号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第71号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託について、討論 を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第72号、川根本町と焼津市との間の消防通信指令事務の委託については、 委員長の報告のとおり可決されました。

会議時間の延長

議長(森 照信君) 本日の会議時間は議事の都合によって延長いたします。

日程第7 駿遠学園管理組合議会議員の選挙

議長(森 照信君) 日程第7、駿遠学園管理組合議会議員の辞職に伴う選挙を行います。 この選挙は、1名選挙していただきます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

駿遠学園管理組合議会議員に澤畑義照君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました澤畑義照君を駿遠学園管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました澤畑義照君が駿遠学園管理組合議会議員に当選されま した。

ただいま駿遠学園管理組合議会議員に当選された澤畑義照君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第8 発議第4号 乳幼児医療費助成制度への国庫補助を求める 意見書の提出について

議長(森 照信君) 日程第8、発議第4号、乳幼児医療費助成制度への国庫補助を求める 意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りた いと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号、乳幼児医療費助成制度への国庫補助を求める意見書の提出について を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、乳幼児医療費助成制度への国庫補助を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第5号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意 見書の提出について

議長(森 照信君) 日程第9、発議第5号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りた いと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略することに決定 しました。

これから発議第5号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出についてを 採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号、地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第10 川根本町議会議員派遣の件

議長(森 照信君) 日程第10、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のと おり決定いたしました。

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(森 照信君) 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期日程など議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(森 照信君) 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、常任委員会に関する事項について、閉

会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長(森 照信君) これで本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。

平成19年第4回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時00分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月12日

署名議員 山 本 信 之 器 名 議 員 佐 藤 公 敏	議	튟	森	照	信
				信	之